

東京都主税局委託調査

個人所得課税の所得再配分機能強化に向けた  
所得情報の活用状況等に関する各国調査委託  
報告書

令和4年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

Mitsubishi UFJ Research and Consulting



## ■はじめにー調査の背景と目的ー

本調査は、東京都税制調査会の審議における有用な基礎資料とするため、諸外国における所得情報の把握の具体的な仕組み、及びそれらの課税や給付への活用方法について調査・分析を行うものである。

課税資料の数は種類・ボリュームともに極めて膨大であり、正確な税徴収を行うためには、納税者番号等により名寄せが可能な資料を、有効に効率的に収集する必要がある。雇用主から従業員への給与・報酬の支払情報や、銀行・クレジットカード会社、不動産取引業者等、民間機関が保有する納税者の取引情報を税務当局へ提出する制度は、「情報申告制度」や「資料情報制度」と呼ばれる。我が国の場合、「法定調書」として国税当局への提出が義務付けられている調書は、国税庁の Web サイトによれば、60 種類（うち、所得税法で規定されているものが 43 種類）となっている。諸外国においても同様の制度が存在する。

このような制度を通じた正確な所得情報の把握は、社会保障部門と連携することにより、社会保障給付の適用条件の確認に活用することが可能であり、諸外国では、減税と給付を組み合わせて勤労インセンティブを高めるための仕組み（例えば、給付付き税額控除制度）を導入している国も存在する。

本調査は、このような背景のもと、東京都税制調査会の審議に活用するべく、諸外国における個人の所得情報の把握と、それを活用した課税や給付の仕組みを明らかにし、東京都又は我が国において類似の仕組みを導入する是非を検討する際の基礎資料とすることを目的としている。具体的には、諸外国の所得把握のプロセスやそれらを可能にしている法制度等の調査に加えて、地方行政・税務当局の関わり方、地方税の現年課税を実施している場合はそれを可能足らしめている背景や日本との違いを比較・分析し、我が国にとって望ましい個人所得課税のあり方について示唆を行う。

本調査研究の成果が、所得情報の正確な把握や地方所得税の現年課税化、それらを活用した給付の仕組み等を検討する際の一助となれば幸いである。

令和 4 年 3 月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社



## ■調査の方法

本調査では、アメリカ、カナダ、イギリス、オーストラリア、スウェーデン、韓国の6か国を調査対象としている。

調査対象国の所得情報把握の仕組みや個人所得税制、給付（付き税額控除制度）の仕組みについては、各国国税庁の Web サイトや政府税制調査会の資料を中心に情報収集を行い、情報申告制度の概要（調書の種類、情報申告者、提出方法、提出期限等）を把握した。

併せて、情報申告制度を通じた個人所得把握や給付制度の運用状況、現行制度上の課題等については、現地の関係機関とのオンライン会議を通じて聞き取り調査を行った。なお、一部の機関については、オンライン会議に代え、メールによる文書回答を頂いた（本報告書巻末の「参考」を参照されたい）。

### 【本報告書での語法】

雇用主や金融機関が従業員や口座開設者との取引情報を税務当局へ提出する制度は、「情報申告制度」、「資料情報制度」、「法定調書制度」等と呼ばれるが、本調査報告書では、統一的に「情報申告制度」と表記する。

なお、諸外国でも国によって名称は異なり、Information Returns、Information Reporting、Information Lodging、Information Filing、Statutory Return、Third Party Reporting 等と表記されることが多い。

また、本報告書では所得税の「確定申告」を、統一的に「納税申告」と呼ぶこととする。

なお、本報告書で記載している諸制度の根拠法は、特記していない限りすべて国の法律である。



<目次>

第 I 章 アメリカ .....	1
1. 所得情報の把握の仕組み.....	3
(1) 社会保障・税番号.....	3
(2) 情報申告制度.....	3
(3) 政府機関の情報連携.....	9
2. 個人所得税の仕組み.....	11
(1) 個人所得税（国税） .....	11
(2) 個人所得税（州税） .....	16
3. 給付（付き税額控除）の仕組み.....	18
(1) 勤労所得税額控除.....	18
(2) 児童税額控除.....	23
第 II 章 カナダ .....	26
1. 所得情報の把握の仕組み.....	28
(1) 社会保障・税番号.....	28
(2) 情報申告制度.....	28
(3) 政府機関の情報連携.....	32
2. 個人所得税の仕組み.....	33
(1) 個人所得税（国税） .....	33
(2) 個人所得税（州税） .....	39
3. 給付（付き税額控除）の仕組み.....	41
(1) カナダ勤労給付.....	41
(2) GST/HST クレジット .....	43
第 III 章 イギリス.....	45
1. 所得情報の把握の仕組み.....	47
(1) 社会保障・税番号.....	47
(2) 情報申告制度.....	48
2. 個人所得税の仕組み.....	60
(1) 個人所得税（Income tax） .....	60
3. ユニバーサルクレジットの仕組み.....	69
第 IV 章 オーストラリア.....	72
1. 所得情報の把握の仕組み.....	74

(1) 納税者番号.....	74
(2) 情報申告制度.....	76
2. 個人所得税の仕組み.....	87
(1) 個人所得税（国税）.....	87
(2) メディケア税（Medicare Levy）.....	89
(3) 個人所得税の納税申告.....	89
3. 給付（不還付型税額控除）の仕組み－Tax Offset－.....	91
(1) 低所得者税額控除（Low Income Tax Offset : LITO）.....	91
(2) 低中所得者税額控除（Low and Middle Income Tax Offset : LMITO）.....	92
第 V 章 スウェーデン.....	94
1. 所得情報の把握の仕組み.....	96
(1) 納税者番号制度の概要.....	96
(2) 情報申告制度.....	97
(3) 政府機関の情報連携.....	103
2. 個人所得税の仕組み.....	104
(1) 個人所得税（国税・コミュニオン税）.....	104
3. 勤労所得税額控除.....	109
第 VI 章 韓国.....	111
1. 所得情報の把握の仕組み.....	113
(1) 住民登録番号の活用.....	113
(2) 情報申告制度.....	113
2. 個人所得税の仕組み.....	125
(1) 個人所得税（国税）.....	125
(2) 個人所得税の納税申告の方法.....	129
3. 給付（付き税額控除）の仕組み－勤労奨励税制－.....	131
第 VII 章 諸外国からの示唆と考察.....	133
1. まとめ.....	133
2. 示唆と考察.....	136
(1) リアルタイムでの情報の把握.....	137
(2) 雇用主による年末調整業務の負担軽減.....	137
(3) マイナンバーのさらなる活用.....	138
参考 現地機関インタビューの概要.....	139

## 第I章 アメリカ

### 【概要】<sup>1</sup>

#### 【納税者番号として用いる番号】

社会保障・税番号として、社会保険庁(Social Security Administration : SSA)が付番する社会保障番号(Social Security Number : SSN)が用いられている。SSN は、1936年に利用が開始されたが、当初は社会保険料の徴収・受給者管理・給付が目的となっていた。社会保障給付や税控除等を受けるためには必須であり、かつ内国歳入庁 (Internal Revenue Service : IRS) が企業に対して従業員の社会保障番号取得を求めていることから、ほぼ全ての者がSSNを取得している。銀行口座に対してもSSNが紐づけされている。

#### 【個人所得把握のための情報申告書の例】

給与の支払者はSSAに対して、利子・配当等の支払者はIRSに対して、年1回情報申告書を提出することが必要となる(電子・紙とも可)。根拠法は「内国歳入法典 (Internal Revenue Code)」である。州政府において州所得税が課されている場合には、州の税務当局等に対して州の税務当局が定める情報申告書を提出することが求められる。

#### 【情報申告書と納税申告書の突合、確認】

IRSが保有する情報申告書に係る情報と、納税者が提出する納税申告書はIRSにおいてSSNによって突合され、申告漏れ等を把握する。なお、政府は、納税者がSSNを入力して、税情報を閲覧することのできるポータルサイト (Your Online Account) を提供している。

なお、記入済納税申告書<sup>2</sup>は導入されていない。

#### 【国と地方の税務当局同士の情報連携】

州政府において州所得税が課されている場合には、州の税務当局等に対して州の税務当局が定める情報申告書を提出することが求められる。IRS情報連携プログラムにより、内国歳入庁法第6103条に基づき、政府機関に提出された情報申告書の情報は、IRS、連邦政府他省庁・州政府間で情報連携がなされている。

<sup>1</sup> 個人所得税の課税年度は、暦年ベース。為替レート：1ドル=115.78円(2022年2月14日時点)

<sup>2</sup> 記入済納税申告書とは、情報申告制度から得られた情報を基に、税務当局が納税申告書に所得や控除額、税額等を予め記入し、それを納税者に送付し、納税者が内容を確認する制度のことである。納税者は、記入内容に間違いが無ければ承認・返送し、必要に応じて修正し還付金を受け取る。本調査の対象国では、カナダ、オーストラリア、スウェーデンが記入済納税申告書の制度を導入済みである。また、イギリスも、源泉徴収不完全者を対象に類似の制度を導入している。

## 【アメリカ】

### 【所得税制度】

連邦の個人所得税については現年度課税による課税がなされている。また、州所得税については、全ての州で導入されている訳ではないが、導入されている州では現年度課税となっている。

個人所得税の申告については、日本と異なり年末調整は導入されていないため、年に1回納税申告を行うことが必要となる。州政府において州所得税が課されている場合には、州の税務当局に対しても納税申告を行うことが必要である。連邦・州とも、申告は、電子・紙のいずれでも可。

### 【給付付き税額控除の仕組み】

勤労所得の金額に連動した勤労所得税額控除（Earned Income Tax Credit：EITC）、子どもがいる家庭の負担軽減のために導入されている児童税額控除（Child Tax Credit）が導入されている。いずれも、還付可能税額控除として扱われている<sup>3</sup>。

前者は、勤労インセンティブを与えるため、所得が増えるにつれ給付額は逡増し、最大給付額に達した後は一定額の給付が続き、さらに所得が増大すると給付額は一定率で減少し、給付額がゼロ以下になると給付は停止される。後者は、所得が増加するにつれ、緩やかに給付額が減少する形態となっている。

<sup>3</sup> 税額控除は、納税者の税額の範囲で利用することができるものであり、負の値にすることはできない。これを不還付型税額控除（non-refundable credits）という。

これに対して、納税者の税額を負の値にし、還付を受けることができるものを、還付可能税額控除（refundable credits）という。給付付き税額控除は、後者に該当する。

本調査の対象国では、勤労所得に連動した税額控除として、還付可能税額控除（給付付き税額控除）を採用しているのはアメリカ、カナダ、イギリス、韓国であり、不還付型税額控除を採用しているのは、オーストラリア、スウェーデンである。

## 1. 所得情報の把握の仕組み

---

### (1) 社会保障・税番号

#### ① 有無・発行主体

アメリカ合衆国においては、社会保障・税番号として、社会保険庁(Social Security Administration : 以下”SSA”)が付番する社会保障番号(Social Security Number : 以下”SSN”)が用いられている。SSN は、1936 年に利用が開始されたが、当初は社会保険料の徴収・受給者管理・給付が目的となっていた。社会保障給付や税控除等を受けるためには必須であり、かつ内国歳入庁が企業に対して従業員の社会保障番号取得を求めていることから、ほぼ全ての者が SSN を取得している。

#### ② 社会保障・税番号以外の識別番号

SSN が利用できないが、税控除のための識別番号が必要な個人に対しては、個人納税者識別番号 (Individual Taxpayer Identification Number) が内国歳入庁 (Internal Revenue Service : 以下”IRS”) より発行される。

#### ③ 社会保障・税以外での利用

SSN の利用に関して、日本のような厳しい規制はなく、社会生活での本人確認、経歴・身元調査、信用履歴の収集手段として民間でも幅広く利用されている。銀行口座に対しても SSN が付されている。

### (2) 情報申告制度

アメリカでは、内国歳入法典 (Internal Revenue Code) に基づき、約 250 の報告義務のある取引が存在しており、多様な情報申告書が存在している。給与所得に係る源泉徴収票に加え、利子、配当、株式、医療、クレジットカード取引等の多様な情報申告書が存在している。

#### ① 給与所得

雇用主が従業員に対して支払う給与・報酬に関して連邦政府に提出する申告書として、Form W-2、Form W-3 がある。Form W-2 は、雇用主が、年間 600 ドル以上の報酬を支払った又は所得税等の源泉徴収を行っている従業員を対象として、従業員毎に作成し、年 1 回提出する。Form W-3 は、Form W-2 に記載した従業員毎の金額を集計し、雇用主単位で作成するものである。

Form W-2、Form W-3 はいずれも雇用主は SSA に対して提出する。SSA は雇用主から提供された情報を IRS に対して提供する。

## 【アメリカ】

### a) 制度名（書類名）

Form W-2(“Wage and Tax Statement”) 及び Form W-3(“Transmittal of Wage and Tax Statements”)

### b) 導入の経緯・目的<sup>4</sup>

給与所得に対する源泉徴収制度が導入された“Current Tax Payment Act of 1943”に基づき、1943 年 7 月 1 日より所得税等の源泉徴収が開始された。雇用主は、従業員に対して“Withholding Tax Statements”を 1944 年から発行することが必要となった。当該申告書は、1965 年に“Wage and Tax Statement”の名称に代わった。

源泉徴収制度導入の目的は、給与所得に係る所得税の徴収漏れを防ぐことにある。従前の従業員による年 1 回の申告から、源泉徴収制度に代わったことにより、税収は増加した。

### c) 主体となる行政機関

雇用主は、Form W-2 及び Form W-3 を SSA に対して提出する。SSA は雇用主から得た情報を IRS に対して提供する。雇用主の立場からは、同じ情報を IRS と SSA の両方に提出する必要はないため、負担軽減になっている。

州政府が、給与所得に対する税を課している場合、別途州政府に対して提出することが必要となる。州政府が提出を求めるフォームは州によって異なっており、連邦政府と同様の Form W-2 のコピーの提出を求める州もある。

なお、下記に示す通り、Form W-2 のコピーは 6 枚つづりとなっており、1 枚は州政府等に対して提出することが想定されている。Form W-2 のコピーを提出することを求める州政府等は Form W-2 に関して、連邦政府と同等の情報を入手している。

### d) 対象者

対象年において、従業者を 1 名以上雇用し、給与を支払っている雇用主は Form W-2 の提出が必要となる。

Form W-2 については、従業者毎に作成・提出する。なお、所得税・社会保険税・医療保険税を源泉徴収しておらず、かつ年間支払給与額が 600 ドル未満の従業員については作成不要である。

Form W-3 は、Form W-2 の提出義務がある雇用主が提出する必要がある。ただし、雇用主が Form W-2 をオンラインで提出する場合には、Form W-3 は自動で作成されるため、重ねて提出することは不要である。

---

<sup>4</sup> American Bar Association(2015) “Getting to Know the IRS W-2 Form”参照

【アメリカ】

e) 提供される情報

Form W-2 の様式は下記の図表に示すとおりである。

従業員の情報として、SSN、氏名、住所が記載される。雇用主の情報として、雇用主識別番号(Employer Identification Number: 以下“EIN”)及び雇用主の名称・住所が記載される。また、税務に係る情報として、従業員に対して支払った給与額、項目毎の源泉徴収額が記載される。

Form W-2 は 6 枚綴りとなっており、Copy A～D、Copy 1～2 の名称が付いている。Copy-A は雇用主が SSA に提出するもの、Copy B は従業員が連邦税に係る納税申告書に添付するもの、Copy C は従業員が保管するもの、Copy D は雇用主が保管するもの、Copy 1 は雇用主が州政府・地方政府に提出するもの、Copy 2 は従業員が州税・地方税に係る納税申告書に添付するものである。

図表 I-1 Form W-2 (SSA提出分)

22222	VOID <input type="checkbox"/>	<b>a</b> 従業員の社会保障番号	For Official Use Only ▶ OMB No. 1545-0008		
<b>b</b> 雇用主識別番号(EIN)		1 賃金・チップ等		2 連邦所得税源泉徴収額	
<b>c</b> 雇用主の名称・住所・郵便番号		3 社会保障賃金		4 社会保障税源泉徴収額	
		5 メディケア賃金・チップ		6 メディケア税源泉徴収額	
		7 社会保障チップ		8 割当チップ	
<b>d</b> 管理番号		9		10 扶養家族手当	
<b>e</b> 従業員のファーストネーム		ラストネーム		Suff.	<b>11</b> 非適格プラン
<b>f</b> 従業員の住所・郵便番号		13 Statutory employee <input type="checkbox"/>		Retirement plan <input type="checkbox"/>	Third-party sick pay <input type="checkbox"/>
		14 その他		12a See instructions for box 12	
				12b	
				12c	
				12d	
<b>15</b> 州 雇用主の州のID番号		<b>16</b> 州賃金・チップ	<b>17</b> 州所得税	<b>18</b> 自治体賃金・チップ	<b>19</b> 自治体所得税
				<b>20</b> Locality name	

Form **W-2** Wage and Tax Statement **2022** Department of the Treasury—Internal Revenue Service  
**Copy A—For Social Security Administration.** Send this entire page with Form W-3 to the Social Security Administration; photocopies are **not** acceptable.  
 For Privacy Act and Paperwork Reduction Act Notice, see the separate instructions. Cat. No. 10134D

**Do Not Cut, Fold, or Staple Forms on This Page**

(資料) IRS ホームページ(<https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/fw2.pdf>)

f) 所得情報を取得するための流れ

課税期間は暦年ベースとなっている。

雇用主は、課税期間終了後、Form W-2 を作成し、翌年 1 月 31 日までに SSA に対して提出することが求められる。

従業員は、翌年 4 月 15 日までに、Form 1040 を提出して納税申告を行う必要がある。当該 Form に、Form W-2 のコピーを添付することが求められている。なお、アメリカにおいて

## 【アメリカ】

は、年末調整制度は導入されていないため、連邦税の納税義務を有する者は個人で納税申告を行うことが求められる。

### g) システム面の対応

Form W-2 は、オンラインでの提出、紙での提出のいずれも可能となっている。ただし、Form W-2 を 250 枚以上提出する雇用主はオンラインで提出することが必要となる。

オンラインで提出する場合、SSA が提供する Business Services Online<sup>5</sup>から提出することとなる。雇用主毎に ID・パスワードが発行されており、そこから従業員毎の W-2 を記載し、提出することが可能となっている。

### ② 金融取引等（利子支払、配当金支払等）

一定の取引を行った場合、支払者は取引に係る情報を IRS に提出することが必要である。IRS に提出する書類は、Form1098、Form1099 等があり、取引内容に応じて異なる様式が用意されている。

例えば、支払利子に関しては Form 1099-INT、割引債の発行時割引については Form 1099-OID、配当金・分配金の支払いに関しては Form 1099-DIV が用いられている。

---

<sup>5</sup> <https://www.ssa.gov/bs/bsowelcome.htm>

図表 1-2 取引に係る情報申告の様式（主要なもの）

様式	対象取引	閾値	提出義務者	相手方への 交付期限	IRS への提 出期限
1099-A	担保物件の取得・放棄	なし	資金の貸主	翌1月31日	翌2月28日
1099-B	ブローカー <sup>6</sup> または バーター取引者を通 じた取引	なし	ブローカー又 はバーター取 引者	翌2月15日	翌2月28日
1099-C	債務免除	600 ドル	資金の貸主	翌1月31日	翌2月28日
1099- CAP	企業支配・資本構成 の変化	1 億ドル	企業	翌1月31日	翌2月28日
1099- DIV	配当金・分配金の支 払い	10 ドル ※ 清算は 600 ドル	金融機関等	翌1月31日	翌2月28日
1099-G	政府による支払い	10 ドル	政府機関	翌1月31日	翌2月28日
1099-H	健康保険料控除の前 払い	なし	適格健康保険	翌1月31日	翌2月28日
1099- INT	利子の支払い	10 ドル ※一部利子 は 600 ドル	利子支払者(金 融機関・政府 機関等)	翌1月31日	翌2月28日
1099-K	カード取引等	金額 20,000 ドル超かつ 取引 200 回	決済機関(銀行 等)	翌1月31日	翌2月28日
1099- LTC	長期介護保険給付・ 死亡保険金繰上給付	なし	保険会社	翌1月31日	翌2月28日
1099- MIC	雑収入 <sup>7</sup>	600 ドル又 は 10 ドル	支払者	翌1月31日	翌2月28日
1099- NEC	雇用関係にない者へ の報酬支払い	600 ドル	支払者	翌1月31日	翌1月31日
1099- OID	割引債の発行時割引	10 ドル	債権発行者又 はブローカー	翌1月31日	翌2月28日
1099- PART	協同組織の課税対象 分配金の支払い	10 ドル	協同組織	翌1月31日	翌2月28日
1099-Q	適格教育プログラム からの支払い	なし	529 プラン、教 育用普通預金 口座を管理す る銀行等	翌1月31日	翌2月28日
1099-R	年金、保険契約等か らの給付	10 ドル	受託信託銀行 等	翌1月31日	翌2月28日
1099-S	不動産取引による収 入	600 ドル	取引締結の責 任者	翌1月31日	翌2月28日

(資料) IRS ホームページ(<https://www.irs.gov/forms-instructions>)における各フォーム及びフォームの記載方法の説明

<sup>6</sup> 株式、コモディティ、先物契約、外国為替契約等売り渡したブローカーを指す

<sup>7</sup> 賃借料、賞金、役務提供の対価、医療保険、弁護士、会計士、医者などへの料金支払い等が該当

## 【アメリカ】

### a) 制度名（書類名）

Form1090、 Form 1099 等

### b) 導入の経緯・目的

第一次世界大戦の戦費を賄うために制定された”War Revenue Act of 1917”において、納税者の申告漏れを防ぐため、一定の取引を行った際に取引情報を IRS に報告することが義務付けられた。

対象取引としては、利子の支払い、賃借料の支払い、報酬支払い、年金支払い等が挙げられる。支払先の名称及び住所、支払額を記載した Form 1099 を作成の上、支払を行った翌年 3 月 1 日までに IRS に提出することが求められた。

### c) 主体となる行政機関

情報申告書の作成・提出義務を負う者は、対象となる様式を IRS に対して提出する。

州政府が、給与所得に対する税を課している場合、別途州政府に対して提出することが必要となる。

なお、下記に示す通り、Form 1099 のコピーは 5 枚つづりとなっており、1 枚は州政府等に対して提出するものであることから、州政府等は Form 1099 に関して、連邦政府と同等の情報を入手している。

### d) 対象者

情報申告書の作成・提出義務を負う者は、対象取引の形態によって異なっているが、一般に報酬を支払う者が、作成し、支払先及び IRS へ提出する。

例えば、Form 1099-INT については、利子支払者が、課税期間において 10 ドル以上の利子を支払った支払先毎に作成・提出する。

### e) 提供される情報

情報申告書の例として、Form 1099-INT を示す。当該様式は図表 I-3 に示すとおりである。

支払先の情報として、納税者識別番号<sup>8</sup>(Taxpayer identification numbers : 以下”TIN”)、名称、住所が記載される。支払者の情報として、納税者識別番号、名称、住所が記載される。また、取引に係る情報として、取引形態ごとに支払額が記載される。支払利子、中途解約違約金、米国貯蓄債券利子等の項目に分けられている。

Form1099 は 5 枚綴りとなっており、Copy A～C、Copy 1～2 の名称が付いている。Copy-A は支払者が IRS に提出するもの、Copy B は支払先が保管するもの、Copy C は支払者が保

---

<sup>8</sup> 税法に基づいて IRS が納税者を一意に特定するための番号。個人の場合には SSN が用いられる。法人の場合、EIN 等が用いられる。

【アメリカ】

管するもの、Copy 1 は支払者が州政府に提出するもの、Copy 2 は支払先が州税に係る申告書に添付するものである。

図表 I-3 Form 1099-INT (IRS提出分)

9292  VOID  CORRECTED

支払者の名称・住所・郵便番号・電話番号		支払者のRTN(任意)	OMB No. 1545-0112		<b>Interest Income</b>		
		1 利子所得	Form <b>1099-INT</b>				
		\$	(Rev. January 2022)				
		2 中途解約違約金	For calendar year 20 ____		<b>Copy A</b>		
		\$					
支払者のTIN (納税者識別番号)	支払先のTIN (納税者識別番号)	3 米国貯蓄債券等からの利子所得		<b>For Internal Revenue Service Center</b>			
		\$					
		4 連邦所得税源泉徴収額	5 投資費用			<b>File with Form 1099.</b>	
		\$	\$				
支払先の住所(ストリート)		6 外国支払税額	7 支払先の外国又は米国領土	<b>For Privacy Act and Paperwork Reduction Act Notice, see the current General Instructions for Certain Information Returns.</b>			
		\$					
支払先の住所(都市名・州・郵便番号)		8 非課税利子	9 特定私募債利子				
		\$	\$	<b>11 発行差金</b>			
		10 市場割引	12 政府債に係る発行差金			<b>13 免税債に係る発行差金</b>	
		\$	\$				
		14 免税債・税額控除債のCUSIP番号	15 州	16 州識別番号	17 州税源泉徴収額		
口座番号	FATCAに基づく提出義務 <input type="checkbox"/>	2nd TIN not. <input type="checkbox"/>	\$	\$	\$		

Form **1099-INT** (Rev. 1-2022) Cat. No. 14410K www.irs.gov/Form1099INT Department of the Treasury - Internal Revenue Service  
**Do Not Cut or Separate Forms on This Page — Do Not Cut or Separate Forms on This Page**

(資料) IRS ホームページ(<https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/f1099int.pdf>)

f) 所得情報を取得するための流れ

課税期間は暦年ベースとなっている。

Form によって相手方への交付時期、IRS への提出時期が異なっているが、概ね相手方への交付時期は課税期間の翌年の 1 月 31 日、IRS への提出時期は課税期間の翌年の 2 月末となっていることが多い。

g) システム面の対応

Form1099 は、オンラインでの提出、紙での提出のいずれも可能となっている。ただし、同一 Form について、250 枚以上提出する提出義務者は当該 Form について、オンラインで提出することが必要となる。

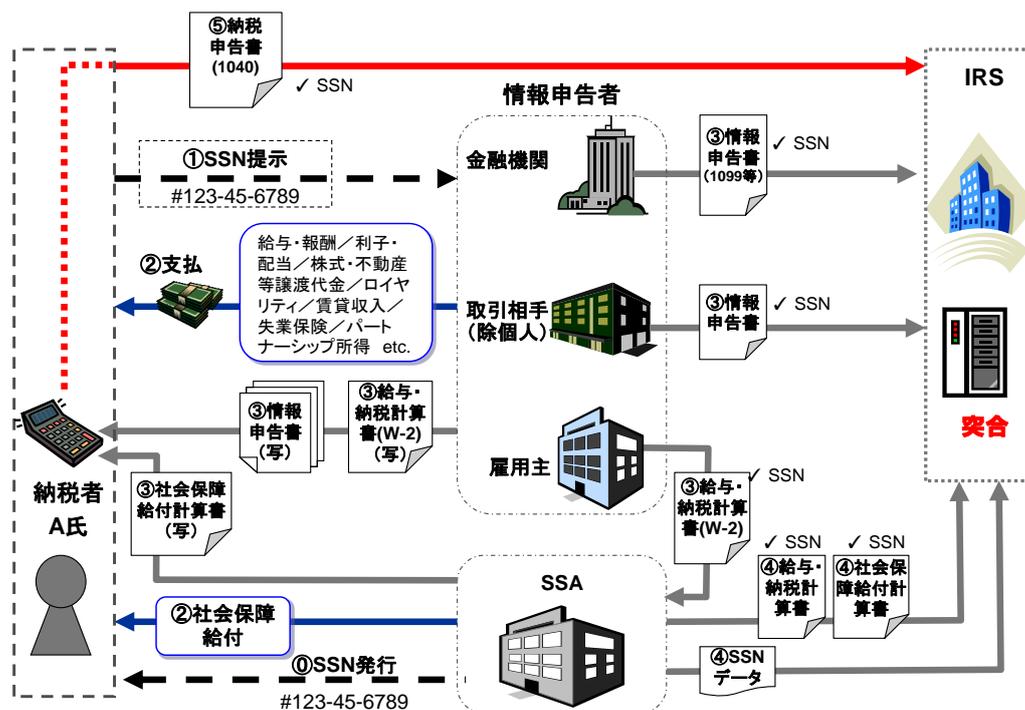
(3) 政府機関の情報連携

納税情報に関する情報申告者・IRS・SSA の情報連携のイメージを図表 I-4 に示す。金融

【アメリカ】

機関等は金融取引等に係る情報申告書を IRS に、雇用主は W-2 を SSA に提出する。これらは全て SSN が付されており、SSN によって突合され、納税者が提出する納税申告書の確認がなされる。

図表 I-4 IRS・SSA・情報申告書の情報連携のイメージ



(注)番号は、フローの順序を示す。なお、SSA から IRS への情報提供と、納税者から IRS への納税申告書の順序は不明であり、便宜的に前者が後者より早く実施されるものと仮定している。

(資料)各種情報より MURC 作成

また、IRS は、連邦政府の他省庁、州、地方政府機関の間で IRS 情報連携プログラム (IRS Information Sharing Programs) を実施している。内国歳入庁法第 6103 条 (Internal Revenue Code Section 6103) により、税務目的で、政府機関と協定を締結した場合には、IRS と税情報の共有を行う権限が与えられている。還付型控除の執行や、税歳入の保持のため、IRS は連邦、州、地方政府機関と、税務調査結果や申告書情報 (個人・事業者)、雇用税に係る情報等のデータ交換を行う。

## 2. 個人所得税の仕組み

アメリカ合衆国では、個人の所得に対して、連邦税（国税）としての個人所得税、州税としての個人所得税がある。州税については、州によって税率や課税標準が大きく異なり、一部の州では課税がなされていない。州税の申告が必要な州は、連邦税の申告書とは別に州ごとに定められた州税の申告書の提出の必要がある。

以下では、国税及び州税の個人所得税の制度をそれぞれ説明する。

### (1) 個人所得税（国税）

#### ① 所得税の基本的な仕組み<sup>9</sup>

##### a) 課税年度

暦年(1月1日から12月31日まで)を課税年度としており、現年課税方式が採られている。

##### b) 納税義務者（申告義務者）

暦年での年間総所得が標準控除額を超える者は、個人所得税の申告義務を有する。また、給付付き税額控除（勤労税額控除、児童税額控除）の給付を求める者も申告することが必要である。

標準控除額は、図表 I-7 に示す申告資格に応じて設定されている。単身者・夫婦個別申告の場合は\$12,400、夫婦合算申告・適格寡婦（寡夫）の場合は\$24,800、特定世帯主の場合は\$18,650 となっている<sup>10</sup>。

#### ② 税額の算定方法

まず、各所得を合算し、税法の規定により課税対象となるものを合算し、総所得（total income）を算定する。

続いて、総所得から、所得調整額（adjustments to income）を差し引くことで、調整総所得（adjusted gross income）が算定される。更に、項目別控除（itemized deductions）又は標準控除（standard deduction）等を差し引くことで、課税所得（Taxable Income）が算定される。

その後、課税所得に適用税率（tax rate）を乗じることで、税額（Tax）が算定される。そこから税額控除額を差し引くことで、税額合計（total tax）が算定される。

税額合計から源泉徴収額や予定納税を差し引くことで、支払税額又は還付税額（Tax Payment or Refund）を算定する。

<sup>9</sup> 以下は 2020 年の個人所得税について記載する。

<sup>10</sup> IRS ホームページ (<https://www.irs.gov/instructions/i1040gi>)

## 【アメリカ】

### a) 所得調整額 (adjustments to income)

総所得から差し引かれる所得調整額としては、教育者費用<sup>11</sup>、適格アーティスト費用<sup>12</sup>、自営業者税の雇用主負担分、学生ローンに係る支払利息等が挙げられる<sup>13</sup>。

### b) 項目別控除又は標準控除

調整総所得の算定後、納税者は項目別控除 (itemized deductions) か標準控除 (standard deduction) のいずれかを控除することができる。一般に、控除額が大きな方を選択することとなる (内容については図表 I-5)。

図表 I-5 調整所得後控除

	内容
項目別控除	6 種類の項目の各金額の合計 ➤ 医療費 (Medical and dental expenses) ➤ 諸税 (Taxes You Paid) ➤ 支払利息 (Interest You Paid) ➤ 慈善寄付金 (Gifts to Charity) ➤ 災害及び盗難損失 (Casualty and theft losses) ➤ 雑控除項目 (Other itemized deductions)
標準控除	納税者の申告資格に応じて定められている一定額を控除する制度 ※概算控除と同様の機能

(資料) IRS “Form 1040 Schedule A”

### c) 適用税率

所得税額は、課税所得の金額に税率を適用することで算定される。

個人納税者の税率は、納税者の申告資格 (filing status) に応じて、以下の税率表が適用される。

<sup>11</sup> 幼稚園から高校までの教師等で 900 時間以上働く補助者は、1 人当たり \$250 を上限として、書籍等の費用を控除できる。

<sup>12</sup> 低所得で活動している適格アーティストは、給与所得者であっても、経費を控除できる。

<sup>13</sup> IRS “Form 1040 Schedule 1”

【アメリカ】

図表 I-6 所得税率表 (2021年)

	単身者	夫婦合算申告 適格寡婦 (寡夫)	夫婦個別申告	特定世帯主
10%	\$0 - \$9,950	\$0 - \$19,900	\$0 - \$9,950	\$0 - \$14,200
12%	\$9,951 - \$40,525	\$19,901 - \$81,050	\$9,951 - \$40,525	\$14,201 - \$54,200
22%	\$40,526 - \$86,375	\$81,051 - \$172,750	\$40,526 - \$86,375	\$54,201 - \$86,350
24%	\$86,376 - \$164,925	\$172,751 - \$329,850	\$86,376 - \$164,925	\$86,351 - \$164,900
32%	\$164,926 - \$209,425	\$329,851 - \$418,850	\$164,926 - \$209,425	\$164,901 - \$209,400
35%	\$209,426 - \$523,600	\$418,851 - \$628,300	\$209,426 - \$314,150	\$209,401 - \$523,600
37%	\$523,601 -	\$628,301 -	\$314,151 -	\$523,601 -

(資料) IRS ホームページ

納税者の申告資格については、図表 I-7 に定める通りである。婚姻中の者は夫婦で所得を合算した上で申告するか否かを定めることができる。婚姻中でない者は、適格寡婦 (寡夫) あるいは特定世帯主に該当する場合には、当該申告資格を用いることができるが、そうでない者は単身者の申告資格で申告することが求められる。

図表 I-7 申告資格

	申告資格	概要
既婚者	夫婦個別申告	婚姻中の者で、夫婦で所得を合算して申告する際の申告資格
	夫婦合算申告	婚姻中の者で、夫婦がそれぞれ個別に申告書を提出する際の申告資格
独身者	適格寡婦 (寡夫)	次の要件が満たされる場合で、配偶者の死後 2 年間に限り用いることのできる申告資格 ①扶養家族である子ども等を 1 年以上同居 ②配偶者の死亡年度に夫婦合算申告の資格を有する ③家計維持費の 50%超を負担 ④年度末時点で再婚していない
	特定世帯主	独身者で、適格寡婦 (寡夫) の要件を満たしておらず、課税年度の半分超の期間にわたり、子ども等の扶養家族の主たる住居の家計維持費を負担している場合に用いることのできる申告資格
	単身者	いずれの申告資格にも該当しない者が用いる申告資格

(資料) 伊藤公哉「アメリカ連邦税法」

d) 税額控除

所得税額の算定の後、税額控除額を差し引くことで、支払税額又は還付税額が算定される。調整総所得前控除や項目別控除等は税率を適用する前の所得から控除するのに対し、税

## 【アメリカ】

額控除は税率を適用した後の税額からの控除である点でその性格は大きく異なり、実質的に政府による納税者への補助金としての機能を果たす。

税額控除は、納税者の税額を負の値にし、還付を受けることができるかどうかにより、還付可能税額控除（refundable credits）と不還付型税額控除（non-refundable credits）に大別される。

多くの税額控除は、納税者の税額の範囲で利用することができるものであり、負の値にすることはできない。これを不還付型税額控除という。

他方、還付可能税額控除は、給付付き税額控除とも呼ばれ、納税者の税額よりも控除額が大きい場合に、納税額が負の値となり、納税者は申告書の提出により差額の還付（給付）を受けることができる。主な還付可能税額控除として、勤労所得税額控除（earned income tax credit）がある。勤労所得税額控除については次節にて解説する。

### ③ 納税手続

#### a) 納税の方式

申告納税方式が採用されている。

#### b) 申告の流れ

①b)に記載する申告義務者は、原則として、課税年度後の4か月目の15日（暦年課税年度では、翌年の4月15日）までに、Form 1040をIRSに提出する。また、Form 4868を提出することにより、6か月間の提出期限の自動延長を受けることが可能である。なお、Form 1040に添付することが求められる雇用主からの源泉徴収票等は、それまでに納税者に交付される（図表 I-1等を参照）

給与所得等については、雇用主が源泉徴収を行うが、年末調整制度は導入されていないため、納税者自身による納税申告が必要となる。

提出は、紙でもオンラインでも可能である。

#### c) 申告書

Form 1040は本体及び別表から構成される。本章2(1)②の流れに沿って、税額合計、支払税額、還付額が算定される。

なお、給与所得額等(Line 1)に関してはForm W-2を添付し、所得調整額(Line 10c)に関しては、Schedule 1、項目別控除(Line 12)に関してはSchedule Aから転記することとなる。

#### d) 租税の納付・徴収

納税期限は申告期限と同じく課税年度後の4か月目の15日（暦年課税年度では、翌年の4月15日）となっている。なお、申告期限の延長を行う場合でも、納税期限の延長は行わ

## 【アメリカ】

れないため、4か月目の15日までに予定納税を行うことが求められる。

### e) 滞納処分

申告期限前に申告がない場合、追徴税額に加えて1ヶ月遅れるごとにその追徴額の5%が延滞税として加算、最高25%まで課される。

また、納税漏れの罰則は未払い税額の0.5%（最大25%）が毎月ペナルティとして課される。

### f) 納税者向けポータル

内国歳入庁は、納税者の税情報を閲覧することのできるポータルサイトである **Your Online Account** を提供している。

【アメリカ】

(2) 個人所得税（州税）

① 課税の状況

アメリカ合衆国においては、州税としての個人所得税の有無及び課税方法については、各州の裁量にゆだねられている（図表 I-8 参照）。個人所得税（州税）が存在していない州が 8 州、一律税率が課されている州が 10 州存在している。

図表 I-8 個人所得税(州税)の課税状況（2021年）

個人所得税（州税）が存在しない	個人所得税（州税）が存在し、一律税率	個人所得税（州税）が存在し、累進税率
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ アラスカ州</li> <li>➤ フロリダ州</li> <li>➤ ネバダ州</li> <li>➤ サウスダコタ州</li> <li>➤ テネシー州</li> <li>➤ テキサス州</li> <li>➤ ワシントン州</li> <li>➤ ワイオミング州</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ コロラド州</li> <li>➤ イリノイ州</li> <li>➤ インディアナ州</li> <li>➤ ケンタッキー州</li> <li>➤ マサチューセッツ州</li> <li>➤ ミシガン州</li> <li>➤ ニューハンプシャー州</li> <li>➤ ノースカロライナ州</li> <li>➤ ペンシルベニア州</li> <li>➤ ユタ州</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ アラバマ州</li> <li>➤ アリゾナ州</li> <li>➤ アーカンソー州</li> <li>➤ カリフォルニア州</li> <li>➤ コネティカット州</li> <li>➤ デラウェア州</li> <li>➤ ジョージア州</li> <li>➤ ハワイ州</li> <li>➤ アイダホ州</li> <li>➤ アイオワ州</li> <li>➤ カンザス州</li> <li>➤ ルイジアナ州</li> <li>➤ メイン州</li> <li>➤ メリーランド州</li> <li>➤ ミネソタ州</li> <li>➤ ミシシッピ州</li> <li>➤ ミズーリ州</li> <li>➤ モンタナ州</li> <li>➤ ネブラスカ州</li> <li>➤ ニュージャージー州</li> <li>➤ ニューメキシコ州</li> <li>➤ ニューヨーク州</li> <li>➤ ノースダコタ州</li> <li>➤ オハイオ州</li> <li>➤ オクラホマ州</li> <li>➤ オレゴン州</li> <li>➤ ロードアイランド州</li> <li>➤ サウスカロライナ州</li> <li>➤ バーモント州</li> <li>➤ バージニア州</li> <li>➤ ウェストバージニア州</li> <li>➤ ウィスコンシン州</li> <li>➤ ワシントン DC</li> </ul>

(資料) Tax Foundation “State Individual Income Tax Rates and Brackets for 2021”

## 【アメリカ】

### ② 申告に係る留意点

州の個人所得税に関しては、現年課税となっており、課税対象年の翌年に提出する申告書類に基づいて課税される。

雇用主による年末調整はない。

州の個人所得税については、個人所得税（国税）とは別に各州が定める申告書類を提出することが必要となる。

一般に、納税者により行われた連邦所得税の計算を基礎として加減することにより、出来る限り納税者の手続きを省略化している。州の個人所得税は、個人所得税（国税）の調整総所得を基礎として調整する仕組みが取られているケースが多くなっている。州税による調整項目として盛り込まれているものとして、典型的な例としては、政府機関債の受取利息が挙げられる。個人所得税（国税）においては、合衆国国債の受取利息は課税され、州債の受取利息は非課税となっている。しかし、多くの州では、合衆国国債の受取利息は非課税、州債の受取利息は課税となっている。

アメリカにおいては個人所得税（州税）について現年度課税が採られているが、現年度課税を可能にしている理由の一つとしては、個人が申告書類を提出することから、企業側において年末調整等の事務負担が存在しないことが挙げられる。なお、納税者においては、連邦・州双方に申告書を提出することが必要であるが、個人による納税申告が根付いており、多様な申告書作成サービスが存在している。

### 3. 給付（付き税額控除）の仕組み

アメリカ合衆国では、給付付き税額控除の仕組みとして、勤労所得税額控除（Earned Income Tax Credit：以下“EITC”）、児童税額控除（Child tax credit：以下“CTC”）が存在している。

勤労所得税額控除では、所得が増加するにつれ、税額控除額も増加するように設計されており、最大控除額に達した後は一定の所得水準まで最大控除額が維持され、さらに所得が増加すると控除額は逡減しはじめ、ゼロになる所得水準まで税額控除額は減少する。

児童税額控除では、勤労所得が一定額を上回る場合には、控除額が逡減するように設計されている。ただし、一定の所得水準の範囲においては、控除額は一定となっている。

#### (1) 勤労所得税額控除

##### ① 制度名

勤労所得税額控除（Earned Income Tax Credit）

##### ② 導入目的

勤労を前提に所得に応じた給付を行うことで、低所得者の重い社会保険料負担（社会保障税の逆進性）を緩和するため、フォード政権下の 1975 年に導入された。①低所得者に対する社会保障税の負担軽減、②就労・勤労意欲の向上が大きな目的となっている。

##### ③ 対象者

以下の要件を全て満たすことが求められる。

- 勤労所得が一定額以下である
- 請求者が米国市民あるいは米国の市民権を有するか、米国居住者(外国人)である。なお、本人あるいは配偶者が課税年度のいずれかの時期に外国人非居住者であった場合には、①申告資格が夫婦合算資格であり、かつ②(a)本人あるいは配偶者が SSN を持つ米国市民である、(b)申告対象年度のうち最低 6 ヶ月以上は米国居住者(外国人)であり有効な SSN を有する、のいずれかを満たすことが必要である
- 婚姻者が外国に居住する配偶者を支給の適格者として扱うためには、外国での収入を含めたすべての所得につき米国所得税の対象とすることを条件とする
- 有効な SSN を有している
- 年間の投資所得が\$3,650 以下である
- 申告資格が夫婦個別資格でない

## 【アメリカ】

### ④ 給付の仕組み

勤労所得税額控除は、個人所得税の申告の中で、還付可能税額控除として扱われている。すなわち、税額控除の結果、納税額がマイナスとなる場合に当該金額が税務当局より還付されるものである。

勤労税額控除の算定に用いられる勤労所得は、全ての課税所得を含むものである。に、勤労所得に含まれる所得、含まれない所得を示す。

図表 1-9 勤労所得の範囲

勤労所得に含まれる	<ul style="list-style-type: none"><li>● Form W-2 において連邦所得税の源泉徴収がなされている給与、チップ</li><li>● 雇用主が源泉徴収を行わない職（例：ギグエコノミー関係）から得られる所得</li><li>● 個人事業主として獲得した金銭（事業者や農場の経営、宗教法人、法定従業員）</li><li>● 組合のストライキによる給付金</li><li>● 最低退職年齢に達する前に受けた障害給付金</li><li>● 非課税のコンバット・ペイ<sup>14</sup></li></ul>
勤労所得に含まれない	<ul style="list-style-type: none"><li>● 刑務所で受刑者として服していた際に支払われた手当</li><li>● 利息・配当</li><li>● 年金</li><li>● 失業手当</li><li>● 扶養手当</li><li>● 養育費</li></ul>

(資料) IRS “Earned Income and Earned Income Tax Credit (EITC) Tables”

<sup>14</sup> 激しい戦いに従事した兵隊のための割増賃金

【アメリカ】

⑤ 給付額

勤労税額控除額は、勤労所得額及び家族構成によって異なる。家族構成により、逦増・定額（最大控除額）・逦減区間が異なっている。

図表 I-10 勤労所得税額控除のそれぞれの区間での所得金額範囲（米ドル、2021年）

	子供の数	逦増	定額	逦減
独身者	0人	～9,820	9,820～11,610	11,610～21,430
	1人	～10,640	10,640～19,520	19,520～42,158
	2人	～14,950	14,950～19,520	19,520～47,915
	3人以上	～14,950	14,950～19,520	19,520～51,464
既婚者 (夫婦合算申告)	0人	～9,820	9,820～17,560	17,560～27,380
	1人	～10,640	10,640～25,470	25,470～48,108
	2人	～14,950	14,950～25,470	25,470～53,865
	3人以上	～14,950	14,950～25,470	25,470～57,414

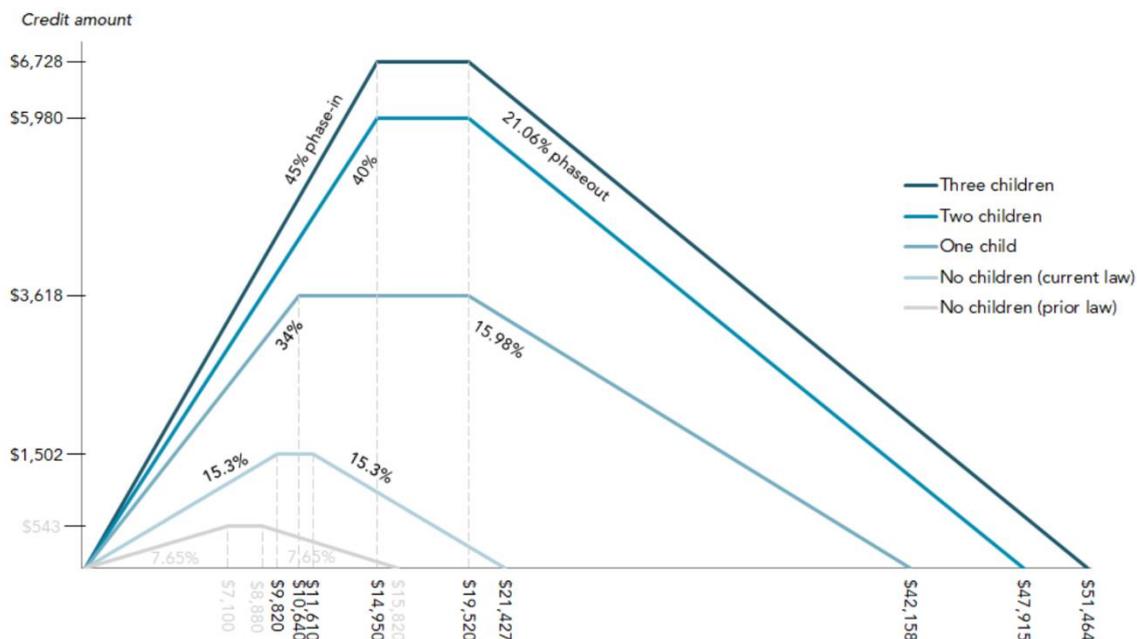
(資料) IRS ホームページ (<https://www.irs.gov/credits-deductions/individuals/earned-income-tax-credit/earned-income-and-earned-income-tax-credit-eitc-tables>)、Tax Policy Center ホームページ (<https://www.taxpolicycenter.org/briefing-book/what-earned-income-tax-credit>)

図表 I-11 勤労所得税額控除のそれぞれの区間での変動率（米ドル、2021年）

子供の数	逦増	定額（最大控除額）	逦減
0人	15.3%	\$1,502	15.3%
1人	34%	\$3,618	15.98%
2人	40%	\$5,980	21.06%
3人以上	45%	\$6,728	21.06%

(資料) IRS ホームページ (<https://www.irs.gov/credits-deductions/individuals/earned-income-tax-credit/earned-income-and-earned-income-tax-credit-eitc-tables>)、Tax Policy Center ホームページ (<https://www.taxpolicycenter.org/briefing-book/what-earned-income-tax-credit>)

図表 I-12 勤労所得税額控除の金額と勤労所得の関係（米ドル、2021年）



(資料) Tax Policy Center ホームページ(<https://www.taxpolicycenter.org/briefing-book/what-earned-income-tax-credit>)

## ⑥ 給付に係る実務上の扱い

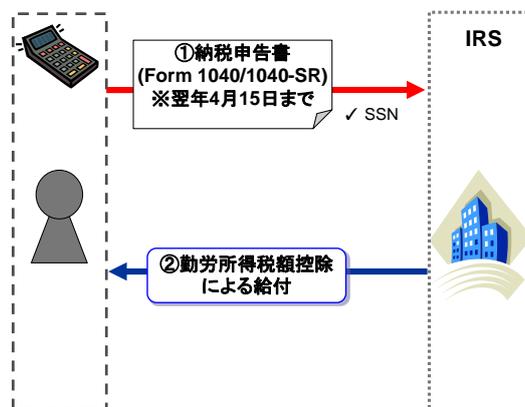
### a) 申請・給付手続

申告者は、個人所得税の納税申告に用いる Form 1040 又は Form1040-SR を IRS に提出する。なお、資格のある子供がいる場合には、Schedule EIC (Form 1040 or 1040-SR)を提出し、子供に係る情報を提供することが必要である。

その後、IRS より給付がなされる。給付については、小切手のほか、銀行口座への送金を選択することが可能である。IRS によると、10 人中 8 人が口座送金による給付を受けている。また、IRS は納税申告書提出後 21 日以内に 90%以上の給付を行っている<sup>15</sup>。

<sup>15</sup> IRS” Publication 596 (2020), Earned Income Credit (EIC)”

図表 I-13 勤労所得税額控除の手続き



(資料)各種情報より MURC 作成

## b) 所得情報の把握方法

勤労所得税額控除及び児童税額控除については、適用要件が複雑なため控除対象に該当するかどうかを納税者が判断することが困難であることや、納税申告時期から給付時期までの間に十分な時間がなく、当局が所得情報等を確認していないことから、過誤支給や不正受給が多いことが課題となっている。過誤支給や不正受給の割合は、行政コストとトレードオフの関係にあると考えており、例えば、勤労所得税額控除の場合、過誤支給や不正受給の割合が高い一方、審査に係る行政コストが控除額の 1%未満と低い。他方、他の給付措置の場合、審査に係る行政コストが給付額全体の 20%程度と高い一方、過誤支給や不正受給の割合が低くなっている。

IRS の調査<sup>16</sup>によると、2006-2008 年における全支払件数のうち 28.5%から 39.1%について、過大に支払った可能性がある。過大支払の原因として、①所得の誤り、②子供に係る情報が挙げられている。

EITC の算定に用いる子供は、一年の半分以上の間、EITC の給付を受ける親等と同居する必要があるが、IRS は子供の居住場所に係るデータを受け取らないため、確認することが困難である。また、他の政府データを利用して、子供の居住地を確認する試みも成功していないとの分析もある<sup>17</sup>。

## c) 給付漏れを防ぐための方法

EITC の給付については、申告をベースとしてなされるものである。EITC の仕組み及び申告手続については広く周知しているが、当局が有する所得情報を用いて対象となりうる者に個別に通知等を行っている訳ではない。

<sup>16</sup> IRS(2014) “Compliance Estimates for the Earned Income Tax Credit Claimed on 2006-2008 Returns”

<sup>17</sup> Pergamit(2014) “Pilot Project to Assess Validation of EITC Eligibility with State Data.”

## 【アメリカ】

### (2) 児童税額控除<sup>18</sup>

#### ① 制度名

児童税額控除 (Child tax credit)

#### ② 導入目的

子供を有する家庭の負担を軽減するため、1998年に導入された。

#### ③ 対象者

以下の要件を全て満たすことが求められる。

- 勤労所得が一定額以下である
- 納税申告書等を提出し、児童税額控除を申告している
- 米国本土（50州又はコロンビア特別区）に半年以上居住している、又は米国本土に半年以上居住する配偶者と夫婦合算申告を行っている
- 子供が18歳未満かつ有効なSSNを有している
- 有効なSSNを有している

#### ④ 給付の仕組み

児童税額控除は、個人所得税の申告の中で、還付可能税額控除として扱われている。すなわち、税額控除の結果、納税額がマイナスとなる場合に当該金額が税務当局より還付されるものである。

勤労税額控除の算定に用いられる勤労所得は、全ての課税所得を含むものである。

#### ⑤ 給付額

2021年米国救済計画法に基づく児童税額控除では、6歳未満の子供一人当たり最大3,600ドル、6歳から17歳までの子供一人当たり最大3,000ドルの税額控除が与えられる。

子供の人数による上限はない。

なお、児童税額控除の金額は、勤労所得が一定額を上回る場合には遡減することとなる。ひとり親・夫婦の場合で、異なる閾値が設定されている。

---

<sup>18</sup> 以下では、2021年米国救済計画法(American Rescue Plan Act of 2021)に基づく2021年の児童税額控除について説明する。

図表 I-14 児童税額控除と所得金額の関係（米ドル、2021年）

子供 年齢	世帯	定額 (6歳未満は \$3,600、6～17 歳は\$3,000)	通減	定額	通減
6歳 未満	ひとり親 <sup>19</sup>	～112,500	112,500～144,500 (変動率：▲5%)	144,500～200,000 (\$2,000)	200,000～240,000 (変動率：▲5%)
	夫婦 <sup>20</sup>	～150,000	150,000～182,500 (変動率：▲5%)	182,500～400,000 (\$2,000)	400,000～440,000 (変動率：▲5%)
6歳 ～17歳	ひとり親	～112,500	112,500～132,500 (変動率：▲5%)	132,500～200,000 (\$2,000)	200,000～240,000 (変動率：▲5%)
	夫婦	～150,000	150,000～170,000 (変動率：▲5%)	170,000～400,000 (\$2,000)	400,000～440,000 (変動率：▲5%)

(注)上段は所得金額範囲、下段は変動率又は定額の場合には当該金額を指す。

(資料)IRS ホームページ (<https://www.irs.gov/credits-deductions/2021-child-tax-credit-and-advance-child-tax-credit-payments-topic-c-calculation-of-the-2021-child-tax-credit>)

Tax Policy Center ホームページ (<https://www.taxpolicycenter.org/briefing-book/what-child-tax-credit#:~:text=Individual%20Taxes-,What%20is%20the%20child%20tax%20credit%3F,excess%20amount%20as%20a%20refund.>)

## ⑥ 給付に係る実務上の扱い

### a) 申請・給付手続<sup>21</sup>

申告者は、個人所得税の納税申告に用いる Form 1040 又は Form1040-SR を IRS に提出する。その後、IRS より給付がなされる。給付については、小切手のほか、銀行口座への送金を選択することが可能である。

なお、児童税額控除の半分は、前倒しで支給される仕組みが導入されている。

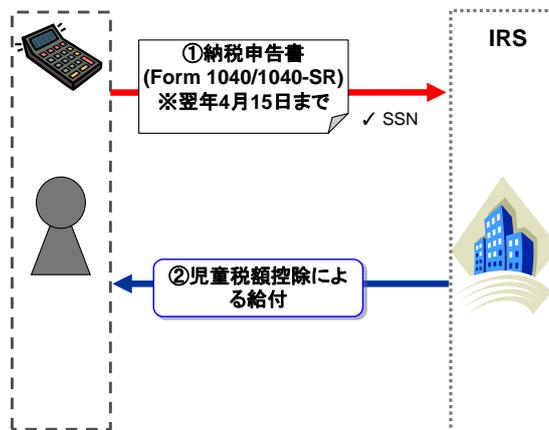
IRS が 2020 年の納税申告書又は 2019 年の納税申告書を用いて、2021 年の児童税額控除額の概算を算定し、その 50%を 2021 年 7 月から 2021 年 12 月までの間に、給付する。なお、2020 年・2019 年ともに納税申告を行っていない場合には、別途申請書を提出することで、前払い給付を受けることが可能である。また、2021 年の収入が 2020 年の収入から大幅に減少した場合には、児童税額控除ポータルを用いて、収入見込み額の情報を政府に提供・更新することができる。

<sup>19</sup> 申告資格が特定世帯主の場合

<sup>20</sup> 申告資格が夫婦合算申告又は適格寡婦（寡夫）の場合

<sup>21</sup> IRS ホームページ (<https://www.irs.gov/credits-deductions/2021-child-tax-credit-and-advance-child-tax-credit-payments-topic-a-general-information>) 参照

図表 I-15 児童税額控除の手続き



(資料)各種情報より MURC 作成

### b) 給付漏れを防ぐための方法

児童税額控除の給付については、申告をベースとしてなされるものである。児童税額控除の仕組み及び申告手続については広く周知しているが、当局が有する所得情報を用いて対象となりうる者に個別に通知等を行っている訳ではない。

なお、2021年度に実施されている児童税額控除の前払いに関しては、2020年あるいは2019年に納税申告を行った者に対しては、特段の申告なしに給付を行っている。

## 第Ⅱ章 カナダ

### 【概要】<sup>22</sup>

#### 【納税者番号として用いる番号】

社会保障・税番号として、カナダ人的資源・能力開発省 (Employment and Social Development Canada)が付番する社会保険番号(Social Insurance Number : SIN)が用いられている。SIN は、1964 年に利用が開始されたが、当初は年金・雇用保険の管理のために用いられた。1967 年にカナダ歳入庁 (Canada Revenue Agency : CRA) が税務目的で SIN を用いることとなった。銀行口座に対しても SIN が紐づけされている。

#### 【個人所得把握のための情報申告書の例】

給与・利子・配当等の支払者は、CRA に対して年 1 回情報申告書を提出することが必要となる (電子・紙とも可)。根拠法は「連邦所得税法 (Income Tax Act)」及び「連邦所得税規則 (Income Tax Regulations)」である。なお、州においても個人所得税が課されているが、州政府に対して情報申告書を提出する必要はない (連邦と情報共有される)。

#### 【情報申告書と納税申告書の突合、確認】

CRA が保有する情報申告書に係る情報と、納税者が提出する納税申告書は CRA において SIN によって突合され、申告漏れ等を把握する。なお、政府は納税者ポータルである My Account を提供し、納税者は情報申告書に係る情報、納税額、税額控除等を確認することができる。また、CRA は、給与支払者等から入手した情報申告書の情報をもとに、My Account を通じて、記入済納税申告書を作成して納税者に提供している。納税者は、税務当局が把握していないキャピタルゲインの取得原価、諸控除の適用に必要な情報等は自ら記入することが必要であるが、記入済納税申告書に加筆修正する形で納税申告を行うことができる。

#### 【国と地方の税務当局同士の情報連携】

連邦と州 (除 : ケベック州<sup>23</sup>) の間で相互課税協定 (Reciprocal Taxation Agreements) を締結し、連邦政府に提出された情報申告書の情報は、連邦政府・州政府間で情報連携がな

<sup>22</sup> 個人所得税の課税年度は、暦年ベース。為替レート : 1 カナダドル = 90.66 円 (2022 年 2 月 14 日時点)

<sup>23</sup> 個人所得税ではケベック州のみが対象外となっているが、法人所得税ではケベック州・アルバータ州の 2 州が対象外 (2009 年まではオンタリオ州も対象外) となっている。その経緯は以下のとおり。

第二次世界大戦中に連邦政府及び全州政府の間で制定された戦時租税協定により、州政府は所得税と法人税の課税権を連邦政府に譲渡することとなった。第二次世界大戦終了後に新たな課税権譲渡協定が定められたものの、第二次世界大戦終了後の 1947 年にケベック州が協定への参加を拒否し、オンタリオ州も参加を見合わせていたため。

## 【カナダ】

されている。なお、連邦とケベック州の間でも、別途協定を結び情報の連携が行われている。

### 【所得税制度】

連邦の個人所得税・州政府の個人所得税ともに現年度課税による課税がなされている。

個人所得税の申告については、日本と異なり年末調整は導入されていないため、年に1回納税申告を行うことが必要となる。申告は電子・紙のいずれでも可。

### 【給付付き税額控除】

給付付き税額控除として、勤労所得の金額に連動したカナダ勤労給付(Canada Workers Benefit)、付加価値税の逆進性対策として導入されている GST/HST クレジットが導入されている。いずれも、個人所得税の申告の中で、還付可能税額控除として扱われている。

前者は、勤労インセンティブを与えるため、所得が増えるにつれ給付額は逡増し、最大給付額に達した後は一定額の給付が続き、さらに所得が増大すると給付額は一定率で逡減し、給付額がゼロ以下になると給付は停止される。後者も家族構成に依るが、同様の仕組みである。

## 【カナダ】

### 1. 所得情報の把握の仕組み

---

#### (1) 社会保障・税番号

##### ① 有無・発行主体

カナダにおいては、社会保障・税番号として、カナダ人的資源・能力開発省 (Employment and Social Development Canada)が付番する社会保険番号(Social Insurance Number: 以下“SIN”)が用いられている。SIN は、1964 年に利用が開始されたが、当初は年金・雇用保険の管理のために用いられた。1967 年に歳入庁が税務目的で SIN を用いることとなった。

##### ② 社会保障・税番号以外の識別番号

SIN 以外の識別番号は用いられていない。

##### ③ 社会保障・税以外での利用

SIN の利用に関して、民間での利用において SIN の提示を要求できるケースは法的に制限されている。なお、銀行口座に対しては SIN が付番されている<sup>24</sup>。

#### (2) 情報申告制度

カナダでは、連邦所得税法 (Income Tax Act) 及び連邦所得税規則 (Income Tax Regulations) に基づき、給与・利子・配当等の支払者は情報申告書を提出しなければならない。

なお、カナダでは記入済納税申告書 (Auto-fill my return) が 2015 年から導入されており、カナダ歳入庁 (Canada Revenue Agency : 以下“CRA”) あるいは他の政府機関が受け取った情報申告書等の情報のうち、納税申告に必要な情報は記入済納税申告書に盛り込まれる。

##### ① 給与所得

雇用主が従業員に対して支払う給与・報酬に関して CRA に提出する申告書として、T4(Statement of Remuneration Paid(Slip))がある。T4 は、雇用主が、年間 500 カナダドル以上の報酬を支払った従業員を対象として、従業員毎に作成し、年 1 回 CRA に提出する。

##### a) 制度名 (書類名)

T4(Statement of Remuneration Paid(Slip))

##### b) 導入の経緯・目的

カナダにおいては第一次世界大戦中の 1917 年まで個人所得税が課されることはなく、そのことが多くの移民をひきつけてきた。1917 年に戦時所得税法 (Income War Tax Act) に基

---

<sup>24</sup> <https://www.canada.ca/en/financial-consumer-agency/services/banking/opening-bank-account.html>

## 【カナダ】

づいてはじめて連邦政府が個人所得税を課した。その後、本格的に個人所得税が導入されることとなり、1943年に源泉徴収制度が導入された<sup>25</sup>。

### c) 主体となる行政機関

雇用主は、T4をCRAに対して提出する。

ケベック州を除く各州に居住する従業員に関しては、CRAに提出するT4以外に州の税務当局に対して情報申告を行う必要はない。CRAに提出した所得情報が州税務当局に連携される。

### d) 対象者

対象年において、従業者を1名以上雇用し、給与を支払っている雇用主はT4の提出が必要となる。

T4については、従業者毎に作成・提出する。なお、CPP(Canada Pension Plan)/QPP(Quebec Pension Plan)拠出金、失業保険料、所得税を源泉徴収しておらず、かつ年間支払給与額が500ドル未満の従業員については作成・提出不要である。

### e) 提供される情報

T4の様式は図表 II-1 に示すとおりである。

従業員の情報として、SIN、氏名、住所が記載される。雇用主の情報として、雇用者番号(Employer's account number)、雇用主の名称が記載される。また、税務に係る情報として、従業者に対して支払った給与額、項目毎の源泉徴収額が記載される。

---

<sup>25</sup> <https://www.fraserinstitute.org/studies/history-and-development-of-canadas-personal-income-tax-zero-to-50-in-100-years>

図表 II-1 T4 フォーム

The diagram illustrates the T4 form layout. It is titled "T4 Statement of Remuneration Paid / Etat de la rémunération payée" and is issued by the Canada Revenue Agency / Agence du revenu du Canada. The form is divided into several sections:

- Employer Information (Employeur):**
  - 14: 給与所得 (Gross Income)
  - 22: 源泉徴収所得税 (Source Deductions - Income Tax)
  - 54: 雇用主のアカウント番号 (Employer Account Number)
  - 10: 従業員コード (Employee Code)
  - 12: 社会保障番号 (Social Insurance Number)
  - 28: 控除 (Deductions) - CPP/QPP, EI, PPIP, RPC/RRQ, AE, RPAP
- Employee Information (Employé):**
  - 16: 従業員 CPP 拠出 (Employee CPP Contributions)
  - 17: 従業員 QPP 拠出 (Employee QPP Contributions)
  - 18: 従業員 EI プレミアム (Employee EI Premiums)
  - 20: RPP 拠出 (RPP Contributions)
  - 52: 年金調整 (Annuity Adjustments)
  - 55: 従業員 PPIP プレミアム (Employee PPIP Premiums)
- Income and Deductions (Revenus et déductions):**
  - 24: EI 保険収入 (EI Insurance Income)
  - 26: CPP/QPP 年金収入 (CPP/QPP Pension Income)
  - 44: 組合費 (Union Dues)
  - 46: 寄附金 (Contributions)
  - 50: RPP 又は DPSP 登録番号 (RPP or DPSP Registration Number)
  - 56: PPIP 保険収入 (PPIP Insurance Income)
- Other Information (Autres renseignements):**
  - Box - Case: Other information (see over)
  - Box - Case: Autres renseignements (voir au verso)

Additional labels on the left side of the form include "Protected B when completed / Protégé B une fois rempli" and "T4 (21)".

(注)CPP/QPP(Canada Pension Plan/Quebec Pension Plan)はカナダの公的年金制度における所得比例年金、EI(Employment Insurance)は雇用保険料、RPP(Registered Pension Plan)はカナダの年金制度の3階部分である職域年金、PPIP(Provincial Parental Insurance Plan)は両親保険制度(出産時等に給付がなされる保険)を指す。  
 (資料) CRA ホームページ(<https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/forms-publications/publications/rc4120/employers-guide-filing-T4-summary.html>)

f) 所得情報を取得するための流れ

課税期間は暦年ベースとなっている。

雇用主は、課税期間終了後、T4 を作成し、翌年 2 月末までに CRA に提出するとともに、従業員に交付することが求められる<sup>26</sup>。

従業員は、翌年 4 月 30 日までに、T1 (Income Tax and Benefit Return) を提出して納税申告を行う必要がある。当該 Form に、T4 のコピーを添付することが求められている。なお、カナダにおいて、年末調整制度は導入されていないため、連邦税の納税義務を有する者は個人で納税申告を行うことが求められる。

g) システム面の対応

T4 は、オンラインでの提出、紙での提出のいずれも可能となっている。ただし、T4 を含め情報申告を 100 枚以上提出する雇用主はオンラインで提出することが必要となる。

オンラインで提出する場合、CRA が提供する提出用オンラインページ<sup>27</sup>から提出するこ

<sup>26</sup> <https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/tax/businesses/topics/payroll/completing-filing-information-returns/t4-information-employers/t4-information-return.html>

<sup>27</sup> <https://apps.cra-arc.gc.ca/ebci/leb0/webform/prot/login.action>

【カナダ】

ととなる。雇用主毎に ID・パスワード等が発行されており、そこから従業員毎の T4 を記載し、提出することが可能となっている。また、当該 T4 については、各従業員に対してもオンラインで発行することが可能である。

② 投資所得（配当・利子等）

a) 制度名（書類名）

T5(Statement of Investment Income)

b) 主体となる行政機関

金融機関等は、T5 を CRA に対して提出する。

c) 対象者

対象年において、カナダ居住者に対して、配当金・支払利子等の投資所得を支払う金融機関等は、T5 の提出が必要となる。

T5 については、投資所得の受領者毎に作成・提出する。なお、年間支払額の合計が\$50 未満の個人に対しては、作成・提出不要である。

d) 提供される情報

T5 の様式は図表 II-2 に示すとおりである。

受領者の情報として、受領者の名称及び住所を記載することが求められる。また、税務に係る情報として、投資所得の項目毎に支払額を記載することが求められる。

図表 II-2 T5フォーム

Canada Revenue Agency / Agence du revenu du Canada		T5 Statement of Investment Income / État des revenus de placement		Year / Année	Protected B / Protégé B when completed / une fois rempli	
カナダ会社からの配当		連邦クレジット				
24 適格配当金	25 適格配当金への課税額	26 適格配当金への課税額	13 カナダ源泉利子	18 キャピタルゲイン配当		
		Crédit	li	D		
10 適格配当金以外の配当金	11 適格配当金以外の配当金への課税額	12 適格配当金以外の配当金への課税額	21 レポートコード	22 受領者識別番号	23 受領者種別	
		au	Co	Ni	Typ	
Other information (see the back) / Autres renseignements (lisez le dos)		Box / Case	Amount / Montant	Box / Case	Amount / Montant	Box / Case
受領者の氏名・住所			支払者の氏名・住所			
Currency and identification codes / Codes de devise et d'identification			27	28	29	
			Foreign currency / Devises étrangères	Transit - Succursale	Recipient account number / Numéro de compte du bénéficiaire	

See the privacy notice on your return / Consultez l'avis de confidentialité dans votre déclaration.  
T5 (09/21)

For information, see the back. / Pour obtenir des renseignements, lisez le dos.

(資料) CRA ホームページ(<https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/forms-publications/forms/t5.html>)

## 【カナダ】

### e) 所得情報を取得するための流れ

課税期間は暦年ベースとなっている。

金融機関等は、課税期間終了後、T5を作成し、翌年2月末までにCRAに提出するとともに、受領者に交付することが求められる<sup>28</sup>。

個人の受領者は、翌年4月30日までに、T1 (Income Tax and Benefit Return) を提出して納税申告を行う必要がある。当該Formに、T5のコピーを添付することが求められている。

なお、カナダにおいて、年末調整制度は導入されていないため、連邦税の納税義務を有する者は個人で納税申告を行うことが求められる。

### f) システム面の対応

T5は、オンラインでの提出、紙での提出のいずれも可能となっている。ただし、T5を含め情報申告を50枚以上提出する雇用主はオンラインで提出することが必要となる。

オンラインで提出する場合、CRAが提供する提出用オンラインページ<sup>29</sup>から提出することとなる。雇用主毎にID・パスワード等が発行されており、そこから受領者毎のT5を記載し、提出することが可能となっている。また、当該T5については、各受領者に対してもオンラインで発行することが可能である。

## (3) 政府機関の情報連携

連邦とケベック州を除く<sup>30</sup>州政府の間では、個人所得税の徴収に関して、徴税事務の効率化や徴税コストを引き下げるために相互課税協定 (Reciprocal Taxation Agreements) を締結している。相互課税協定を締結している州では、納税者は連邦税と州税を同時にCRAに申告する。

CRAとケベック州政府は協定を結んでおり、連邦が得た情報はケベック州に提供され、ケベック州でもデータが得られるようになっている。

<sup>28</sup> <https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/forms-publications/publications/t4015/t5-guide-return-investment-income.html>

<sup>29</sup> <https://apps.cra-arc.gc.ca/ebsci/leb0/webform/prot/login.action>

<sup>30</sup> 個人所得税ではケベック州のみが対象外となっているが、法人所得税ではケベック州・アルバータ州の2州が対象外 (2009年まではオンタリオ州も対象外) となっている。第二次世界大戦中に連邦政府及び全州政府の間で制定された戦時租税協定により、州政府は所得税と法人税の課税権を連邦政府に譲渡することとなった。第二次世界大戦終了後に新たな課税権譲渡協定が定められたものの、第二次世界大戦終了後の1947年にケベック州が協定への参加を拒否し、オンタリオ州も参加を見合わせていた。

## 【カナダ】

### 2. 個人所得税の仕組み

カナダでは個人の所得に対して、連邦税（国税）としての個人所得税、州税としての個人所得税がある。州税については、ケベック州を除く州・準州ではいずれも累進課税となっているが、閾値及び税率は州・準州により異なっている。個人所得税に関して、納税は連邦税と州税を同時に CRA に申告する。その例外はケベック州だが、CRA とケベック州政府は協定を結んでおり、連邦が得た情報はケベック州に提供され、ケベック州でもデータが得られるようになっている。

以下では、国税及び州税の個人所得税の制度をそれぞれ説明する。

#### (1) 個人所得税（国税）

##### ① 所得税の基本的な仕組み<sup>31</sup>

###### a) 課税年度

暦年(1月1日から12月31日まで)を課税年度としており、現年課税方式が採られている。

###### b) 納税義務者（申告義務者）

課税年度に納税義務を有する者は申告書を提出することが求められる。また、税の還付を求める者、給付付き税額控除の給付を希望する者も申告書を提出することが必要である。

##### ② 税額の算定方法

所得の種類に応じて一定の所得控除及び税額控除が認められている。なお、課税所得の算出にあたっては、全ての所得が合算される。

###### a) 総所得

###### 7. 給与所得

給与所得には、給料・賃金、賞与、コミッション、役員報酬、雇用に関連して受領又は享受したその他の課税対象ベネフィットが含まれる。

雇用に関連して受領又は享受したその他の課税対象ベネフィットとしては、雇用主から支給される住宅手当、自動車手当、無利子又は低利息の従業員貸付金等が含まれる。

###### 4. 投資所得

カナダの居住者は、全世界の投資所得についてカナダで課税される。

カナダの投資所得について、カナダの金融機関は T5 を発行する。ただし、T5 の受領の有無に関わらず、全世界の投資所得をカナダにおいて申告することが必要である。

<sup>31</sup> 以下は 2020 年の個人所得税について記載する。

## 【カナダ】

### ウ. キャピタルゲイン

カナダ居住者が得たキャピタルゲインの 50%がその資産の所在地に関係なくカナダで課税される。

### エ. その他の所得

上記項目以外に、カナダ居住者が何らかの所得を受領した場合には、当該所得は課税対象となる。

なお、生命保険から支払われる死亡給付、宝くじの賞金、兵役年金、納税者の主たる住居の売却によるキャピタルゲイン等は非課税となる。

### b) 所得控除

課税所得の算定にあたっては、一定の所得控除が認められている。一般的な項目としては、以下が挙げられる<sup>32</sup>。

- 登録者退職貯金基金（節税貯蓄）
- 年金制度の拠出金
- 職業上所属する協会に支払った年会費
- 引越し費用で雇用主から支払われなかったもの（海外移転の場合は除く）
- 収入を得るために子供を保育所などに預けた場合の費用
- 投資所得を得るために生じた費用（利子、貸金庫使用料、会計士費用、投資相談費用等）
- 別居、離婚等に起因する扶養手当の支払

### c) 適用税率

所得税額は、課税所得の金額に税率を適用することで算定される。

個人納税者の税率は、以下の通りとなっている。

図表 II-3 所得税率表（2021年）

税率	所得額
15%	\$0 - \$49,020
20.5%	\$49,020 - \$98,040
26%	\$98,040 - \$151,978
29%	\$151,978 - \$216,511
33%	\$216,511 -

(資料) CRA ホームページ

<sup>32</sup> 日本税理士会連合会（2020）「カナダ税制視察調査報告書」

## 【カナダ】

### d) 税額控除

課税所得に税率を乗じることで、連邦所得税の金額が計算される。そこから、各種税額控除を差し引くことで、最終的に納付すべき金額が算定される。税額控除項目としては、以下が挙げられる<sup>33</sup>。

- 個人基礎控除（本人の年齢、配偶者の有無、扶養家族の課税状況等に基づいて計算される）
- 子女の授業料税額控除
- 外国税額控除
- 医療費控除
- カナダ年金基金掛金控除
- 雇用保険料控除
- 慈善団体に対する寄附金控除
- 特定の政治献金控除
- 18歳未満の子女の扶養控除
- カナダ雇用税額控除
- 公共交通機関の定期券購入費用控除
- 16歳未満の子女の芸術・文化的プログラム及びフィットネス税額控除（オンタリオ州のみ）。

### ③ 納税手続

#### a) 確定の方式

申告納税方式が採用されている。

#### b) 申告の流れ

申告義務者は、原則として、課税年度翌年の4月30日までに、T1をオンライン又は紙でCRAに提出し、税額を納付することが求められる。なお、事業所得を有する個人においては、申告期限は6月15日となっているが、納付期限は給与所得と同様に4月30日となっている。

給与所得等については、雇用主が源泉徴収を行うが、年末調整制度は導入されていないため、納税者自身による納税申告が必要となる。

---

<sup>33</sup> 日本税理士会連合会（2020）「カナダ税制視察調査報告書」

## 【カナダ】

### c) 申告書

T1 は税額の算定プロセスに沿って構成されている。

Step1 (1~2 ページ) は、申告者の個人情報・納税資格の確認、Step2 (3 ページ) は総所得の算定、Step3・Step4(4~5 ページ)は所得控除等を踏まえた課税所得の算定、Step5(P5~P7)は連邦個人所得税の税額の算定及び税額控除の算定がなされる。

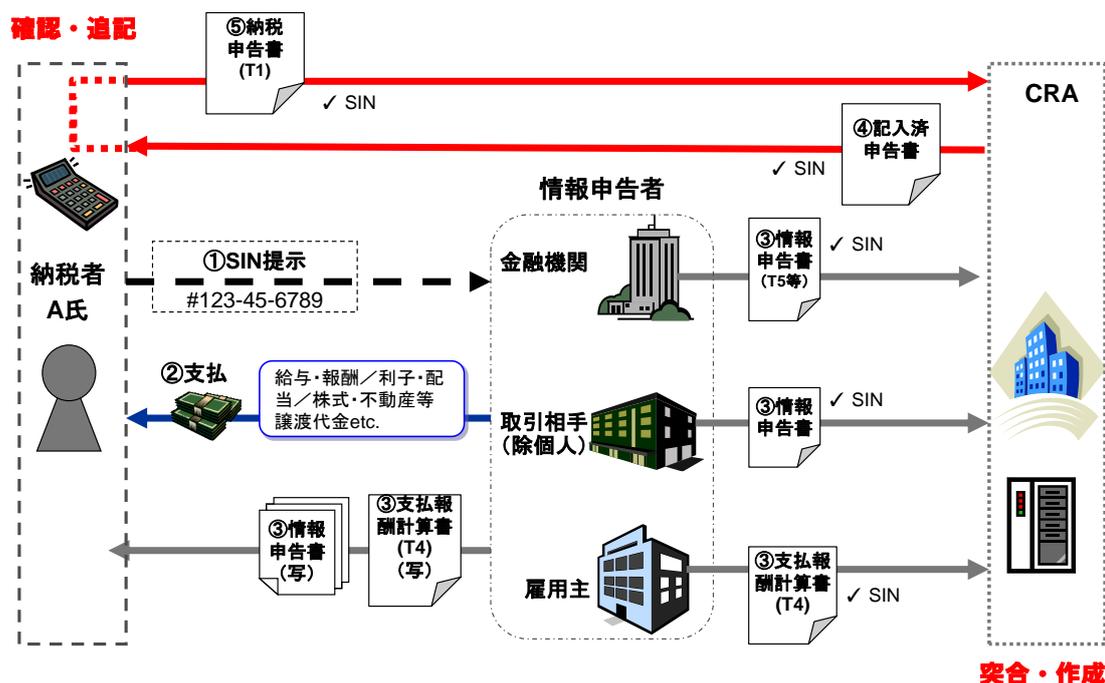
なお、2015 年から、納税者の利便性向上等の観点から、記入済納税申告書が導入されている。記入済納税申告書を利用するためには、納税者ポータルである My Account にアカウント登録を行い、NETFILE 認定ソフトウェアを用いることが必要となる。記入済納税申告書に記載される項目は、既存の制度上当局が入手可能な以下の情報申告書の情報である。

図表 II-4 記入済納税申告書に記載される情報申告書の情報

T3, Statement of Trust Income Allocations and Designations
T4, Statement of Remuneration Paid
T4A, Statement of Pension, Retirement, Annuity, and Other Income
T4A(OAS), Statement of Old Age Security
T4A(P), Statement of Canada Pension Plan Benefits
T4E, Statement of Employment Insurance and Other Benefits
T4RIF, Statement of Income from a Registered Retirement Income Fund
T4RSP, Statement of Registered Retirement Savings Plan Income
T5, Statement of Investment Income
T5007, Statement of Benefits
T5008, Statement of Securities Transactions
RC62, Universal Child Care Benefit Statement
RC210, Canada Workers Benefit Advance Payments Statement
registered retirement savings plan contribution receipt
PRPP, Pooled registered pension plan
T2202 Tuition and Enrolment Certificate
T1204, Government Service Contract Payments
RENT ASSIST

(資料) CRA ホームページ (<https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/e-services/about-auto-fill-return.html>)

図表 II-5 納税申告のイメージ



(注)番号は、フローの順序を示す。  
(資料)各種情報より MURC 作成

一方、税務当局が把握していないキャピタルゲインの取得原価、諸控除の適用に必要な情報等は自ら記入することが必要である<sup>34</sup>。

また、記入済納税申告であっても、提出する際には、申告者の責任において計数を確認することが必要である。

納税申告書については、NETFILE という電子納税申告サービスを利用してオンラインで提出することができる<sup>35</sup>。CRA は、個人の税務手続ポータルサイトである My Account を提供している。納税者は My Account にログインすることによって、納税額の確認、税務申告書の修正、給付付き税額控除の確認、記入済納税申告書の確認等が可能である。My Account への登録にあたっては、ユーザー名及びパスワードとしてオンラインバンキングにおける ID・パスワード等を利用することが可能である。

#### d) 租税の納付・徴収

納税期限は申告期限と同じく課税年度後の4か月目の30日（暦年課税年度では、翌年の4月30日）となっている。

<sup>34</sup> 政府税制調査会海外調査報告（アメリカ・カナダ）

<sup>35</sup> NETFIL の詳細は CRA ホームページ参照(<https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/e-services/e-services-individuals/netfile-overview.html>)

## 【カナダ】

### e) 滞納処分

期限内に納税がなされない場合に、CRA が定める利率に基づいて延滞税が課されることとなる。四半期ごとに利率が変更されるが、2021 年においてはいずれの四半期も 5%の利率となっている。

申告期限に遅れた場合にも罰則が設けられており、申告期限前に申告がない場合、納税額の 5%に加え、1 ヶ月遅れるごとに 1%が延滞税として加算される<sup>36</sup>。

### f) 納税者向けポータル

CRA は、個人の税務手続ポータルサイトである My Account を提供している。納税者は My Account にログインすることによって、納税額の確認、税務申告書の修正、給付付き税額控除の確認、記入済納税申告書の確認等が可能である。My Account への登録にあたっては、ユーザー名及びパスワードとしてオンラインバンキングにおける ID・パスワード等を利用することが可能である。

---

<sup>36</sup> <https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/tax/individuals/topics/about-your-tax-return/interest-penalties/late-filing-penalty.html>

【カナダ】

(2) 個人所得税（州税<sup>37</sup>）

① 課税の状況

カナダにおいて、ケベック州を除き、州税としての個人所得税は個人所得税（連邦税）と同様の計算方法によって算定する。ただし、税率については州によって異なる（図表 II-6）。

図表 II-6 個人所得税(州税)の課税状況（2021年）

	税率	所得額
ニューファンドランド・ラブラドール州	8.7%	\$0～\$38,081
	14.5%	\$38,081～\$76,161
	15.8%	\$76,161～\$135,973
	17.3%	\$135,978～\$190,363
	18.3%	\$190,363～
プリンス・エドワード島州	9.8%	\$0～\$31,984
	13.8%	\$31,984～\$63,969
	16.7%	\$63,969～
ノバスコシア州	8.79%	\$0～\$29,590
	14.95%	\$29,590～\$59,180
	16.67%	\$59,180～\$93,000
	17.5%	\$93,000～\$150,000
	21%	\$150,000～
ニュー・ブラウンズウィック州	9.68%	\$0～\$43,835
	14.82%	\$43,835～\$87,671
	16.52%	\$87,671～\$142,534
	17.84%	\$142,534～\$162,383
	20.3%	\$162,383～
オンタリオ州	5.05%	\$0～\$45,142
	9.15%	\$45,142～\$90,287
	11.16%	\$90,287～\$150,000
	12.16%	\$150,000～\$220,000
	13.16%	\$220,000～
マニトバ州	10.8%	\$0～\$33,723
	12.75%	\$33,723～\$72,885
	17.4%	\$72,885～
サスカチュワン州	10.5%	\$0～\$45,677
	12.5%	\$45,677～\$130,506
	14.5%	\$130,506～
アルバータ州	10%	\$0～\$131,220
	12%	\$131,220～\$157,464
	13%	\$157,464～\$209,952
	14%	\$209,952～\$314,928
	15%	\$314,928～

<sup>37</sup> 準州を含む

【カナダ】

	税率	所得額
ブリティッシュコロンビア州	5.06%	\$0～\$42,184
	7.7%	\$42,184～\$84,369
	10.5%	\$84,369～\$96,866
	12.29%	\$96,866～\$117,623
	14.7%	\$117,623～\$159,483
	16.8%	\$159,483～\$222,420
	20.5%	\$222,420
ユコーン準州	6.4%	\$0～\$49,020
	9%	\$49,020～\$98,040
	10.9%	\$98,040～\$151,978
	12.9%	\$151,978～\$500,000
	15%	\$500,000～
ノースウエスト準州	5.9%	\$0～\$44,396
	8.6%	\$44,396～\$88,796
	12.2%	\$88,796～\$144,362
	14.05%	\$144,362～
ヌナブト準州	4%	\$0～\$46,740
	7%	\$46,740～\$93,480
	9%	\$93,480～\$151,978
	11.5%	\$151,978～

(資料) CRA ホームページ (<https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/tax/individuals/frequently-asked-questions-individuals/canadian-income-tax-rates-individuals-current-previous-years.html>)

## ② 申告に係る留意点

州の個人所得税に関しては、現年課税となっており、課税対象年の翌年に提出する申告書類に基づいて課税される。

雇用主による年末調整はない。

個人所得税(州税)については、ケベック州を除き、州毎に用意された Form428 を用いて申告することが必要となる。個人所得税(連邦税)の課税所得を基礎としつつ、州毎に設定された税額控除項目等をもとに加減して、州税の金額を算定する。

徴収にあたっては、ケベック州を除き、CRA が一元的に徴収している。

### 3. 給付（付き税額控除）の仕組み

カナダでは、給付付き税額控除の仕組みとして、カナダ勤労給付（Canada Workers Benefit）、GST/HST クレジットが存在している。

カナダ勤労給付では、所得が増加するにつれ、税額控除額も増加するように設計されており、最大控除額に達した後は一定の所得水準まで最大控除額が維持され、さらに所得が増加すると控除額は逡減しはじめ、ゼロになる所得水準まで税額控除額は減少する。

GST/HST クレジットでは、所得が増加するにつれ、控除額が逡減するように設計されている。ただし、一定の所得水準の範囲においては、控除額は一定となっている。

#### (1) カナダ勤労給付

##### ① 制度名

カナダ勤労給付（Canada Workers Benefit）

##### ② 導入目的

生活保護受給者が就労に伴って給付が減少することで、就労から得られる収入を含む手取収入が減少する問題を解決し、就労インセンティブを促進するため、2007 年に就労所得手当（Working Income Tax Benefit）が導入された。

2019 年より、更なる制度拡充を行い、カナダ勤労給付に名称が変わった。

##### ③ 対象者

以下の要件を全て満たすことが求められる。

- 勤労所得を得ており、一定額以下である
- 対象年を通じてカナダの居住者である
- 12 月 31 日時点で年齢が 19 歳以上であるか、配偶者・パートナー・子供と同居している
- 以下のいずれにも該当しない。
  - 対象年のうち 13 週間以上の間、指定教育機関（designated educational institution）にフルタイム学生として在籍している ※ただし、12 月 31 日時点で適格扶養家族がいる場合を除く
  - 対象年のうち 90 日以上を刑務所又は同等の施設に收容されている
  - 外交官や外交官の家族・使用人など他国の職員・使用人であるために、カナダにおいて納税する必要がない

## 【カナダ】

### ④ 給付の仕組み

カナダ勤労給付は、個人所得税の申告の中で、還付可能税額控除として扱われている。すなわち、税額控除の結果、納税額がマイナスとなる場合に当該金額が税務当局より還付されるものである。

### ⑤ 給付額

カナダ勤労給付は、勤労所得額及び家族構成によって異なる。家族構成により、逡増・定額（最大控除額）・逡減区間が異なっている。

図表 II-7 カナダ勤労給付の金額と所得金額の関係（カナダドル、2021年）

	逡増	定額	逡減
独身者かつ子供なし	3,000～8,312 (変動率：26%)	8,312～13,064 (1,381 カナダドル)	13,064～24,573 (変動率：▲12%)
家族	3,000～12,150 (変動率：26%)	～17,348 (2,379 カナダドル)	17,348～37,173 (変動率：▲12%)

(注1)上段は所得金額範囲、下段は変動率又は定額の場合には当該金額を指す。

(注2)アルバータ州、ケベック州・ヌナブト準州は異なる金額となっている。また、障がい者の追加分を含まない。

(注3)所得が3,000ドル未満の場合には給付されない。

(資料) カナダ歳入庁 HP (<https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/child-family-benefits/witb-amount.html>)

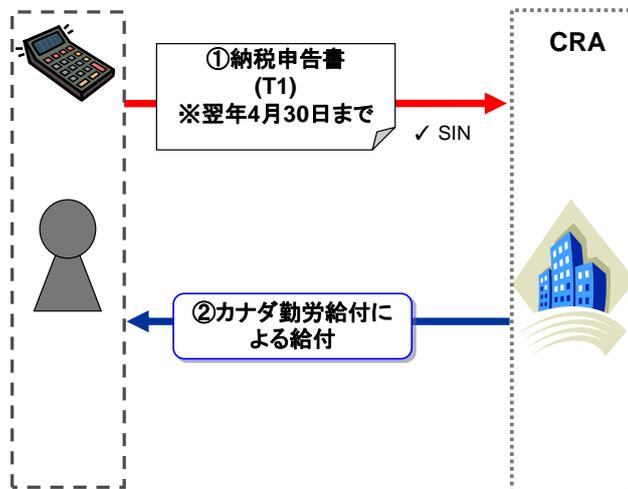
### ⑥ 給付に係る実務上の扱い

申告者は、個人所得税の納税申告手続きにおいて、申請を行う。納税申告を電子で行う場合には、CRAが定める認定税務ソフトウェア（certified tax software）の指示に従うと請求が可能となっている<sup>38</sup>。紙で提出する場合には、Schedule6(Canada workers benefit)を別途提出することが必要である。

その後、CRAより給付がなされる。給付額のうち、最大半分を前払いで支払を受けることができる。前払いを申請する場合には、①My Accountから申請する、②Form RC201を記載し郵送する、のいずれかの手続きを取ることが必要である。

<sup>38</sup> CRA ホームページ (<https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/child-family-benefits/witb-apply.html>)

図表 II-8 カナダ勤労給付の手続き



(資料) 各種情報より MURC 作成

## (2) GST/HST<sup>39</sup>クレジット

### ① 制度名

GST/HST クレジット (Goods and Services Tax/ Harmonized Sales Tax Credit)

### ② 導入目的

物品サービス税 (Goods and Services Tax : GST) が 1991 年に導入されたことに伴い、逆進性解消のために低中所得者への所得税率引下げと併せて導入された。

### ③ 対象者

以下の要件のいずれかを満たすことが求められる。

- 年齢が 19 歳以上である
- 配偶者又はパートナーを有する
- 子供と同居している

### ④ 給付の仕組み

GST/HST クレジットは、個人所得税の申告の中で、還付可能税額控除として扱われている。すなわち、税額控除の結果、納税額がマイナスとなる場合に当該金額が税務当局より還付されるものである。

<sup>39</sup> GST は連邦政府が課す付加価値税である。州によっては、州税として州付加価値税である PST (Provincial sales taxes) が課されている。また、ニューブランズウィック州、ニューファンドランド・ラブラドール州、ノバスコシア州、オンタリオ州、プリンスエドワードアイランド州の 5 州では、GST と PST を統合した HST(Harmonized Sales Tax)が課されている。

【カナダ】

⑤ 給付額

GST/HST クレジットは、勤労所得額及び家族構成によって異なる。家族構成により、増・定額（最大控除額）・遞減区間が異なっている。

図表 II-9 GST/HSTクレジットの金額と所得金額の関係（カナダドル、2020年）

	子供の数	定額	通増	定額	通減
独身者	0人	0～9,686 (299 カナダドル)	9,686～17,536 (変動率：2%)	17,536～38,892 (456 カナダドル)	38,892～48,012 (変動率：▲5%)
	1人	—	—	0～38,892 (755 カナダドル)	38,892～53,992 (変動率：▲5%)
結婚している又はパートナーを有する	0人	—	—	0～38,892 (598 カナダドル)	38,892～50,852 (変動率：▲5%)
	1人	—	—	0～38,892 (755 カナダドル)	38,892～53,992 (変動率：▲5%)

(注1)上段は所得金額範囲、下段は変動率又は定額の場合には当該金額を指す。

(注2)子供1人につき157カナダドルが追加される。

(資料) CRA ホームページ (<https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/child-family-benefits/goods-services-tax-harmonized-sales-tax-gst-hst-credit/goods-services-tax-harmonised-sales-tax-credit-payments-chart.html#not>)

⑥ 給付に係る実務上の扱い

申告者は、個人所得税の納税申告手続きにおいて、申請を行う。新たにカナダ居住者となったものは、子供を有する者は Form RC66 を、子供を有しないものは Form RC151 を作成し、税務当局に送付することが必要である。

## 第 III 章 イギリス

### 【概要】<sup>40</sup>

#### 【納税者番号として用いる番号】

イギリスにおいては、社会保障・税番号として、歳入関税庁（HMRC）と労働・年金省（DWP）が管理する国民保険番号（National Insurance number：NINO）が用いられている。銀行口座に対しても、NINO は紐づけされている。また納税申告が必要な納税者には、別途の番号（Unique Taxpayer Reference: UTR）が付与される。

#### 【個人所得把握のための情報申告書の例】

利子・配当等の支払者は、HMRC からの通知に対して、関連データを提出する義務がある。給与支払については、PAYE（Pay As You Earn）と呼ばれる源泉徴収の仕組みで行われ、給与支払いごとに報告される。これは、現在ではほとんどが Real Time Information システム(RTI)を通じて行われている。根拠法は、「財政法（Finance Act）」である。

#### 【情報申告書と納税申告書の突合、確認】

情報申告制度で提供された情報は、HMRC の徴税事務一般に使用される。この時、納税申告書の内容との突合の一部に NINO が用いられる。イギリスでは納税申告を原則としつつも、2017 年 9 月より所得税簡易申告制度（Simple Assessment）が始まっている。これは、転職等により正しく源泉徴収が行われず、税の過払いや未納分がある納税者に対しては、HMRC から納税額を通知し、該当納税者による確認を通じて誤りが無ければ納税申告を不要にする制度であり、他国の記入済納税申告書に類似した制度であると言える。

#### 【国と地方の税務当局同士の情報連携】

所得に連動した地方税はない。従って個人所得税に関する国と地方の情報連携はない。

#### 【所得税制度】

国税として、現年度課税がなされている。給与所得者は基本的に納税申告の必要はなく、源泉徴収によって完結する。高所得者や、源泉徴収で補足される以外に所得を持っている給与所得者や個人事業主は、年に 1 回の納税申告を行う必要がある。

申告は、電子・紙のいずれでも可。ただし、紙による申告よりもオンラインによる申告は、締切が 3 ヶ月遅く(長く)設定されており、オンライン提出の利便性を高めている。

<sup>40</sup> 個人所得税の課税年度は 4 月 6 日～翌年 4 月 5 日。  
為替レート：1 ポンド=156.20 円（2022 年 2 月 14 日時点）

## 【イギリス】

### 【給付付き税額控除】

給付付き税額控除として、ユニバーサルクレジットが導入されている。既存の所得連動型給付付き税額控除である、勤労税額控除（Working Tax Credit）や児童税額控除（Child Tax Credit）、住宅給付（Housing Benefit）、インカムサポート（Income Support）はユニバーサルクレジットへの移行が進んでいる。ユニバーサルクレジットは申請に応じて給付が開始され、源泉徴収の所得情報を使用して給付額が調整される。HMRC から、ユニバーサルクレジットを管轄する DWP に源泉徴収から得られたリアルタイム情報が提供されることにより、これを可能にしている。

ユニバーサルクレジットにおける標準手当＋各種加算額は、一定所得額までは定額であり、所得が閾値を超えると給付額は一定率で減少し、給付額がゼロ以下になると給付は停止される。

## 1. 所得情報の把握の仕組み

### (1) 社会保障・税番号

#### ① 国民保険番号

イギリスにおいては社会保障・税番号として、歳入関税庁（Her Majesty's Revenue and Customs：以下”HMRC”）と労働・年金省（Department for Work and Pensions：以下”DWP”）が管理する国民保険番号（National Insurance number：以下”NINO”）が用いられている。NINOは、税、年金、給付の事務において用いられる。NINOを利用する機関・組織は以下の通り。

図表 III-1 NINOを利用する機関・組織

- HMRC
- 各雇用主
- DWP
- 地方自治体（local council）
- 選挙管理委員会
- 学生ローン団体（Student Loans Company）<sup>41</sup>
- 年金管理団体
- 個人年金アカウント事業者
- 認証された金融サービス事業者

（資料）イギリス政府ポータルサイト（GOV.UK）

NINOは通常、イギリス在住かつ児童手当の申請を過去に親が行っている場合には、16歳になる誕生日の3ヶ月前に自動的にHMRCから通知される。新規の発行については、イギリス在住かつ就労を許可されている20歳以上の人が申請可能である。

不正を防ぐため、必要にならない限りはNINOを他者と共有しないように注意喚起がなされている。

#### ② GOV.UK Verify<sup>42,43</sup>

GOV.UK Verifyとは、2016年に導入されたオンラインにおける個人認証システムのことであり、納税申告や、運転免許証などの手続きをオンラインで行うことを可能とする。

GOV.UK Verifyを使うためには、イギリス政府が発行した身分証明書もしくはパスポート

<sup>41</sup> 政府所有の学生ローン団体

<sup>42</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/introducing-govuk-verify/introducing-govuk-verify#government-services>

<sup>43</sup> 淵田康之. 2019. “デジタルID時代の世界と日本（特集 令和時代の新分野の模索）.” 野村資本市場フォータリー 23 (1): 24-42. <http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2019/2019sum03.pdf>

## 【イギリス】

や写真付き運転免許証が必要である。なお、イギリスの市民権を保持している必要はない。

本人確認と ID 発行は、政府が認定した企業が行う。現在をこの機能を提供している ID プロバイダーは、Digidentity 社と Post Office 社である<sup>44</sup>。

### (2) 情報申告制度

イギリスにおける情報申告制度 (statutory notice return) については、2011 年財政法 (Schedule 23 of the Finance Act 2011) により定められている<sup>45</sup>。関連データ所有者 (relevant data-holder) は HMRC の通知 (data-holder notice) に基づいて関連データ (relevant data) を HMRC に提出しなければならない。提出された情報は、HMRC の徴税事務全般で使用される。この時、名寄せの一部に NINO が用いられる。

HMRC からの通知には、法的義務に関する説明、HMRC に提出する情報のタイプ、データ提供の締め切りが記載されている。

HMRC へは、求められた情報用のスプレッドシート形式の報告用テンプレートを使用して情報を提供しなければならない。スプレッドシート自体は gov.uk から自らダウンロードしなければならない。gov.uk に掲載されているテンプレートは図表 III-2 の通りである。

HMRC へ記入したスプレッドシートを提出する際には、Secure Data Exchange System (SDES) を通じて提出する<sup>46</sup>か、Email の添付ファイルとして提出する。

また、statutory notice のほかに、infomation notice という情報申告制度もあり、2017 年の日本の政府税制調査会海外調査報告によると、「HMRC が納税者の納税額の適否を確認するために、あらかじめ租税審判所の許可を得て Notice を発行し、納税者本人や第三者に必要な情報の提供を要請するための制度」として存在している<sup>47</sup>。

---

<sup>44</sup> 以前は Barclays 社、Experian 社、SecureIdentity 社も認定 ID プロバイダーだったが、これらの企業は ID プロバイダーとしてのサービスの提供事業から撤退した。  
<https://www.computerweekly.com/news/252496069/Experian-to-close-more-than-two-million-Govuk-Verify-accounts>

<sup>45</sup> 登録組合 (Registered society) を対象とする情報申告制度については Section 887 of the Income Tax Act 2007. で別途定められている。

<sup>46</sup> SDES を利用するには登録が必要となる。また、Secure Electronic Transfer (SET) という既存のシステムのユーザーは自らが SDES へ移行するまで、これを使って提出できる。

<sup>47</sup> 詳しくは政府税制調査会 (2017) 「海外調査報告 (フランス・イギリス) (報告書)」を参照のこと。  
<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2017/29zen10kai13.pdf>

図表 III-2 掲載されているスプレッドシート

フォーム番号	フォームタイトル	内容	報告主体	データの客 体・内容
BR-01	Business Rates	非居住用資産 に対する固定 資産税	地方自治体	納税する法 人・個人
CU-01	Credit Unions	各組合員への 配当金	信用組合	各組合員への 配当状況
FAC-01 FAC-03	Fees and Commissions Fees and Commissions Entertainment Agent	料金・コミッ ションの支払	支払元	支払先
GAS-01 GAS-02	Grants and Subsidies Grants and Subsidies Housing Benefit	助成金と補助 金 助成金と補助 金(住宅手当)	地方自治体等	受給者の情報 (名前、住 所、NINO)
IBO-01	Income Belonging to Others	他者帰属所得	クレジットカ ード会社等	加盟店の自ら を経由した売 り上げ情報等
RS-01	Registered Societies	登録組合が支 払う、利息、 配当、ボーナ ス	登録組合	各組合員の情 報と支払いの 情報
ROPL-01	Rents and Other Payments Arising from Land	土地から発生 する家賃及び その他の支払 い	不動産業者や 借主等	貸主が受け取 った家賃等
SEC-01	Shares and Securities	株式及び証券	証券会社等	投資家の有価 証券の売却額 等
TMP-01	Tangible Moveable Property	有形動産	有形動産取扱 人、オークシ ョン主催者等	売り手の各財 の売却額等

(資料) 各種情報をもとに MURC 作成

## 【イギリス】

図表 III-2 のテンプレート以外にも、情報申告制度では、金融機関の利子所得・支払に関する情報申告（Interest returns: Bank, Building Society Interest (BBSI) and Other Interest (OI)）、生命保険契約者ごとの課税対象となる支払に関する情報申告（Report chargeable event gains for life insurance policies）、年金管理者による年1回の情報申告（Sending a relief at source annual information return）について別途定められている。また給与所得に関しては PAYE（Pay As You Earn）という源泉徴収制度を設けており、給与支払いごとの報告を求めている。近年では、これらの情報申告制度で集まる情報から、集まる情報を活用した simple assessment と呼ばれる所得税簡易申告制度がスタートし、転職等により正しく源泉徴収が行われず、税の過払いや未納分がある納税者に対しては、HMRC から納税額を通知し、送られてくる文書に記載されている所得情報と納税額を確認し、間違っていなければその額を納税するという納税者の負担が軽減される制度が導入されている。これは、対象者は限定的ではあるものの、他国の記入済納税申告書に類似した制度であると言える。

### ① 情報申告制度におけるデータのプライバシーと活用

個人データの加工については、General Data Protection Regulation (GDPR)に基づいて行われる。

特に機微な情報の加工については、the Article 9 of the GDPR と Schedule 1 of the Data Protection Act (DPA) 2018 に基づいて行われる。この解説は、HMRC appropriate policy document<sup>48</sup>にまとめられている。

個人データの保存については、HMRC Records Management and Retention and Disposal Policy（HMRC 記録マネジメント・保存・処分ポリシー）に従って行われる。

個人データの HMRC 外部との共有は、以下のガイダンス類に従って行われる。

- HMRC Privacy Notice<sup>49</sup>内の「データ共有ガイダンス（data sharing guidance）」
- ICO（Information Commissioner's Office）<sup>50</sup>が定める、「契約とデータ共有のガイダンス（contracts and data sharing guidance）」
- HMRC 情報開示ガイド（Information Disclosure Guide）

### ② 情報申告制度における ID

情報申告制度及び後述する PAYE においては、個人については NINO が名寄せのための番号として運用されている。日本のマイナンバーにあたるものとして「GOV.UK Verify」の導入・活用が推進されているが、識別番号としては活用されていない。現在、納税申告にあ

<sup>48</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/hmrc-appropriate-policy-document/hmrc-appropriate-policy-document>

<sup>49</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/data-protection-act-dpa-information-hm-revenue-and-customs-hold-about-you/data-protection-act-dpa-information-hm-revenue-and-customs-hold-about-you>

<sup>50</sup> 公共の利益のために情報の権利を擁護することを目的に設立されたイギリスの独立機関で、公的機関のオープン性と個人のデータプライバシーの強化を行っている。

## 【イギリス】

たる self assessment を行う場合には、別途の番号 (Unique Taxpayer Reference: UTR) を取得し記入することとなっている。

### ③ 給与所得の情報把握について

#### a) 制度名 (書類名)

PAYE (Pay As You Earn)、Real Time Information programme (RTI)

#### b) 導入の経緯・目的

PAYE は、イギリスにおける所得税の源泉徴収制度であり、第二次世界大戦中に増大した納税者数に対応するため、より効率的な徴税方法を実現するため、1944 年に導入された。RTI は PAYE の申告を給与支払毎に行うようにするという制度変更や取り組みを指し、税と国民保険料の正確かつ確実な徴収、税額控除と還付の正確性の向上、ユニバーサルクレジット<sup>51</sup> (Univasal credit) の導入の成功を目的として、2013 年に導入された。2016 年には 99% の事業者が給与支払オペレーションに RTI を組みこんでいる<sup>52</sup>。

#### c) フロー

各雇用主はソフトウェアを使って、Full Payment Submission (FPS) 及び Employer Payment Summary (EPS) を HMRC に直接送信する。

FPS は従業員への給与支払当日までに送らなければならない。EPS は給与を支払った翌月の 19 日までに提出しなければならない。

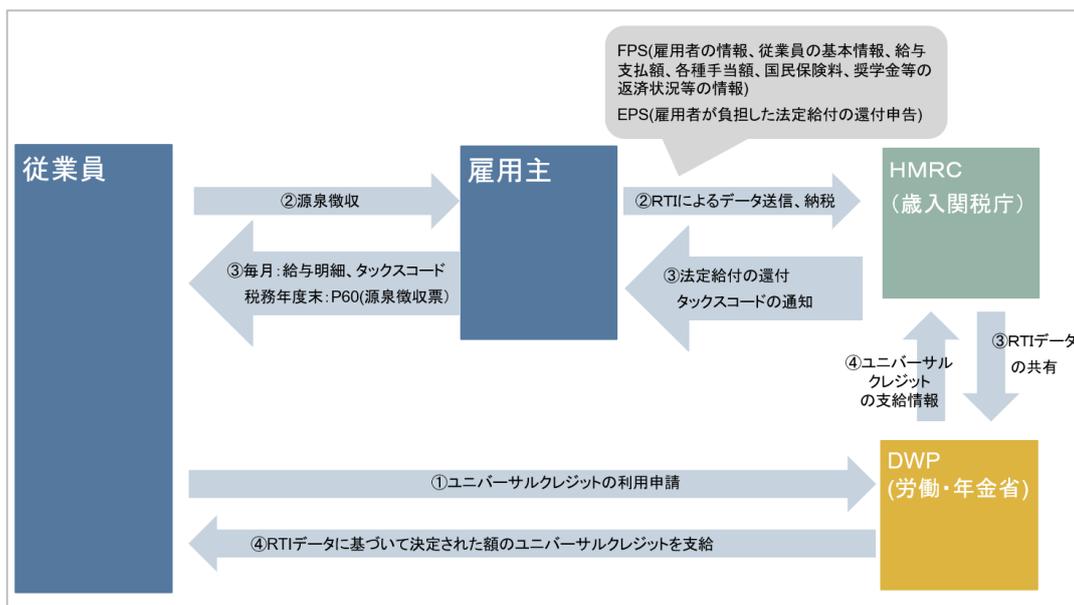
HMRC は法定給付の還付とともに、各従業員のタックスコード (tax code) を雇用主に通知する。タックスコードとは、所得控除の計算に使用される、複数桁の数字と 1 文字で構成されるコードで、所得控除額と控除方法を表す。

---

<sup>51</sup> 詳細については、本章 3. を参照。

<sup>52</sup> 本章 1. (2) の④、⑤を参照。

図表 III-3 RTIの模式図



(注)番号は、フローの順序を示す。  
 (資料)各種情報をもとに MURC 作成

#### d) 対象

FPS と EPS は大半の事業主が提出を行っている。FPS と EPS の提出義務要件は異なっている。

以下の条件に一つでも該当する事業主が FPS の提出義務を負っている。

- 週給 120 ポンド以上の従業員がいる。
- 給与外手当を支払っている従業員がいる。
- 他の仕事をしている従業員がいる。
- 年金を受け取っている従業員がいる。

また、以下の条件の一つでも当てはまる事業主は、EPS の提出義務を負っている。

- 法定出産手当・法定父親手当・法定養子手当・法定共有育児手当・法定親忌引手当 (Parental bereavement pay) の還付を請求する場合
- 雇用手当(Employment Allowance)を請求する場合 (各税務年度で 1 回行う)
- 有限会社として建設土木業スキーム (Construcion Industry Scheme(CIS)) の控除を申請する場合。
- NICs holiday (国民保険拠出休日) の遡及的請求を行う場合
- 自社もしくは関連会社が年間 300 万ポンドを超える給与支払いを行っており、職業実習賦課金<sup>53</sup>を支払っている場合。

<sup>53</sup> 職業実習賦課金制度については、以下を参照のこと  
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2016/11/fdfda7077e9fb277.html>

e) FPS で提供される情報<sup>54</sup>

FPS で提供される内容は雇用者の情報、従業員の基本情報、給与支払額、各種手当額、国民保険料、奨学金等の返済状況等の情報である。各項目については以下の表のとおりである。

図表 III-4 FPSで提供される情報

カテゴリ	項目
雇用者情報	HMRC オフィス番号、雇用主 PAYE 記号、会計事務所記号、対象税務年度、雇用主適用除外番号、個人納税番号、法人税番号
従業員の情報	国民保険番号 <sup>55</sup> 、役職、氏名、イニシャル、生年月日、性別、住所、郵便番号、居住国、給与 ID、給与 ID 変更識別子、旧給与 ID、例外支払パターン識別子
給与支払と控除	
今期分の給与支払と控除	課税対象給与、控除・還付額、学生ローンの返済額、大学院ローン返済額、法定控除後の給与支払額、その他の控除、ストライキ中識別子、非課税・国民保険料対象外の支給額、学生ローンのタイプ
給与支払と控除の今年度の今回までの累計	課税対象給与総額、税総額、学生ローン返済総額、累計大学院ローン返済総額
年金控除	被用者年金保険料、被用者年金保険料の総額
育児休業手当	法定出産給付累積支給額、法定父親給付累積支給額、法定養子給付累積支給額、法定共有両親給付累積支給額、ShPP: 配偶者(パートナー)の姓・名・ミドルネーム・国民保険番号
その他	国民保険 (クラス 1) の対象となる項目、給与支払を通じて支払った給付の額、給与支払を通じて支払った給付の累計額
従業員への給与支払の情報	従業員の税コード、従業員の税コードの識別子、所定労働時間、給与支払頻度、給与支払日、税の週番号、税の月番号、給付支払の対象となる期間数、Bacs のハッシュ番号、所得合計処理識別子
報告遅延理由	報告の遅延理由を対応する記号で報告する。
国民保険	国民保険カテゴリ記号、当期の国民保険の対象となるグロス収入、国民保険の対象となるグロス収入 (今年度累計)、標準報酬額下限以下の累計報酬額、標準報酬下限から第一境界額での累計報酬額、第一境界額から標準報酬額上限の間の累計報酬額、今期の従業員負担分の保険料、従業員負担分の保険料の累計額、雇用者負担分の保険料総額、雇用者負担分の保険料総額 (累計)、適用除外制度番号 (SCON)
取締役関連	取締役の国民保険拠出金計算法、取締役の就任週

(資料) イギリス政府ポータルサイト (GOV.UK) の情報を基に MURC 作成

<sup>54</sup> <https://www.gov.uk/guidance/what-payroll-information-to-report-to-hmrc>

<sup>55</sup> 従業員の国民保険番号を入力する。知らない場合には、空欄でもよいが住所欄は必ず入力しなければならない。

## 【イギリス】

### f) 新規入職者や退職者に関して提供情報

新規入職者や退職者について FPS の提出と同じタイミングで報告を行う。報告を行う項目は次のとおり。

図表 III-5 新規入職者や退職者に関して提供される情報

カテゴリ	項目
新規入職者	雇入れ日、雇入時申告、学生ローン識別子、住所、郵便番号、居住地、パスポート番号
退職者	退職日、退職後給与支払発生識別子

(資料) イギリス政府ポータルサイト (GOV.UK) の情報を基に MURC 作成

### g) EPS で提供される情報<sup>56</sup>

EPS は主に雇用者が負担した法定給付の還付を目的に行われるため、その関連情報が提出される。提供される情報の項目は次のとおり。

図表 III-6 EPSで提供される情報

カテゴリ	項目
法定給付の還付	当該課税年度の法定出産/父親/養子/共有両親給付の累積還付申請額、当該課税年度の法定出産/父親/養子/共有両親給付の国民保険料における Small Employers' Relief による累積補填額、CIS 控除の累計額
口座情報	口座名義、口座番号、支店コード、住宅金融組合番号

(資料) イギリス政府ポータルサイト (GOV.UK) の情報を基に MURC 作成

### h) システム面の対応

PAYE 対応のソフトウェアについては、gov.uk において公開されている。また、従業員が 10 名未満の場合に利用可能なソフトウェアは、HMRC が作成し提供しており、無料で利用することが出来る。

また、RTI のインターネット提出、送信データの準備、電子データの交換に要求されるシステムの技術仕様については、ソフトウェア開発者向けに毎年アップデートされ政府サイト (gov.uk) に掲載される<sup>57</sup>。ソフトウェアベンダーはこれを基に自らのサービスを改修する。Real Time Information internet submissions: 2021 to 2022 technical specifications として RTI のルールとインターフェイス管理 (RIM) のアーティファクト (定義ファイル等) と技術仕

<sup>56</sup> <https://www.gov.uk/guidance/what-payroll-information-to-report-to-hmrc#eps-what-to-report>

<sup>57</sup> <https://www.gov.uk/government/collections/real-time-information-online-internet-submissions-support-for-software-developers>

## 【イギリス】

様が掲載されている。

### i) 企業側の対応

現地民間事業会社へのヒアリングによると、RTI の導入により、企業側の業務は改善され、負担が軽減されたとのことである。同社は給与支払システムの手元ベンダーのシステムを採用している。RTI のルール改訂などによるシステム変更などはベンダー側が対応するため、負担は感じていない。RTI の導入により、毎月給与支払いデータの送信を行うようになったが、これらは基本的に自動で行われており、毎月の手間についてはあまり感じていないという。RTI の導入前は、年末に、給与や社会保険の控除などについて企業側で調整したうえで申告しなければならなかったが、RTI の導入により、期末の諸々の処理が不要になり、負担が減った、とのことである。

### ④ RTI 導入時の検討状況

2013 年 7 月 22 日に出された、報告書「The Real Time Information Pilot」<sup>58</sup>では、2012 年 4 月から 2013 年 3 月にかけて行われた RTI のパイロット事業の経緯と成果について解説しているほか、RTI の導入の背景について解説されている。

#### a) RTI 導入前の状況

- PAYE が導入された当時は、複数の支払元があったり、転職をしたりするのではなく、ずっと一つの職場で働き続けることが一般的であったため、1 年毎の紙による雇用者からの申告で充分であった。
- RTI 導入前は、年間約 190 万件の PAYE の申告があり、HMRC は 12 億ポンド、民間側は 6 億 9600 万ポンドがコストとしてかかっていた。
- 2009 年に PAYE と国民保険のコンピュータシステムの統合が完了したため、PAYE の正確さと個人への源泉徴収の調整プロセスは改善されていた。

#### b) RTI 導入前の PAYE における課題

RTI は給与支払いごとに申告を行うため、以下の問題を解決することができる手段であった。

- 複数の雇用先または年金給付元から収入を受け取っている場合や、雇用状況が変化した場合、税金の支払いに過不足がおこる可能性がある。
- 転職や、給与を複数から受け取るような仕事のパターンの変化は、納付の過不足の起きる頻度を増やし、これを調整するために、HMRC に勤務先の変更を連絡するか、次の税年度を待って過不足を調整する必要があった。

<sup>58</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/the-real-time-information-pilot>

## 【イギリス】

- 雇用主が退職者に交付するフォーム P45<sup>59</sup>の発行が遅れると、次の勤務先でうまく納税額を計算できない状況を引き起こす場合があった。
- 雇用主は HMRC に年次の申告書を提出していたため、次の税年度にならないと確認・修正ができず、修正が必要な場合には、当該年度だけでなく、次年度や、前年度まで修正が必要になる場合があった。

### c) RTI の狙い

- 雇用主と年金提供者が PAYE、国民保健拠出金（National Insurance Contribution：以下“NIC”）、学生ローンの返済、および法定支払い情報を HMRC に報告する方法を現代化し、リアルタイムに情報を取得するため。
- PAYE による納税の精度を上げ、課税年度の終了後に行われる過不足額調整の件数と金額を減らすため。
- P35 と P14 の提出<sup>60</sup>義務を無くし、就業・退職プロセスを簡素化することにより、PAYE プロセスを雇用者および HMRC にとってより単純で負担の少ないものにするため。
- 所得税の徴収、クラス 1 NIC、学生ローンの返済、法定支払いの回収、法定支払いの回収、および法定支払いに対する NIC の補償の会計処理を含む、PAYE のオペレーションと徴収を改善するため。
- 申告者の雇用収入に関する最新情報を提供することにより、税額控除の誤りや不正を減らすため。
- ユニバーサルクレジットの段階的導入をサポートするため。

### d) パイロット事業の成果

リアルタイムでの報告は、特定の状況では実用的ではなく、一部の小規模または零細企業は追加のコストが発生し、導入に時間がかかる可能性があることが判明した。HMRC はそれに応じて、特定領域での免除と、小規模雇用者が RTI に適応するための時間的猶予を設けることによって対応した。

パイロット事業では、雇用主は、「RTI への移行・実施はおおむねスムーズで、各給与支払い日に対する業務の工数は、RTI 導入以前より長くなるということはない」と回答した。

---

<sup>59</sup> フォーム P45 は、課税年度内において、当該従業員が給与額に基づいてこれまでに支払ってきた税額を HMRC に提出する書式である。

<sup>60</sup> フォーム P35 は、雇用主が課税年度内に雇用した人の詳細（給与、所得税額等）について、課税年度終了後に HMRC に提出する書式である。P14 は、閾値以上の収入を得た従業員について、課税年度内に支払った所得税額を課税年度末後に HMRC に報告する書式である。

## ⑤ RTI 導入後の評価

2017年12月7日に出された報告書「Real Time Information programme - post implementation review<sup>61</sup>」において、RTIが導入されて3年後の事後評価をHMRC自身が行っている。この報告書内では、以下の3つの問いが立てられた。

- RTIプログラムは当初の目標を達成したか。
- 開始後3年以上経過してどのようにRTIは機能しているか。
- パフォーマンスを改善し、政府の戦略的な資産として最大限活用するには何を行う必要があるのか。

この3つの問いに関する報告書の内容を以下に要約する。

### a) RTIプログラムは当初の目標を達成したか。

目標の達成についての評価は、以下のように記載されている。

- RTIは当初の目的を達成し、RTIによって生まれた変化はポジティブなものであるという結果が得られた。RTIの導入はスムーズに進み、2016年には、99%の企業が給与支払業務への統合を済ませていた。税務や給与支払部門の担当者の多くは未だRTIの導入は追加的にコストのかかるものだと認識しており、移行コストは少なからずかかったようである。150万人の労働者をRTIへ移行するのに、段階的に実装したアプローチは正しかったというコンセンサスが得られている。
- RTIの導入方法（HMRCの積極的な関与と協議）については歓迎されており、罰則の軽減などの柔軟性も評価された。その一方で、中小企業の雇用主はRTIの導入とその影響について、準備が整っていないと感じているという回答も寄せられた。
- RTIの効果とコストとして以下の数値が試算された。この試算結果は費用対効果が高かったことを示唆しているが、中小企業の事業主の継続的なコストを過小評価しているという声も聞かれた。

#### 効果

- HMRCのコストを6400万ポンド節約した。
- 不正や誤り、年度内所得の不一致の減少による税額控除の過払いが減少したことにより、6億7200万ポンドが節約された。
- 8億1300万ポンドの単発のキャッシュフロー利益を国庫にもたらした。
- 雇用主の事務コストを年間2億9200万ポンド削減した。

#### コスト

- 雇用主の導入時の一時的費用のコストは全体で2億9200万ポンドに上る。
- RTIの実装に関して、HMRCの負担は3億700万ポンドとなった。

<sup>61</sup> HM Revenue & Customs. 2017. "Real Time Information Programme - Post Implementation Review." <https://www.gov.uk/government/publications/real-time-information-programme-post-implementation-review>.

## 【イギリス】

### b) 開始後3年以上経過してどのように RTI は機能しているか。

RTI の 2017 年時点の状況については、以下のように記載されている。

- RTI のパフォーマンスは良く、4000 万人以上の労働者及び職域年金受給者の情報をリアルタイムで処理しており、PAYE とユニバーサルクレジットの仕組みを支えることができている。
- 一方で、データ品質の問題や、HMRC と雇用主間での記録のミスマッチなどの対応に雇用主、代理人、HMRC の3者とも時間とコストがかかっている。この状況は RTI データの事後的な確認画面の提供が遅れていることと、修正申告手続きの複雑さから悪化している。
- RTI データを使用して、給与の年間推定額を算出することで、一部のタックスコードをより早く正確に修正することが可能になった。さらに 2017 年から、よりリアルタイムにタックスコードを処理するために RTI データを活用する予定である<sup>62</sup>。また、ユニバーサルクレジットの支給に RTI のデータを使用することにより、約 6 億ポンドの節約になると試算されている。既にユニバーサルクレジット以外の DWP が行っている給付において、4 億 9100 万ポンドが節約されている。
- RTI によってもたらされた変更は多くの PAYE と給与実務を近代化し、政府全体のエラーと不正を減少させた、というコンセンサスはある。

### c) パフォーマンスを改善し、政府の戦略的な資産として最大限活用するには何を行う必要があるのか。

以下の3点が要改善とされた事項である。

- 中小企業の事業主に十分に制度が浸透しておらず、報告義務と報告できなかった時のペナルティについて理解できない事業主がいるため、より明快に伝える方法を考える必要がある。具体的には、内部及び外部のステークホルダーとのコミュニケーションの主体となるチームを HMRC 内に設置する。
- データの品質の問題は発生頻度は低いため、ガイダンスと教育により、引き続き対処するが、ガイダンスやプロセスの変更が必要となった場合には、雇用主や外部の専門家を早期に関与させる。さらに、雇用主が申告を修正したり、還付を請求するシステムの強化が必要と認識している。
- RTI データを利用した PAYE コードの正確性の向上や納税額の過不足調整が必要な人数を減らすことについて、進展のペースが遅いと不満に思っている政府外のステークホルダーが多くいると認識しており、ペースを上げる必要がある。

---

<sup>62</sup> タックスコードについては、本章 1.(2)③c)を参照。2017 年 5 月末からは、RTI の手続きごとに、HMRC から雇用主にタックスコードが送られることになった。

【イギリス】

## ⑥ 金融機関による情報申告<sup>63</sup>

### ア. 制度名（書類名）

Interest returns: Bank, Building Society Interest (BBSI) and Other Interest (OI)

#### イ. 導入の経緯・目的

- 根拠法
  - Schedule 23 of the Finance Act 2011
  - The Data-gathering Powers (Relevant Data) Regulations 2012

#### ウ. 主体となる行政機関

- BBSI 申告書：銀行、住宅金融組合（Building Society）が、通常業務内における利払いについて HMRC に報告
- OI 申告書：銀行や住宅金融組合として運営されていない金融機関が、通常業務の中で支払う利払いについて HMRC に報告

#### エ. 対象者

当該金融機関から利息を支払われた、もしくは徴収された個人及び企業、団体等

#### オ. 提供される情報

口座保有者に対して支払いもしくは徴収した利息に関する情報と、口座保有者の情報（NINO、口座番号、氏名、住所等）

#### カ. 所得情報を取得するための流れ

各情報は HMRC が提供する BBSI/OI 用のスプレッドシートもしくは Electronic flat text files に入力する。Electronic flat text file の要件は BBSI と OI のそれぞれのガイダンスにそれぞれ記載されている。

提出方法としては①the Secure Data Exchange Service (SDES) を通じた送信、②Email に添付ファイルとして送信、③郵便(post)や宅配便(courier) でも送信することができるが、電子媒体で提出できない場合の例外的な方法である。なお郵送による提出は 2022 年 1 月に廃止された。

情報申告を要請する通知は 2 月下旬に発行され、6 月末までに情報申告を行わなければならない。

#### キ. 所得情報の取得を可能とする法制度・システム

- The Data Protection Act 2018
- HMRC Secure Data Exchange Service(SDES) (beta 版)

---

<sup>63</sup> HM Revenue & Customs. (2021): “Interest Returns: Bank, Building Society Interest (BBSI) and Other Interest (OI),” <https://www.gov.uk/government/publications/type-17-and-18-bank-building-society-interest-and-other-interest-returns-of-interest-and-eusd/bank-and-building-society-bbsi-european-union-savings-directive-eusd-and-other-oi-returns-of-interest>

## 2. 個人所得税の仕組み

### (1) 個人所得税 (Income tax)

イギリスにおいて、個人所得税は国税のみ存在し、所得によって課税額が決定される地方税は存在しない。

#### ① 課税対象<sup>64</sup>

課税対象となる所得は大まかには次に示す通りである。

- 給与取得
- 自営業者の利益
- いくつかの公的給付
- コロナウイルス感染症対策の補助金等
- 年金
- 家賃収入
- 職場から支給される手当
- 信託収入
- 利子所得

非課税となる所得は大まかには次に示す通りである。

- 自営業者の 1000 ポンドまでの収入 ‘trading allowance’
- 家賃による収入の 1000 ポンドまでに収入
- 個人貯蓄口座(ISA)などの非課税口座や国民貯蓄証書からの収入
- いくつかの公的給付
- 賞金付き国債や宝くじの賞金
- 自宅に下宿している人からの家賃 (家賃上限以下)

公的給付は多くが非課税だが一部課税対象になるものがある。具体的な分類は以下の通りである。公的年金は課税対象だが、ユニバーサルクレジットなどの給付は非課税である。

図表 III-7 公的給付の課税対象に関する分類

区分	公的給付制度
課税	遺族手当、介護者手当、雇用・支援手当 (ESA) のうち拠出金ベースの部分、求職者手当 (JSA)、産業死亡給付制度による年金、国民年金、遺族親手当
非課税	介護手当、死別支援手当、児童手当、児童税額控除、障害者生活手当 (DLA)、75 歳以上のテレビ視聴ライセンス、後見人手当、住宅手当、インカムサポート、雇用・支援手当 (ESA) のうち所得連動部分、産業負傷給付、一括支払の遺族給付、出産手当、年金クレジット、障害者手当 (PIP)、重度障害手当、ユニバーサルクレジット、戦争未亡人手当、冬季暖房費手当・クリスマス特別給付、勤労税額控除による給付

(資料) イギリス政府ポータルサイト (GOV.UK) の情報を基に MURC 作成

<sup>64</sup> <https://www.gov.uk/income-tax>

## 【イギリス】

### ② 所得税率・控除

イギリスの所得税は超過累進課税方式である。

基礎控除は税を支払う前に所得控除されるものであり、2021～2022年の課税年度では、金額は12,570ポンドであった。課税所得が100,000ポンドを超える場合には、2ポンド超えるたびに1ポンド基礎控除の金額が下がる仕組みとなっている。したがって課税所得が125,140ポンドを超えると基礎控除は使用できなくなる。なお基礎控除の削減分にかかる限界税率は、「高税率」の40%であるため、結果的に100,000ポンドから125,140ポンドまでの課税所得に対する限界税率は60%になる<sup>65</sup>。

図表 III-8 イギリスにおける所得税率

	課税所得の区分	税率
基礎控除 Personal Allowance	£12,570 以下	0%
基礎税率 Basic rate	£12,571 ～£50,270	20%
高税率 Higher rate	£50,271～£150,000	40%
追加税率 Additional rate	£150,000 超	45%

(資料) イギリス政府ポータルサイト (GOV.UK)

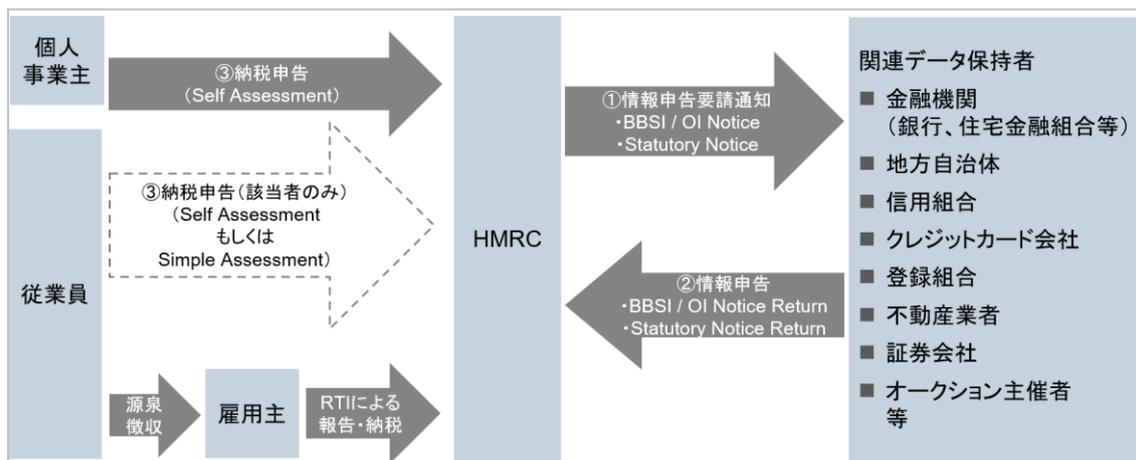
### ③ 申告・納税方法

イギリスでは1996年から、それまでの賦課課税方式から納税申告 (Self assessment) 方式に変更された。

納税申告及び前述の情報申告制度による個人所得把握のプロセスは次のとおりである。

<sup>65</sup> スコットランド在住者の所得税率は、5段階の税率となっており、他の地域よりも細分化されている。

図表 III-9 納税申告と情報申告による個人所得把握のプロセス



(注) 番号は、フローの順序を示す。  
(資料) 各種情報より MURC 作成

#### a) 源泉徴収 (PAYE)

給与所得者は PAYE による源泉徴収によって納税する。RTI の制度下では、給与と共に各種給付等の情報も給与支払いのたびに HMRC に送信される。RTI では当該課税年度の累計額も報告されるため、その都度課税額も調整される。納税は前月分の給与支払いについて毎月行われる。したがって他の職や収入を持っていたり、高所得者である場合など収入源が複雑でない限りは、いわゆる年末調整や納税申告書の提出 (Tax Return) は必要ない。

各労働者の源泉徴収票である P60<sup>66</sup>は 5 月 31 日までに紙、もしくは電子データで雇用主から従業員に発行される。また、現物給付 (社用車や、無利子ローン) などを従業員に対して提供している場合は、税務年度終了後、P11D<sup>67</sup>と呼ばれる書類を、HMRC に対して提出するほか、現物給付を受けている従業員に対して、発行しなければならない。P11D については、電子データもしくは郵送での提出となる。郵送で提出する場合には、P11D と P11D(b) の両方を提出する必要がある。

<sup>66</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/payee-draft-forms-p60-2021-to-2022>

<sup>67</sup> <https://www.gov.uk/guidance/report-end-of-year-expenses-and-benefits-online>

図表 III-10 P60（源泉徴収票）の様式例

P60 End of Year Certificate		Employee's details																															
Tax year to 5 April <b>2022</b>		Surname <input type="text"/>																															
<p><b>To the employee:</b></p> <p>Please keep this certificate in a safe place as you will need it if you have to fill in a tax return. You also need it to make a claim for tax credits and Universal Credit or to renew your claim.</p> <p>It also helps you check that your employer is using the correct National Insurance number and deducting the right rate of National Insurance contributions.</p> <p><b>By law you are required to tell HM Revenue and Customs about any income that is not fully taxed, even if you are not sent a tax return.</b></p> <p>HM Revenue and Customs</p> <p><b>The figures marked ★ should be used for your tax return, if you get one</b></p>		Forenames or initials <input type="text"/>																															
		National Insurance number <input type="text"/>	Works/payroll number <input type="text"/>																														
		<p><b>Pay and Income Tax details</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>Pay</th> <th>Tax deducted</th> </tr> <tr> <th></th> <th>£ p</th> <th>£ p</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>In previous employment(s)</td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>In this employment ★</td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>Total for year</td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> </tbody> </table> <p>Final tax code <input type="text"/></p>			Pay	Tax deducted		£ p	£ p	In previous employment(s)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	In this employment ★	<input type="text"/>	<input type="text"/>	Total for year	<input type="text"/>	<input type="text"/>															
	Pay	Tax deducted																															
	£ p	£ p																															
In previous employment(s)	<input type="text"/>	<input type="text"/>																															
In this employment ★	<input type="text"/>	<input type="text"/>																															
Total for year	<input type="text"/>	<input type="text"/>																															
<p><b>National Insurance contributions in this employment</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>NIC table letter</th> <th>Earnings at the Lower Earnings Limit (LEL) (where earnings are equal to or exceed the LEL)</th> <th>Earnings above the LEL, up to and including the Primary Threshold (PT)</th> <th>Earnings above the PT, up to and including the Upper Earnings Limit (UEL)</th> <th>Employee's contributions due on all earnings above the PT</th> </tr> <tr> <th></th> <th>£</th> <th>£</th> <th>£</th> <th>£ p</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> <td><input type="text"/></td> </tr> </tbody> </table>				NIC table letter	Earnings at the Lower Earnings Limit (LEL) (where earnings are equal to or exceed the LEL)	Earnings above the LEL, up to and including the Primary Threshold (PT)	Earnings above the PT, up to and including the Upper Earnings Limit (UEL)	Employee's contributions due on all earnings above the PT		£	£	£	£ p	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
NIC table letter	Earnings at the Lower Earnings Limit (LEL) (where earnings are equal to or exceed the LEL)	Earnings above the LEL, up to and including the Primary Threshold (PT)	Earnings above the PT, up to and including the Upper Earnings Limit (UEL)	Employee's contributions due on all earnings above the PT																													
	£	£	£	£ p																													
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>																													
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>																													
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>																													
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>																													
<p><b>Statutory payments included in the pay 'In this employment' figure above</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>£ p</th> <th>£ p</th> <th>£ p</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Statutory Maternity Pay</td> <td><input type="text"/></td> <td>Statutory Paternity Pay</td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>Statutory Adoption Pay</td> <td><input type="text"/></td> <td>Statutory Parental Bereavement Pay</td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>Statutory Shared Parental Pay</td> <td><input type="text"/></td> </tr> </tbody> </table>						£ p	£ p	£ p	Statutory Maternity Pay	<input type="text"/>	Statutory Paternity Pay	<input type="text"/>	Statutory Adoption Pay	<input type="text"/>	Statutory Parental Bereavement Pay	<input type="text"/>			Statutory Shared Parental Pay	<input type="text"/>													
	£ p	£ p	£ p																														
Statutory Maternity Pay	<input type="text"/>	Statutory Paternity Pay	<input type="text"/>																														
Statutory Adoption Pay	<input type="text"/>	Statutory Parental Bereavement Pay	<input type="text"/>																														
		Statutory Shared Parental Pay	<input type="text"/>																														
<p><b>Other details</b></p> <p>Student Loan deductions in this employment (whole £s only) <input type="text"/></p> <p>Postgraduate Loan deductions in this employment (whole £s only) <input type="text"/></p> <p>To employee <input type="text"/></p>		<p><b>Your employer's full name and address (including postcode)</b></p> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> Employer PAYE reference <input type="text"/>																															
<p><b>Certificate by Employer/Paying Office</b></p> <p>This form shows your total pay for Income Tax purposes in this employment for the year. Any overtime, bonus, commission etc, Statutory Sick Pay, Statutory Maternity Pay, Statutory Paternity Pay, Statutory Shared Parental Pay, Statutory Parental Bereavement Pay or Statutory Adoption Pay is included.</p>																																	

P60(Single sheet)(2021 to 2022)

Do not destroy

HMRC 12/20

(資料) イギリス政府ポータルサイト (GOV.UK)

図表 III-11 P11D（現物給付に係る申告書）の様式

 HM Revenue & Customs

**Make sure your entries are clear on both sides of the form.**

Employer name

Employer PAYE reference

Employee name

Surname

First name(s)

Works number/department

## P11D Expenses and benefits 2020 to 2021

**Note to employer**  
Fill in this return for a director or employee for the year to 5 April 2021. Send all your P11Ds and one P11D(b) by 6 July 2021 to the address on the back of this form. If you registered online for payroll before 6 April 2020, do not include payroll benefits on the P11D. For more information, go to [www.gov.uk/guidance/paying-your-employees-expenses-and-benefits-through-your-payroll](http://www.gov.uk/guidance/paying-your-employees-expenses-and-benefits-through-your-payroll)

**Note to employee**  
Keep this form in a safe place. You'll need it to complete your 2020 to 2021 tax return if you get one. The box numberings on this form are the same as on the 'Employment' page of the tax return.

Date of birth in figures (if known)

If a director tick here

National Insurance number

Gender M – Male F – Female

Employers pay Class 1A National Insurance contributions on most benefits. These are shown in boxes which are brown and have a **1A** indicator

	Description	Cost/market value or amount foregone	Amount made good or from which tax deducted	Cash equivalent or relevant amount	
<b>A</b>	<b>Assets transferred (cars, property, goods or other assets)</b>				
	Description of asset <input type="text"/>	£ <input type="text"/>	– £ <input type="text"/>	=	<b>13</b> £ <input type="text"/> <b>1A</b>
<b>B</b>	<b>Payments made on behalf of employee</b>				
	Description of payment <input type="text"/>				<b>15</b> £ <input type="text"/>
	Tax on notional payments made during the year not borne by employee within 90 days of 5 April 2021				<b>15</b> £ <input type="text"/>
<b>C</b>	<b>Vouchers and credit cards</b>				
	Value of vouchers and payments made using credit cards or tokens for qualifying childcare vouchers read the P11D Guide	£ <input type="text"/>	– £ <input type="text"/>	=	<b>12</b> £ <input type="text"/>
<b>D</b>	<b>Living accommodation</b>				
	Cash equivalent or relevant amount of accommodation provided for employee, or his/her family or household. Exemptions do not apply if using optional remuneration arrangements read P11D Guide				<b>14</b> £ <input type="text"/> <b>1A</b>
<b>E</b>	<b>Mileage allowance payments not taxed at source</b>				
	Enter the mileage allowances in excess of the exempt amounts only where you've not been able to tax this under PAYE. The exemptions do not apply if using optional remuneration arrangements read P11D Guide				<b>12</b> £ <input type="text"/>
<b>F</b>	<b>Cars and car fuel - if more than 2 cars were made available, either at the same time or in succession, please give details on a separate sheet</b>				
	Make and model	Car 1 <input type="text"/>	Car 2 <input type="text"/>		
	Date first registered DD MM YY	<input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/>	<input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/>		
	Approved CO <sub>2</sub> emissions figure for cars registered on or after 1 January 1998 tick box if the car does not have an approved CO <sub>2</sub> figure	<input type="text"/> g/km <input type="checkbox"/>	<input type="text"/> g/km <input type="checkbox"/>	Read P11D Guide for details of cars that have no approved CO <sub>2</sub> figure	
	Approved zero emissions mileage. If your hybrid car's CO <sub>2</sub> emissions figure is between 1-50 (inclusive)	<input type="text"/> miles	<input type="text"/> miles		
	Engine size	<input type="text"/> cc	<input type="text"/> cc		
	Type of fuel or power used please use the key letter shown in the P11D Guide	<input type="text"/>	<input type="text"/>		
	Dates car was available DD MM YY	From <input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/> To <input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/>	From <input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/> To <input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/>	Do not complete the 'From' box if the car was available on 5 April 2020 or the 'To' box if it continued to be available on 6 April 2021	
	List price of car including car and standard accessories only: if there's no list price, or if it's a classic car, employers read tax guide 480	£ <input type="text"/>	£ <input type="text"/>		
	Accessories all non-standard accessories	£ <input type="text"/> Read P11D Guide	£ <input type="text"/> Read P11D Guide		
	Capital contributions the employee made towards the cost of car or accessories	£ <input type="text"/> (maximum £5,000)	£ <input type="text"/> (maximum £5,000)		
	Amount paid by employee for private use of the car	£ <input type="text"/>	£ <input type="text"/>		
	Date free fuel was withdrawn tick if reinstated in year, read P11D Guide	<input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/> <input type="checkbox"/>	<input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/> <input type="checkbox"/>		
	Cash equivalent or relevant amount for each car	£ <input type="text"/>	£ <input type="text"/>		
	<b>Total cash equivalent or relevant amount of all cars made available in 2020 to 2021</b>			<b>9</b>	£ <input type="text"/> <b>1A</b>
	Cash equivalent or amount foregone on fuel for each car	£ <input type="text"/>	£ <input type="text"/>		
	<b>Total cash equivalent or amount foregone on fuel for all cars made available in 2020 to 2021</b>			<b>10</b>	£ <input type="text"/> <b>1A</b>

P11D (2021) HMRC 04/21

<b>G</b> Vans and van fuel			
Total cash equivalent or amount foregone for all vans made available in 2020 to 2021		<b>9</b>	£ <input type="text"/> <b>1A</b>
Total cash equivalent or amount foregone on fuel for all vans made available in 2020 to 2021		<b>10</b>	£ <input type="text"/> <b>1A</b>
<b>H</b> Interest-free and low interest loans			
If the total amount outstanding on all loans does not exceed £10,000 at any time in the year, there's no need to complete this section unless the loan is provided under an optional remuneration arrangement when the threshold does not apply			
	<b>Loan 1</b>		<b>Loan 2</b>
Number of joint borrowers if applicable	<input type="text"/>		<input type="text"/>
Amount outstanding at 5 April 2020 or at date loan was made if later	£ <input type="text"/>		£ <input type="text"/>
Amount outstanding at 5 April 2021 or at date loan was discharged if earlier	£ <input type="text"/>		£ <input type="text"/>
Maximum amount outstanding at any time in the year	£ <input type="text"/>		£ <input type="text"/>
Total amount of interest paid by the borrower in 2020 to 2021 enter 'NIL' if none was paid	£ <input type="text"/>		£ <input type="text"/>
Date loan was made in 2020 to 2021 if applicable	<input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/>		<input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/>
Date loan was discharged in 2020 to 2021 if applicable	<input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/>		<input type="text"/> / <input type="text"/> / <input type="text"/>
Cash equivalent or relevant amount of loans after deducting any interest paid by the borrower	<b>15</b>	£ <input type="text"/>	<b>1A</b> <b>15</b> £ <input type="text"/> <b>1A</b>
<b>I</b> Private medical treatment or insurance			
	Cost to you or amount foregone	Amount made good or from which tax deducted	Cash equivalent or relevant amount
Private medical treatment or insurance	£ <input type="text"/>	£ <input type="text"/>	= <b>11</b> £ <input type="text"/> <b>1A</b>
<b>J</b> Qualifying relocation expenses payments and benefits			
Non-qualifying benefits and expenses go in sections M and N below			
Excess over £8,000 of all qualifying relocation expenses payments and benefits for each move		<b>15</b>	£ <input type="text"/> <b>1A</b>
<b>K</b> Services supplied			
	Cost to you or amount foregone	Amount made good or from which tax deducted	Cash equivalent or relevant amount
Services supplied to the employee	£ <input type="text"/>	£ <input type="text"/>	= <b>15</b> £ <input type="text"/> <b>1A</b>
<b>L</b> Assets placed at the employee's disposal			
	Cost of the benefit or amount foregone	Amount made good or from which tax deducted	Cash equivalent or relevant amount
Description of asset <input type="text"/>	£ <input type="text"/>	£ <input type="text"/>	= <b>13</b> £ <input type="text"/> <b>1A</b>
<b>M</b> Other Items (Including subscriptions and professional fees)			
	Cost to you or amount foregone	Amount made good or from which tax deducted	Cash equivalent or relevant amount
Description of other items <input type="text"/>	£ <input type="text"/>	£ <input type="text"/>	= <b>15</b> £ <input type="text"/> <b>1A</b>
Description of other items <input type="text"/>	£ <input type="text"/>	£ <input type="text"/>	= <b>15</b> £ <input type="text"/>
Income Tax paid but not deducted from director's remuneration		<b>15</b>	£ <input type="text"/> Tax paid
<b>N</b> Expenses payments made on behalf of the employee			
	Cost to you or amount foregone	Amount made good or from which tax deducted	Taxable payment or relevant amount
Travelling and subsistence payments - Cost to you or amount foregone except mileage allowance payments for employee's own car, read section E	£ <input type="text"/>	£ <input type="text"/>	= <b>16</b> £ <input type="text"/>
Entertainment - Cost to you or amount foregone trading organisations read P11D Guide and then enter a tick or a cross as appropriate here <input type="checkbox"/>	£ <input type="text"/>	£ <input type="text"/>	= <b>16</b> £ <input type="text"/>
Payments for use of home telephone	£ <input type="text"/>	£ <input type="text"/>	= <b>16</b> £ <input type="text"/>
Non-qualifying relocation expenses those not shown in sections J or M	£ <input type="text"/>	£ <input type="text"/>	= <b>16</b> £ <input type="text"/>
Description of other expenses <input type="text"/>	£ <input type="text"/>	£ <input type="text"/>	= <b>16</b> £ <input type="text"/>
Return all your form P11Ds and one P11D(b) by 6 July 2021 to: P11D Support Team, BP2302, HM Revenue and Customs, Department 1250, Newcastle upon Tyne, NE98 1ZZ			

(資料) イギリス政府ポータルサイト (GOV.UK)

## 【イギリス】

### b) 納税申告 (Self assessment)

個人事業主や、家賃収入、チップやコミッション、利子・配当所得、海外からの送金等自動的に課税されない所得がある人は、納税申告書を HMRC に対して 1 年に 1 度送付しなければならない。2020/4/6～2021/4/5 の期間の所得に関する納税申告書の提出や、納税期限は次の表のとおり。紙による申告よりもオンラインによる申告は、締切が 3 ヶ月遅く設定されている。また、オンラインによる納税申告期限と納税期限は同じ日時で設定されている等、オンラインによる申告を促すインセンティブを与えている。

図表 III-12 2020-2021年度における納税申告の期限

納税申告	期限
納税申告の対象者登録-	2021/10/5
紙による納税申告	2021/10/31 24:00
オンラインによる納税申告	2022/1/31 24:00
納税	2022/1/31 24:00

(資料) イギリス政府ポータルサイト (GOV.UK)

### c) 申告納税の申告内容

申告納税における共通の様式は SA100 というフォームであり、申告する所得の種別ごとに追加的なセクションについて別途フォームが準備されている<sup>68</sup>。

### d) 所得税簡易申告制度 (simple assessment<sup>6970</sup>)

イギリスでは、所得税簡易申告制度という制度が 2017 年 9 月より開始されている。これは納税申告書の記入について、他から得られる情報で代替することを可能にするシステムである。納税者は納税申告書を自分ですべて埋めるのではなく、HMRC から送られてくる通知を確認し、間違っていないければそれに従って納付すればよいという仕組みである。

雇用主や年金管理者はタックスコード<sup>71</sup>を利用して源泉徴収する税額を調整しているが、たとえば福利厚生や昇給などが HMRC に報告されていなかった場合にはタックスコードは更新されないため、税金の過払いや未納分が発生する。

そこで課税年度末に正しい税額を納められていない場合には、HMRC は P800 もしくは Simple Assessment letter (PA302) という通知を対象者に送る。その通知には、給与所得、年金、公的給付、利子所得、従業員手当が記載されている。納税者は、これらの情報が正しい

<sup>68</sup> 詳しくは以下の URL を参照されたい。

<https://www.gov.uk/government/publications/self-assessment-tax-return-sa100>

<sup>69</sup> <https://www.gov.uk/government/publications/issue-briefing-simple-assessment-ending-the-tax-return/simple-assessment-ending-the-tax-return>

<sup>70</sup> <https://www.gov.uk/tax-overpayments-and-underpayments>

<sup>71</sup> タックスコードについては、本章 1.(2)③c)を参照。

## 【イギリス】

かどうかを確認し、通知に記載されている締め切りに間に合うように、オンラインもしくは小切手によって納税しなければならない。また税金を払いすぎている場合には、還付を受けることができる。

もし、いずれかの情報が誤っていると考えられる場合には、60 日以内に HMRC に報告（訂正や取り消し要請）をする。またそれに対する HMRC の決定に対して 30 日間の異議申し立て期間が設けられている。

対象者は、①基礎控除を超える金額の公的年金を受け取っている受給者と②納税額に不足がありかつタックスコードを通じて徴収できない PAYE 利用者である。

### ア. P800 を受け取るケース

HMRC は P800 を次のようなケースの納税者に発行する。P800 は課税年度の終わる 4 月 5 日以降に発送され、通常 11 月末までに通知が完了する。

- 転職をして、転職月に転職元と転職先の両方から給料が支払われた場合
- 職場で年金を受け取り始めた場合
- 雇用・サポート手当又は求職者手当を受給している場合

### イ. Simple Assessment letter (PA302) を受け取るケース

HMRC は Simple Assessment letter(PA302)を次のようなケースの納税者に発行する。

- 所得から自動的に税を控除できない場合
- HMRC に対して 3000 ポンド以上納税する場合
- 公的年金に掛かる所得税を支払わなければならない場合

### e) Personal tax account

Personal tax account とは、HMRC が提供する、税に関する情報について一元化されたプラットフォームであり、納税者は、自身の税に関連する情報について、確認・更新・管理をいつでも行うことができる。

結婚、出産、就職、退職などのライフイベントに関する手続きを行うことができるほか、HMRC から送られてきた書類の処理を行うことができる。具体的には各種給付の要件を満たしているかの確認や給付申請が行えるほか、氏名変更が税情報にきちんと反映されているかの確認、納税額の確認・追納申請など、さまざまな処理を行うことができる。

図表 III-13 Personal tax accountで可能なこと<sup>72</sup>

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 推定所得税額とタックスコードの確認</li> <li>● 税務申告の記入・送信・内容確認</li> <li>● 税還付の申請</li> <li>● 過去五年間の給与所得の確認</li> <li>● 過去五年間の支払済み所得税額の確認</li> <li>● 自身の税額控除に関する情報の確認と管理</li> <li>● 自身の公的年金に関する情報の確認</li> <li>● オンラインで提出した税関係書類の状況確認</li> <li>● 扶養控除に関する登録情報の確認と更新</li> <li>● HMRC への氏名・住所変更の届出</li> <li>● 社用車や医療保険など、金銭以外で受け取っている福利厚生に関する登録情報の確認と更新</li> <li>● NINO の確認</li> </ul>
---

(資料) イギリス政府ポータルサイト (GOV.UK)

納税者は、政府ホームページ (gov.uk) において各自のアカウントでサインインすると、上記の作業が可能となっている。サインインに使用するアカウントは、Government Gateway user ID もしくは、GOV.UK Verify identity account を選択する。

図表 III-14 Personal tax accountのサインインに使用するアカウント<sup>73</sup>

アカウントの種類	アカウント作成に必要なもの	Personal tax account 以外の用途
Government Gateway	<ul style="list-style-type: none"> <li>● NINO もしくは国内住所</li> <li>● 最近の給与明細もしくは P60 (源泉徴収票) もしくは有効期限内のパスポート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業税</li> <li>● 納税申告</li> <li>● 法人税</li> <li>● PAYE (雇用主)</li> <li>● 消費税</li> </ul>
GOV.UK Verify	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国内住所</li> <li>● 携帯電話</li> <li>● 写真付身分証明証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ユニバーサルクレジット</li> <li>● 犯罪歴証明のリクエスト</li> <li>● 納税申告</li> </ul>

(資料) イギリス政府ポータルサイト (GOV.UK) の情報を基に MURC 作成

<sup>72</sup> <https://www.gov.uk/personal-tax-account>

<sup>73</sup> <https://www.gov.uk/personal-tax-account/sign-in/create-account>

### 3. ユニバーサルクレジットの仕組み<sup>74</sup>

ユニバーサルクレジットとは 2013 年から段階的に導入されている社会保障給付制度のことで、従来の勤労税額控除 (Working Tax Credit) や児童税額控除 (Child Tax Credit)、住宅給付 (Housing Benefit)、インカムサポート (Income Support)、などの様々な社会保障給付を置き換えることを目的として設計された。従来の社会保障給付については現在の受給者については給付は当面継続されるが、新規の受付は終了している。

ユニバーサルクレジットは以下の条件に全て当てはまる者が受け取ることができる。

- 低所得者もしくは失業者であること
- 18 歳以上であること
- 公的年金受給年齢に到達していないこと
- 世帯の貯金額が 16,000 ポンド以下であること
- イギリスに在住していること

口座番号や所得情報等と共に HMRC に対して申請を行って初めてユニバーサルクレジットを受給することができるようになる。職を得た場合など状況の変化が起きた場合には、都度各自のユニバーサルクレジットのアカウントを使って報告する必要がある。

ユニバーサルクレジットにおいては、標準手当と各種加算 (子ども・障害及び健康状態・重度障害者の介護者・住宅) から給付額が設定されているが、月々の収入が一定の水準を超えると、その閾値を超過した収入額に応じて一定割合で減額される。

標準手当は図表 III-15 のとおり、配偶者の有無と双方の年齢によって金額が決定される。

図表 III-15 標準手当

世帯類型	金額
独身・25 歳未満	£257.33
独身・25 歳以上	£324.84
夫婦・双方が 25 歳未満	£403.93
夫婦・片方もしくは双方が 25 歳以上	£509.91

(資料) イギリス政府ポータルサイト (GOV.UK)

<sup>74</sup> <https://www.gov.uk/universal-credit/>

【イギリス】

子どもに関する加算については、子ども<sup>75</sup>が1人もしくは2人の場合はそれぞれの子どもについて所定の金額が加算される。3人目以降は、所定の条件<sup>76</sup>を満たした場合に加算される。また、障害・重度障害の子どもがいる場合や保育料の支援が必要な場合にも加算が行われる。加算額は、図表 III-16 のとおり。

障害を持っているもしくは健康状態が悪い場合や、重度障害者を介護している場合にも加算が行われる。加算額は図表 III-17 のとおり。

また住宅費用についても、年齢と状況<sup>77</sup>に応じて相応の金額が支給される。

図表 III-16 加算（子ども）

要件・対象	加算額
1 番目の子どもに対して	£282.50 (2017 年 4 月 6 日より前に生まれた子供) £237.08 (2017 年 4 月 6 日以降に生まれた子供)
2 番目の子ども及びその他受給資格がある子どもに対して	£237.08 (一人当たり)
障害・重度障害の子どもがいる場合	£128.89 (障害)、£402.41 (重度障害)
保育料の支援が必要な場合	費用の 85%までを補助。 ただし、子どもが 1 人の場合は £646.35、2 人以上の場合は£1,108.04 を上限とする。

(資料) イギリス政府ポータルサイト (GOV.UK)

図表 III-17 加算（障害及び健康状態）、加算（重度障害者の介護者）

要件・対象	加算額
労働やそれに類することが制限される場合	£343.63
労働が制限されているかつ、本加算もしくは雇用・支援手当 (ESA) を 2017 年 4 月 3 日以前に申請している場合	£128.89
介護関係給付を受け取っている重度障害者を週 35 時間以上介護している場合	£163.73

(資料) イギリス政府ポータルサイト (GOV.UK) の情報を基に MURC 作成

ユニバーサルクレジットの労働控除 (work allowance) については、住宅費用に関する補

<sup>75</sup> 16 歳以下もしくは、教育や認定訓練をフルタイムで受けている 16 歳から 19 歳までの子どもを指す。具体的な定義は <https://www.understandinguniversalcredit.gov.uk/new-to-universal-credit/children-and-childcare/>を参照のこと。

<sup>76</sup> 1. 生年月日が 2017 年 4 月 6 日より前、2. 2017 年 4 月 6 日より前に 3 人以上の子どもについて申請していた、3. その他の例外 (<https://www.gov.uk/guidance/universal-credit-and-families-with-more-than-2-children-information-for-claimants> を参照のこと)、の条件のいずれかに当てはまること。

<sup>77</sup> 詳しくは、<https://www.gov.uk/housing-and-universal-credit> を参照のこと。

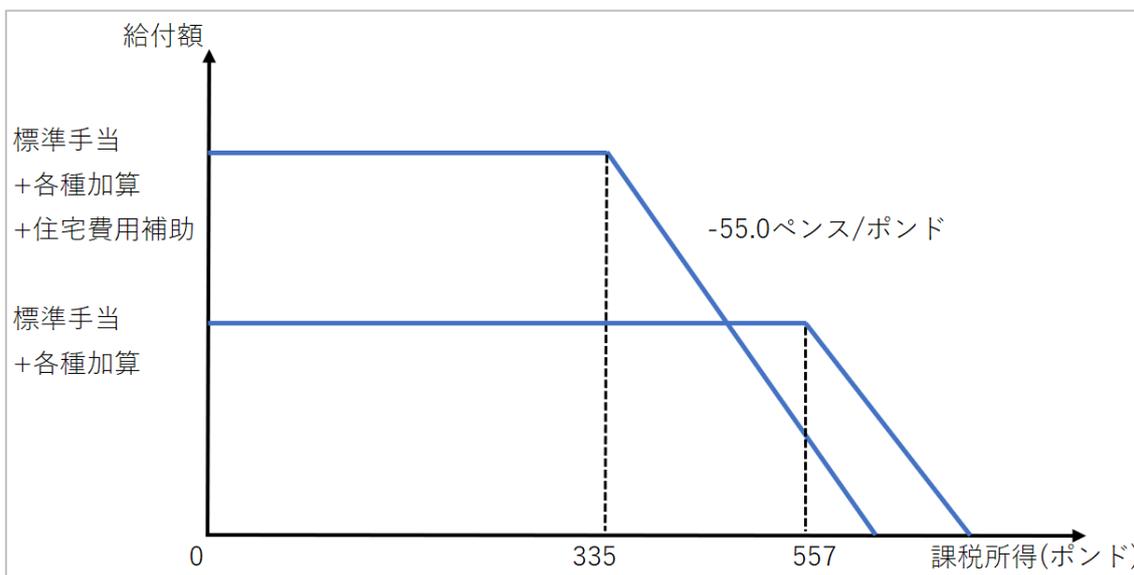
## 【イギリス】

助を受け取っている場合は 335 ポンド、住宅費用に関する補助を受け取っていない場合は 557 ポンドと設定されている。これらの閾値から 1 ポンド収入が増えるごとに 55 ペンスだけ給付額は減少するようになっており、この計算の結果、ユニバーサルクレジットの給付額が 0 以下になると支給は停止される。この調整を行うための所得に関する情報は PAYE の情報が利用される。支給停止から 6 か月以内に再びユニバーサルクレジットの受給基準を満たすようになった場合には、状況変化をユニバーサルクレジットアカウントを使って報告することで簡単に受給を再開することができる。支給停止から 6 か月以上経過した場合には、新たに申請を行う必要がある。

HMRC に送信した PAYE の情報は、申請者の次回のユニバーサルクレジットの支払い額の計算時に使用するために DWP に共有される。雇用主においては特に作業や操作は発生せず、通常の給与支払に係る PAYE の事務を行っていればよい。また、雇用主は従業員がユニバーサルクレジットの申請者かどうかについては関知しない。

その一方で、PAYE の情報を正確かつ適時に送信することはユニバーサルクレジットの制度において重要である。PAYE の報告の遅延や不正確な報告が行われた場合には申請者が想定される給付を受けられなくなる可能性がある。

図表 III-18 ユニバーサルクレジットの給付額算出のイメージ



(資料) 各種情報をもとに MURC 作成

## 第IV章 オーストラリア

### 【概要】<sup>78</sup>

#### 【納税者番号として用いる番号】

1989年より納税者番号（Tax File Number：TFN）が導入されている。根拠法は、「1936年所得税賦課法」である。まず、給与、報酬について導入され、1991年から金融機関との運用取引、1993年には年金等の給付にまで拡大していった。番号の取得と開示はあくまでも納税者各人の選択に委ねられており、公的給付の受給時以外で個人が自らのTFNを開示することを強制されることはないが、現在ではTFNを保有、開示しないと就職は困難であり、また、TFNを保有していながら開示しないケースは極めて稀である。実態上、銀行口座開設時にもTFNの開示が必要となり、TFNは口座と紐づけられる。

#### 【個人所得把握のための情報申告書の例】

PAYG (Pay-As-You-Go)<sup>79</sup>と呼ばれる源泉徴収システムにおける源泉徴収義務者が源泉済み支払額を報告する支払調書類と、金融機関等との取引を報告する報告書類の2種類に大別される。根拠法は「所得税賦課法（Income Tax Assessment Act 1936）」である。情報申告書の種類は全部で10種類程度で、他国の例と比べると限定的な情報申告体系である。PAYG支払調書は、雇用主が従業員に給与支払いを行うたびごとに、2018年以降はオーストラリア国税局（Australian Taxation Office：ATO）のSTP(Single Touch Payroll：STP)システムに入力することにより行うことが義務付けられている（小規模事業者は2019年より）。一方、金融機関等との取引を報告する報告書類の提出については、電子・紙のいずれでも可である。

#### 【情報申告書と納税申告書の突合、確認】

ATOによる個人所得の把握は、納税者の行う納税申告書と、取引相手が税務当局に報告する情報申告書について、TFNを突合することによって行われている。納税者は、STPを通じて国税庁に提供された情報申告の内容を、電子政府ポータルサイト”myGov”（その中の電子納税申告サービス”myTax”）を通じて閲覧できる。ATOはSTPを通じて雇用主や投資機関から提出される情報申告書を利用して記入済納税申告書を作成し、myGov（myTax）を通じて納税者に提供している。納税者は、記入済納税申告書の内容に誤りが無ければ、これを利用してmyGov（myTax）を通じて納税申告を行うことができる。なお、オーストラリアでは、企業に年末調整が課せられていないため、源泉徴収対象の給与所得のみ

<sup>78</sup> 個人所得税の課税年度は、7月1日～翌年6月30日。

為替レート：1オーストラリアドル＝82.53円（2022年2月14日時点）

<sup>79</sup> イギリスにおけるPAYEと同義である。

## 【オーストラリア】

の納税者も、各種控除を計上するためには、自身で納税申告を行う必要がある。

### 【国と地方の税務当局同士の情報連携】

連邦税と州税・地方税の税源ベースが異なるため、連邦税と州税・地方税は、税務行政も完全に分離しており、徴収に関しても別々に行われている。

ただし、不動産の移転に関する情報は、州・準州が保有しているため、ATO は不動産売買に関するデータを州・準州から報告を受けている。この他、3 レベルの政府間で常時共有しているのはオーストラリア事業者番号 (Australian Business Number: ABN) に関する情報、コンプライアンス・プログラム等である。

### 【所得税制度】

個人所得税は、国税のみであり、現年課税となっている。地方税としての所得税は存在しない。申告は、電子・紙のいずれでも可。ただし、前身の電子申告ソフトが、ソフトをパソコンにインストールして利用しなければならなかったことに対して、現在の myTax は、オンラインインターフェイスを通じて、パソコンやスマートフォン、タブレット等から、”myGov”のアカウントを通じて利用することが可能である等、利便性を高めている。

### 【不還付型税額控除の仕組み】

低所得者税額控除 (Low Income Tax Offset: LITO) と低中所得者税額控除 (Low and Middle Income Tax Offset: LMITO) が導入されており、両者の併用は可能である。

前者は、一定所得額までは税額控除額は定額であり、所得が閾値を超えると控除額が逡減する。後者は、所得が増えるにつれ控除額は逡増し、最大控除額に達した後は一定額の控除が続く、さらに所得が増大すると控除額は逡減するなど、勤労インセンティブを与える制度となっている。

なお、税負担分を超えてタックスオフセット額が残った場合や、支払い税額がない場合には、還付 (給付) は行われない。

これらの額控除プロセスには、雇用主も従業員側も関与しない。情報申告書や納税申告書によって収集したデータを基に、ATO が控除額を計算し、控除を行う。

## 1. 所得情報の把握の仕組み

### (1) 納税者番号

オーストラリアでは、1989年より納税者番号（Tax File Number: TFN。以下”TFN”）が導入されており、オーストラリア国税庁（Australian Taxation Office: ATO。以下”ATO”）は、個人の所得に関する情報を、納税者の行う納税申告書と、雇用主や金融機関が支払給与や支払い利子等に関して税務当局に報告する情報申告書の内容を、それぞれに記載されているTFNを突合することによって確認している。

TFNの根拠法は、「1936年所得税賦課法（Income Tax Assessment Act 1936）」であり、パートIII第VA章には、TFN導入の目的として、「情報申告と納税申告のマッチングの効率化」、および「所得税の脱税回避」の2点が示されている。TFNを用いた情報申告制度は、まず、給与、報酬について導入され、その後、1991年から金融機関との運用取引にも用いられるようになった。さらに1993年には年金等の給付にまで拡大していった。

#### ① 導入の経緯

納税者番号導入に向けた動きが始まったのは1980年代半ばのことである。連邦政府で、脱税や福祉・医療保険給付等の詐欺に対処する手段として、当時、強制的な身分証明カードシステム「オーストラリア・カード」を導入することが提唱されていた。このカードの導入についての是非は、国民全体を巻き込んだ議論となったが、カード制の導入はプライバシーの侵害に繋がるという意見が優勢を占め、1987年初頭、同法案は上院で否決された。

こうした背景から、TFNはATO内の既存の文書番号を改善する形で、特定の目的、範囲に限って導入されることになった。1988年5月18日、財務大臣が定例の「5月経済報告」の中で、政府がTFNの導入を決定したことを発表し、同年9月1日に「1988年課税賦課法改正（TFN）法案（Taxation Laws Amendment (Tax File Numbers) Bill 1988）」が下院に提出された。オーストラリア・カード導入に失敗した経緯から、このTFN法案の成立はプライバシー関連法の整備と並行して進められ、最終的に「1936年所得税賦課法（Income Tax Assessment Act 1936）」第VA章として「1988年プライバシー法（Privacy Act 1988）」と共に議会を通過、1989年1月1日から施行されるに至った。

#### ② TFNの管理

TFNを管轄している省庁には、財務省（Australian Treasury）、ATO、法務省（Attorney-General's Department）、プライバシー委員会（Privacy Commissioner）がある。

財務省は、TFNを含む連邦税法とその政策を担当し、実務を担当するATOの意見を取り入れながら法案を形成している。ATOは、TFNの付番から管理に至るTFN業務の実務全般を担う連邦税務執行機関である。法務省は、「1988年プライバシー法」を始めとするTFNとプライバシーに関する法制度を管掌している。

「1988年プライバシー法」により設立されたプライバシー委員会は、TFNの運用とデー

## 【オーストラリア】

タ・マッチングのプライバシーに関するガイドラインを策定し、その履行を管理監督する役割を担う他、TFN 情報を税務外目的である公的給付の適正化に利用する「データ・マッチング・プログラム」を規定する「1990 年データ・マッチング・プログラム（給付・租税）法（Data Matching Program (Assistance and Tax) Act 1990）」も管轄している。

この他に TFN システムに関与している機関には、連邦サービス提供局（Centrelink）と退役軍人省（Department of Veterans' Affairs: DVA）などがある。Centrelink と DVA は、公的給付支給機関として、受給希望者への TFN 付番時に ATO に代わって身分確認を行う権限を有している。また、Centerlink には、データ・マッチング当局として、ATO の持つ税務情報と公的給付機関の給付情報とを TFN を用いて突合する権限と管理責任も与えられている。

### ③ TFN の運用

TFN の大きな特徴として、プライバシー保護の観点から、番号の取得と開示があくまでも納税者各人の選択に委ねられていることが挙げられる。例外的に Centrelink と DVA による社会保障・年金や、ATO による高等教育貸付金制度（Higher Education Loan Programme: HELP）等の公的資金の受給についてのみ、福祉給付の公正化と効率化の目的から TFN の開示が必須要件となっているが、それ以外の取引において TFN 開示が強要されることはない。

また、TFN は納税目的に限定された番号であるため、法律で定められた以外の目的で他人の TFN 情報を収集したり、蓄積したりすることも固く禁止されている。従って、TFN は、原則として、現在または将来的に納税義務を負う個人の自発的な申請に基づいて付番される。ただし、この他にも幾つかの取得方法が設けられている。例えば、1994 年から開始された「ATO 学生教育プログラム（The ATO Schools Education Program: SEP）」では、ATO と合意した中等学校を通じて TFN の付番を行っている。対象となるのは在学中の 15～18 歳の学生で、「中等学校生用 TFN 申請・照会書」に記入すると、学校が ATO に対して学生の身分証明を行う仕組みになっている。同プログラムは若年層の TFN 取得を促進する目的で導入されたが、将来の納税者である学生の教育目的にも役立つ他、コストをかけることなく身分証明のリスクを軽減できるという利点がある。

### ④ TFN の適用範囲

導入から 30 年以上を経て、TFN はオーストラリア社会にすっかり定着しており、一般的に納税意識が高いオーストラリア市民にとって、税務行政を効率化し、税収増加をもたらしてきた TFN は、概ね好意的に評価されている、とされる。導入当初大きな議論をもたらしたプライバシーの問題についても、プライバシーに配慮する様々な措置が取られたこともあり、特に問題が生じることなく現在に至っている。

現在では TFN を保有、開示しないと就職は困難であり、また、TFN を保有していながら開示しないケースは極めて稀である。

## 【オーストラリア】

なお、公的給付の受給時以外で個人が自らの TFN を開示することを強制されることはないが、TFN の開示が必要とされる取引で TFN が開示されない場合には、PAYG<sup>80</sup>源泉徴収において最高税率を適用する、いわゆる裏打ち源泉徴収の制度が設けられている。具体的には、給与、報酬、利子、配当、及び年金の支払者は、TFN が開示されず、尚且つ TFN 開示免除の申し立てがない場合に、個人所得税の最高税率とメディケア税率<sup>81</sup>を足した率を用いて源泉徴収することになっている。この措置は「TFN 源泉徴収」と呼ばれ、TFN 開示を促進すると共に所得隠しを回避するための施策として取り入れられている。「TFN 源泉徴収」された受取者は、通常は納税申告を行えば、本来支払うべき税額から超過した部分について還付を受けることができる

### (2) 情報申告制度

上述のとおり、ATO による個人所得の把握は、納税者の行う納税申告書と、取引相手が税務当局に報告する情報申告書について、TFN を突合することによって行われている。

TFN を用いた情報申告制度は、まず、給与、報酬について導入され、その後、1991 年から金融機関との運用取引にも用いられるようになった。さらに 1993 年には、年金等の給付にまで拡大していった。

なお、オーストラリアにおける情報申告制度は、「第三者報告 (Third-party reporting)」と呼ばれている。

#### ① 情報申告書の種類

取引相手先としての個人に対して、TFN の開示を求める権利を有するのは、ATO、雇用主、年金基金、高等教育機関、政府機関、税理士・弁護士・会計士、投資機関に限られている。情報申告書には、PAYG 源泉徴収システムにおける源泉徴収義務者が源泉済み支払額を報告する支払調書類 (Payment Summary) と、金融機関等との取引を報告する報告書類の 2 種類に大別される<sup>82</sup>。申告書の種類は全部で 10 程度で、他国の例と比べると限定的な情報申告体系であると言える。

個人所得関連の主な情報申告書としては、以下のものがあり、金融所得の把握や、資産の移転の把握を中心に取得されている。

<sup>80</sup> PAYG とは Pay-As-You-Go の省略形であり、オーストラリアにおける徴税システム（とりわけ、PAYG withholding tax と表記されることによる源泉徴収税システム）を意味する。

<sup>81</sup> 後述の 2.(2)を参照。

<sup>82</sup> PAYG 源泉徴収システムにおいて源泉徴収の対象となる支払いは、「1953 年税務行政法」に掲載されている (section 10-5 (1) , Schedule 1)。

図表 IV-1 オーストラリアにおける主な情報申告書

No.	報告主体	提出が義務付けられている報告書
1	投資機関	・年間投資所得報告書 (Annual investment income report: AIIR) ・納税者番号及び事業者番号報告書 (毎四半期) (Quarterly tax file number and Australian business number report : QTFN)
2	金融機関	・外国居住者 (課税対象) の口座情報 (Common Reporting Standard : CRS) ・外国口座税務コンプライアンス法に基づく報告 ( Foreign Account Tax Compliance Act reports : FATCA)
3	すべての政府機関	・課税対象の支払や助成金の年間報告
4	州・準州の歳入機関	・不動産移転報告 (Real Property Transfer Report : RPTR)
5	民間医療保険会社	・民間医療保険に関する報告
6	雇用主	・源泉徴収の年間報告 ・従業員持株制度の年間報告
7	以下のサービスを提供している事業主体 (建設土木、清掃、運送、IT、セキュリティ、調査・監視)	・契約事業者への支払に関する年間報告
8	APRA(Australian Prudential Regulation Authority)規制下の年金ファンド	・拠出金、未払金などに関する事業報告
9	金融市場参加者	・株式の移転報告 (市場参加者)
10	上場企業	・株式の移転報告 (上場企業)
11	合同運用ファンド	・年間投資所得報告書 (Annual investment income report: AIIR)
12	IDPS サービス提供主体 (IDPS:investor directed portfolio service)	・年間投資所得報告書 (Annual investment income report: AIIR)
13	管財人	・年間投資所得報告書 (Annual investment income report: AIIR)

(資料) ATO, “Third- Party Reporting”

<https://www.ato.gov.au/Business/Third-party-reporting/>

## a) 給与・報酬に関する情報申告書

### ア. 給与・報酬関係

- ・PAYG 支払調書 (PAYG payment summary)
- ・退職金支払調書 (PAYG payment summary)
- ・PAYG 支払調書: 個人サービス (PAYG payment summary -Personal services attributed income)
- ・PAYG 支払調書: 労務提供・その他 (PAYG payment summary -Labour hire and other specific payments)

PAYG payment summary は、雇用主が従業員に給与支払いを行うたびごと (多くの場合は

## 【オーストラリア】

月次ベース)に、Single Touch Payroll システム (後述) に入力することにより行うことが義務付けられている<sup>83</sup>。入力項目は、従来の紙媒体の PAYG payment summary の書式 NAT0046 の場合と同様であり、報告義務が課されている情報は、従業員の納税者番号や給与支払額、源泉徴収納税額、年金額等である。

後述するメディケア税 (Medicare levy) 分の徴収額も、所得税分と合算した合計源泉徴収額”total tax withheld”欄に含まれている。

なお、給与支払い明細としての payslip は、雇用主が従業員に対して毎月支払う際に必ず発行することが必要だが、PAYG Payment Annual Summary は従業員に対して発行することは義務付けられていない。

---

<sup>83</sup> 後述のとおり、被用者 20 人以上の雇用主は 2018 年 7 月 1 日より、被用者 20 人未満の雇用主は 2019 年 7 月 1 日より STP による情報申告が義務付けられるようになった。



## 【オーストラリア】

### b) 預金・株式・債券に関する情報申告書

- ・ 四半期 TFN 報告書 (TFN Quarterly Report)
  - ・ 年間投資所得報告書 (Annual Investment Income Report: AIIR)
- 情報申告書の提出は、電子・紙のいずれでも可である。

### c) 年金等に関する情報申告書

- ・ 四半期 TFN 報告書 (TFN Quarterly Report)
- ・ 年金基金会員拠出金調書 (Superannuation Member Contributions Statement: MCS)

### d) 不動産譲渡所得に関する情報申告書

不動産を購入・譲渡したときの情報は、州のデータベースに保管される。ATO は不動産の譲渡所得に関する情報を、納税申告をもって知ることとなるが、土地の譲渡・購入がいつなされ、その土地がどこにあるのかといった情報は納税申告書だけでは分からないので、ATO が州政府から情報を収集することにより対応している。

## ② Single Touch Payroll システム<sup>84</sup>

Single Touch Payroll システム(以下”STP”)は、雇用主による従業員への給与支払額や源泉徴収税額を政府機関に対して報告する事務負担を軽減し、データ転送を容易にすることを目的に、雇用主を対象として 2018 年 7 月 1 日より導入された制度である。根拠法は、2016 年予算削減 (オムニバス) 法 (Budget Savings (Omnibus) Act 2016) である。

### a) STP の仕組み

まず、雇用主が STP に対応したソフトウェアを導入する。これを利用して給与計算を行うと、給与を支払う度にオーストラリア国税庁 (Australian Taxation Office: ATO) にオンラインで情報が提出される。ATO に提出が義務付けられた他の情報も STP を前提に提出できるため、重複提出が回避できる。

STP によるメリットとして、雇用主は、被用者に対して源泉徴収票を発行する必要がなくなる。また、被用者は、STP を通じて国税庁に申告された自らの情報を、電子政府ポータルサイト”myGov” (その中の電子納税申告サービス”myTax”) を通じて閲覧できるため、雇用主が源泉徴収税の納税や年金拠出金の支出を行っている実態を確認でき、透明性が確保できる。さらに、これを納税申告に使用できるため、被用者の事務負担も軽減される。STP によって国税庁へ提出すべき情報としては、以下の情報が挙げられている。

- ・ 給与等の支払金額

---

<sup>84</sup> ATO ウェブサイト”Single Touch Payroll” (<https://www.ato.gov.au/Business/Single-Touch-Payroll/>)

## 【オーストラリア】

- ・源泉徴収税額
- ・年金積立金額

なお、フェーズ2に移行すると、雇用状況に関する情報、養育費控除（Child support deductions）などが追加される<sup>85</sup>。

### b) 導入に際しての課題と対処方法

STP の導入に際しては、特に中小企業を中心に、企業が導入しなければならないソフトウェアのコスト負担が問題となっていた。そこで、ATO では、雇用主や業界団体と協力し、特に小規模な事業者を対象にソフトウェアの無償提供を行ったり<sup>86</sup>、導入時期を二段階に分け、比較的規模の小さい事業者については、移行措置期間を設けることとした<sup>87</sup>。

### c) STP 導入の効果

雇用主は、給与支払い・源泉徴収のたびに税務当局に報告する義務があるが、現地の事業会社や ATO へのインタビュー結果によれば、STP の導入により、この事務負担コストが大幅に低下している、とのことである。また、雇用主は、社員の企業年金基金に対する支払いについても情報申告を行う義務があるが、これも一つの STP のソフトウェアで済むようになってきている。

## ③ 情報申告書以外の情報収集を通じた個人所得の把握

ATO では、様々な情報や連携によって個人所得の正確な把握に努めている。ATO が特に対策に力を入れているのは、①確定申告をしているが、正しい所得を報告していない者や、②まったく確定申告を行っていない者の把握である<sup>88</sup>。例えば、所得があるにもかかわらず、確定申告をしていない者を把握しようとする場合、保有資産の自動車の登録を見て、所得の有無を判断することがある。高級自動車を有しているにもかかわらず、その財源となる所得が申告されていないケースでは、その対象者は shadow economy<sup>89</sup>に関与していることが示唆される。

## ④ 省庁間における個人所得情報の活用

先述のとおり、オーストラリア国税庁（ATO）では、納税者番号（TFN）を軸にして、納

<sup>85</sup> 提出情報の範囲が拡大するフェーズ2が2022年1月1日より開始される。これにより複数の政府機関に雇用者情報を提出しなければならない雇用主は、その事務負担が軽減できる。

<sup>86</sup> 被用者4人以下の雇用主に対しては、無料および廉価のソフトウェアが提供されている。

<sup>87</sup> これにより、被用者20人以上の雇用主は2018年7月1日より、20人未満の雇用主は2019年7月1日よりSTPによる情報提供義務が開始されることとなった。

<sup>88</sup> ATOへのインタビュー結果より。

<sup>89</sup> 政府が発表する経済統計では把握しきれない経済活動のこと。違法ビジネスだけではなく、政府が実態を把握しきれない合法的ビジネス活動も含まれる。

## 【オーストラリア】

税申告書と情報申告書の内容を突合しているが、情報申告書に基づく個人の所得情報は、各政府機関間での活用が進みつつある<sup>90</sup>。

まず、財務省は、TFNを含む連邦税法とその政策を担当し、実務を担当するATOの意見を取り入れながら法案を形成している。ATOは、TFNの付番から管理に至る実務全般を担う連邦税務執行機関であり、納税申告書と情報申告書の突合を行う。法務省は、「1988年プライバシー法」を始めとするTFNとプライバシーに関する法制度を管掌している。

「1988年プライバシー法」により設立されたプライバシー委員会は、TFNの運用とデータ・マッチングのプライバシーに関するガイドラインを策定し、その履行を管理監督する役割を担う他、TFNの突合を通じて得られる個人の所得情報を、税務外目的である公的給付の適正化に利用する「データ・マッチング・プログラム」を規定する「1990年データ・マッチング・プログラム（給付・租税）法（Data Matching Program (Assistance and Tax) Act 1990）」を管轄している。

この他に連邦サービス提供局（Services Australia）傘下のCentrelink<sup>91</sup>と退役軍人省（Department of Veterans' Affairs: DVA）は、公的給付支給機関として、受給希望者へのTFN付番時にATOに代わって身分確認を行う権限を有している。また、Centrelinkには、DMPにおいてデータ・マッチング当局として、ATOの持つ税務情報と公的給付機関の給付情報とをTFNを用いて突合する権限も与えられている。

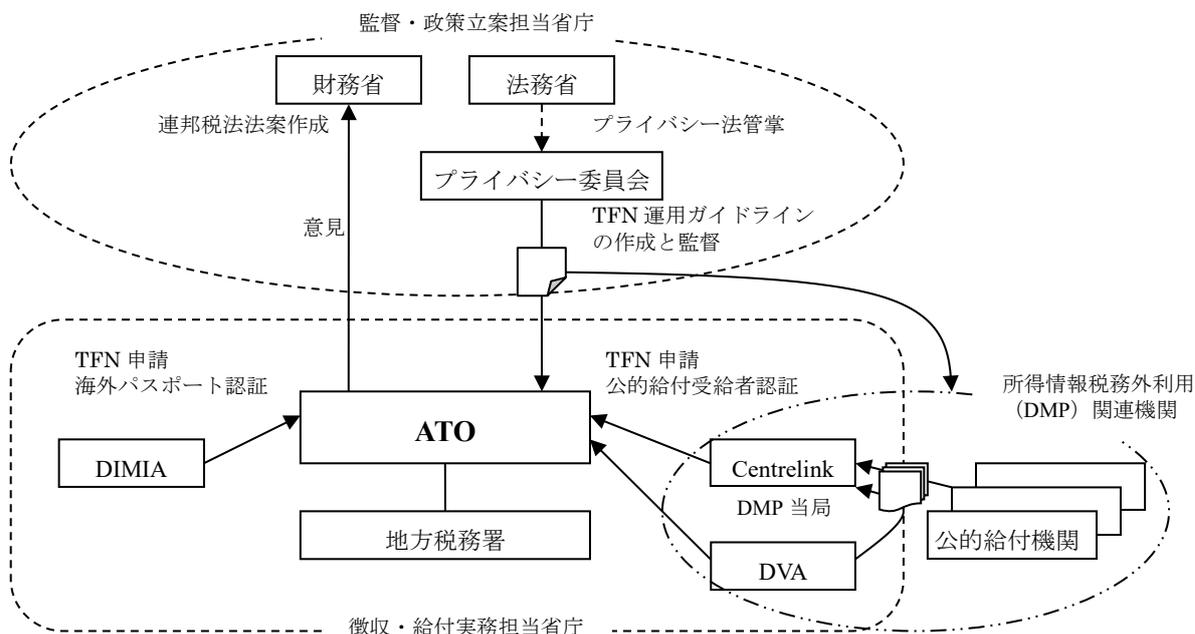
さらに、「1993年年金産業（監督）法（Superannuation Industry (Supervision) Act 1993）」と「退職預金口座法令（Retirement Savings Account (RSA) Legislation）」により、TFN使用が年金管理目的に拡大されたことから、保険・年金庁（The Insurance and Superannuation Commissioner）も年金基金によるTFNを通じた所得情報の収集、管理等を監督する義務を負っている。

---

<sup>90</sup> 以下は、1.(1)②の再掲である。

<sup>91</sup> 退職者、失業者、家族、介護者、親、障害者、オーストラリア先住民、学生、実習生、多様な文化的・言語的背景を持つ人々を対象に、さまざまな政府の支払いやサービスを提供する。提供サービスの大半は、社会保障給付である。

図表 IV-3 TFNを用いた情報申告制度を通じた所得情報把握に関する省庁間の関係図



(資料) 各種情報を基に、MURC 作成

### a) 高等教育融資プログラム

ATO が収集している個人の所得情報を活用した、他省庁のプログラムとしては、教育省が所管する、大学卒業後の所得把握を前提とした「所得連動型学資ローン (HECS-HELP)」という制度が存在する<sup>92</sup>。

このプログラムでは、ATO が TFN を軸に収集した所得情報が、貸付金の返済管理に活用されている。HELP は高等教育の学費を学生に無利子で貸与する制度で、貸与を受けた学生は就労して一定額以上の収入を得るようになった際に、課税収入から貸与額を返済していく。返済は源泉徴収者を通じて行われるが、HELP の支給も他の公的給付と同様に TFN の開示が支給要件となっているため、ATO が TFN を用いて借入者の収入と返済状況を管理している<sup>93</sup>。

### 7. HECS-HELP 導入の経緯

高等教育機関への支援は主に連邦政府が行っており、主として 2003 年高等教育支援法に

<sup>92</sup> HECS-HELP とは、Higher Education Contribution Scheme- Higher Education Loan Programme の略。同制度は、2005 年 1 月に高等教育拠出金制度 (Higher Education Contribution Scheme: HECS)、公開教育支援制度 (Open Learning Deferred Payment Scheme: OLDPS)、修士・博士教育貸付制度 (Postgraduate Education Loan Scheme: PELS)、海外専門家訓練支援制度 (Bridging for Overseas Trained Professionals Scheme: BOTPLS) を統合して再編されたものである。HELPS-HECS (公的寄付金受入教育機関用、旧 HECS に相当)、FEE-HELP (旧 OLDPS、PELS、BOTPLS に相当)、OS-HELP (海外教育機関用) の 3 部から構成されている。根拠法は「2003 年高等教育支援法 (Higher Education Support Act 2003)」。

<sup>93</sup> 収入が規定の金額に満たない年には返済が停止されるようになっている。

## 【オーストラリア】

基づき実施される。同法に基づく措置では、以下のプログラムが用意されている。

- ・連邦助成金スキーム（高等教育機関への補助金。学生の授業料支払い支援に用いられる。）
- ・高等教育融資プログラム（Higher Education Loan Programme: HELP: HELP）（所得連動型学生向けローン）

1980年代までは高等教育は無償（全額国庫負担）であったが、政府支出の増加に伴い、費用の一部を学生からも徴収するという政策転換が行われた。その際（1989年）に導入された枠組みが高等教育拠出金制度（HECS）である。2005年にHECSを含む新たなローンプログラムである高等教育融資プログラム（HELP）が導入されて以降は、HECS-HELPと呼ばれる。

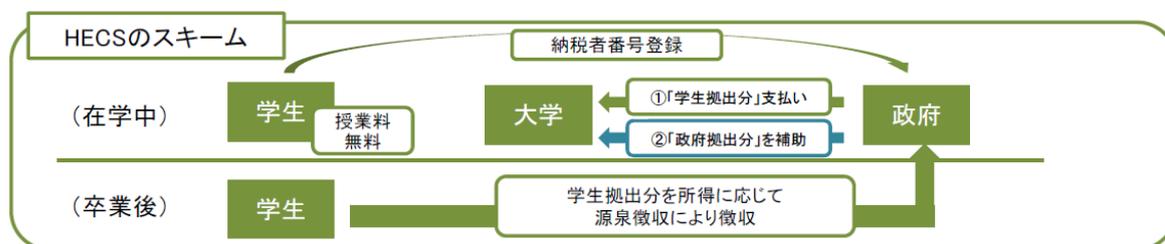
### イ. HECS-HELPの概要

HECS-HELPは、学生一人当たりの教育コストを、「政府拠出分」と「学生拠出分」に区分し、いったん政府が「学生拠出分」を高等教育機関に支払い、当該学生の卒業後の所得に応じて、源泉徴収方式でローン返済額を徴収する、所得連動型の学資ローンである（高所得世帯を含め、全学生が在学中には授業料を納付しない）。この他、政府は「政府拠出分」を大学に補助する。

学問分野ごとに、学生の一人当たり教育コストと卒業後の所得水準を勘案し、学生拠出分の最大額を細かくしている点に特徴がある。例えば、「法学、会計学、行政学、経済学、商学」の分野は、学生一人当たりの教育コストは相対的には小さいが、卒業後に高所得が見込まれる分野であるため、政府拠出分はごく少額に抑えられ、学生拠出分は全分野を通じて最高額となっている。

HECS-HELPは、連邦支援学生（連邦が各大学に割り当てた支援学生定員枠に該当する学生）向けであるが、この他にもHELPには、FEE-HELP（連邦支援学生でない学生向け）、OS-HELP（海外で学ぶ学生向け）などのプログラムがある。

図表 IV-4 HECS-HELPの仕組み



(資料) 財務省財政制度等審議会財政制度分科会資料「文教・科学技術」、2017年10月31日。

## 【オーストラリア】

### ウ. 申込手続きと返済方法

HECS-HELP では、学生が大学に入学する際に、学生拠出額分を HECS HELP ローンとして教育省に申し込む。その際、当該学生は、TFN を提示することが必要となる。その後、教育省から大学に学生拠出分の金額が支給される。教育省からは ATO に対して学生の口座情報が TFN とともに連絡される。ATO は、このようにして、個々人の学生のローン額に係る情報を把握する。

当該プログラムに参加した学生は、卒業後に一定の閾値を超える所得を得られるようになった後に返済を開始する。返済は、①個人で直接返済する、または②雇用主を通じて給与から天引きされる、のいずれかを選択することができる。返済開始後は、電子政府ポータルサイト myGov（その中の myTax）を通じて、返済額等を確認することができる。

ATO では、HECS-HLP プログラムを用いた者による TFN を用いた納税申告や、雇用主からの STP を通じた源泉徴収額に関わる情報申告により、個々人の HECS-HLP ローン残高や月々の支払を把握することができるが、このプロセスに教育省は関与しない。

なお、HECS-HELP ローンを雇用主を通じて返済する場合、雇用主側は、従業員がいくら借りているのかは知らされておらず、ローンの有無に係る情報のみが知らされている。HECS-HELP ローンがある場合には、社員の収入や返済スケジュールに基づいて、雇用主は一定のパーセンテージを源泉徴収するのみである。したがって、毎月雇用主を通じて返済する場合、従業員は返済終了時に雇用主に対して、以降のローン返済額に関わる源泉徴収を止めるよう、伝えることが必要となる。

従業員は、年度末に所得全体と源泉徴収額を計算して差分を確認して納税申告を行うが、その際ローンの返済額も調整した上で納税申告を行う。雇用主側がローン返済額を天引きし続けた場合には、年度末に調整し、返済超過額がある場合は、納税申告後に従業員に還付される。

## 【オーストラリア】

### ⑤ 地方税務当局との連携・役割分担

オーストラリアには連邦、州、領土・地方の3層のレベルの政府があるが、TFNを用いて納税申告・情報申告制度を運用しているのは連邦政府のみである。

これは、連邦税と州税・地方税の税源ベースが異なることによる<sup>94</sup>。連邦税が所得税、間接税から構成されるのに対し、州税・地方税は給与税（Payroll tax）<sup>95</sup>、資源税、カウンスル税（council rates）<sup>96</sup>など取引ベースの課税であることから、TFNを必要としていない。連邦政府に集められた所得税、間接税は、その後州政府にグラントとして配分されている。なお、給与税の納税プロセスにおいては、ITポータルを使用しており、州毎に異なるオンラインシステムが用いられる。

連邦税と州税・地方税は、税務行政も完全に分離しており、徴収に関しても別々に行われている。ただし、不動産の移転に関する情報は、州・準州が保有しているため、ATOは不動産売買に関するデータを州・準州から報告を受けている。この他、3レベルの政府間で常時共有しているのはオーストラリア事業者番号（Australian Business Number: ABN<sup>97</sup>）に関する情報、コンプライアンス・プログラム等である。

---

<sup>94</sup> 地方税の体系は、州によって異なっている。

<sup>95</sup> 給与税とは、雇用主が従業員に支払う賃金総額が閾値を超えた場合に、雇用主が支払う賃金に対して州・準州が課税する税である。給与税の税率や基準額は、州や準州によって異なり、ニューサウスウェールズ州の場合、2020年度以降は賃金総額が1,200,000豪ドルを超えた場合に、4.85%の税率が課せられる（2022年7月1日以降は5.45%）。

<sup>96</sup> オーストラリアでは、州(state)政府・地方(local)政府の2段階で土地保有課税が存在する。州税は土地税(land tax)、地方税はカウンスル税(council rates)であり、固定資産評価額に基づいて課税される。実態として、土地税は事業用用地に対する企業課税であり、カウンスル税は固定資産税と言える。

<sup>97</sup> 「1999年新税制（ABN）法（New Taxation System (Australian Business Number) Act 1999）」によって2000年7月より導入された事業体に特有の認証番号である。ABN導入の目的は、「企業が政府全体とひとつの認証番号を用いて遣り取りすることを可能にし、連邦、州、領土・地方の各レベルの政府への登録や報告の数を軽減すること」とされており、ABNはいわゆるワン・ストップ・サービスの促進を企図して導入された。

## 【オーストラリア】

### 2. 個人所得税の仕組み

#### (1) 個人所得税（国税）

オーストラリアの課税年度は、7月1日から翌年6月30日までとなっている。個人所得税は、総合所得税に対する累進課税となっており、オーストラリア居住者の場合、個人所得税は、全世界所得及びキャピタルゲインが課税対象となる総合所得税に対する累進課税となっている。

課税所得は、勤労所得、事業所得、利子、配当、年金給付、家賃収入等による収入から、業務上の費用や税理士費用、寄付金等、税務上認められる費用を除いて算出される。また、キャピタルゲインについても、分離課税ではなく、課税所得に合算されて個人の限界税率によって課税される。

なお、個人所得税は、国税のみであり、地方税分はない。州税としては、給与税が別途設定されており、州により、税率・閾値が異なる。各市では住民税（council rate）を徴収しているが、これは日本でいう固定資産税に当たる。

2020-2021年度および2021-2022年度における個人所得税率は、以下のとおり。

図表 IV-5 オーストラリアにおける個人所得税率

<オーストラリア居住者>

課税所得（豪ドル）	税額・税率
0 ～ 18,200	非課税
18,201 ～ 45,000	18,200 ドルを超える 1 ドルにつき 19 セント（19%）
45,001 ～ 120,000	5092 ドル+45,000 ドルを超える 1 ドルにつき 32.5 セント（32.5%）
120,001 ～ 180,000	29,467 ドル+120,000 ドルを超える 1 ドルにつき 37 セント（37%）
180,001 ～	51,667 ドル+180,000 ドルを超える 1 ドルにつき 45 セント（45%）

<非居住者>

課税所得（豪ドル）	税額・税率
0 ～ 120,000	1 ドルにつき 32.5 セント（32.5%）
120,001 ～ 180,000	39,000 ドル+120,000 ドルを超える 1 ドルにつき 37 セント（37%）
180,001 ～	61,200 ドル+180,000 ドルを超える 1 ドルにつき 45 セント（45%）

<ワーキングホリデー>

課税所得（豪ドル）	税額・税率
0 ～ 18,200	非課税
0 ～ 45,000	1 ドルにつき 15 セント（15%）
45,001 ～ 120,000	6,750 ドル+45,000 ドルを超える 1 ドルにつき 32.5 セント（32.5%）
120,001 ～ 180,000	31,125 ドル+120,000 ドルを超える 1 ドルにつき 37 セント（37%）
180,001 ～	53,325 ドル+180,000 ドルを超える 1 ドルにつき 45 セント（45%）

（資料）ATO ホームページ

## 【オーストラリア】

### ① 所得控除項目<sup>98</sup>

オーストラリアでは、日本の給与所得控除のように一律で所得控除を行う制度は無く、納税者自身が控除項目を計算して所得から控除を行い、納税申告を行わなければならない。

所得から控除されるものとしては、大半が業務関連費用（Work Related Expense）であり、業務関連経費は、後述の電子納税申告サービス”myTax”を通じて納税者が入力・計上を行う。

業務関連費用として控除が認められるのは、

- ・雇用所得を得ることに直接関連する費用であること
- ・経費を証明する記録（通常は領収書）があること
- ・業務と私用の両目的で支出した場合は、仕事に関連した部分についてのみであることが求められ、雇用主が払い戻しを行った経費は控除できない。

主な業務関連費用としては、

- ・自動車及びその関連費用（Motor vehicle and car expenses）、
  - ・旅費交通費（travel expenses）、
  - ・衣服・洗濯・ドライクリーニング費（Clothing, laundry and dry-cleaning expenses）、
  - ・自学自習費用（Self-education expenses）
- が挙げられる。これら以外としても、
- ・在宅勤務関連経費（Working from home expenses）、
  - ・機械・器具、その他の資産（Tools, equipment and other assets）、
  - ・組合費・協会への加入費・交渉代理人費用（Union fees, subscriptions to associations and bargaining agents fees）

等がある。

業務関連費用以外に所得控除可能な費用としては、以下のものがある。

- ・ATO から科せられた利息<sup>99</sup>の計算・報告費用
- ・税務管理費用
- ・贈与および寄付
- ・利子・配当金、その他の投資収益
- ・スーパーファンドや退職貯蓄口座への拠出金
- ・控除されなかった海外での年金
- ・所得保障保険

### ② 税額控除項目

税額控除については、配偶者控除や医療費控除などが挙げられる。

---

<sup>98</sup> ATO ウェブサイト”Deductions you can claim” (<https://www.ato.gov.au/individuals/income-and-deductions/deductions-you-can-claim/>)

<sup>99</sup> 控除可能な場合もある。

## 【オーストラリア】

### (2) メディケア税 (Medicare Levy)

オーストラリアでは、所得税のほかに、国民皆保険制度「メディケア」の財源としてメディケア税が徴収される。税率は2.0%である。メディケア税は、低所得者や非居住者は免除または軽減される。

なお、民間医療保険に未加入の高額所得者<sup>100</sup>には、メディケア税+1.5%までの追加課税 (Medicare levy surcharge) が適用される。この目的は、高額所得者には民間医療保険への加入を促し、メディケアの負担を軽減することにある。

メディケア税は、通常、雇用主が従業員に支払う給与から源泉徴収を行う。

### (3) 個人所得税の納税申告

納税者は2013年5月から開始された電子政府サービス”myGov”を通じて、電子納税申告サービス”myTax<sup>101</sup>”を利用した納税申告を行うことができる<sup>102</sup>。

“myGov”のアカウントをATOとリンク<sup>103</sup>させると、納税者は”myGov”のアカウントを通じてATOが提供する各種サービスを利用することが可能となる。納税者は、”myTax”によって納税申告書を行う場合、ATOが保有する給与、利子、配当所得等の情報を「記入済納税申告書 (Pre-filing tax return)」として”myTax”の画面に反映させ、直接、納税申告に利用することができる。「記入済納税申告書」は、ATOが電子申告を行う個人納税者に対して、納税申告を誤りが無く容易に行うことができるようにするために提供しているサービスであり、コンプライアンスコストの削減に貢献している。

ATOは、先述のSingle Touch Payroll (STP)を通じて雇用主から収集したPAYG支払調書や、投資機関から提出される年間投資所得報告書 (Annual investment income report: AIIR) を利用して、「記入済納税申告書」情報を提供している。

なお、豪州では、日本の年末調整に相当する制度は、企業には課せられてない。したがって、給与所得のみの個人納税者も、各種控除を計上するためには、自身で納税申告を行う必要がある。

---

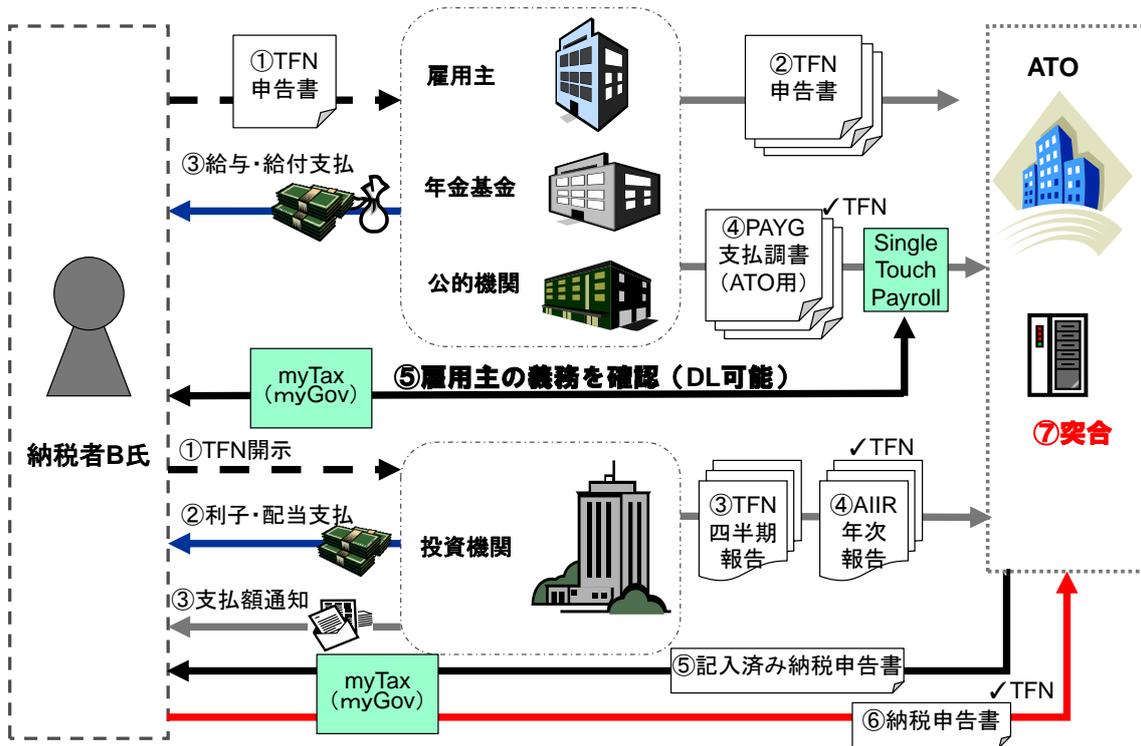
<sup>100</sup> 高額所得者に該当するか否かの課税所得の閾値は、単身者の場合は90,000豪ドル、二人以上世帯の場合は180,000豪ドル (+第二子以降の扶養児童1人につき1,500豪ドル)

<sup>101</sup> 前身の電子申告ソフト”e-Tax”が、ソフトをパソコンにインストールして利用しなければならなかったことに対して、myTaxは、オンラインインターフェイスを通じて、パソコンやスマートフォン、タブレット等から、”myGov”のアカウントを通じて利用することが可能である。myTaxは、2014年7月からサービスが開始された。

<sup>102</sup> 以下の内容は、阿部直枝(2021)を参考にしている。

<sup>103</sup> 納税者番号 (Tax File Number)、氏名、生年月日を入力し、納税者本人と確認するためのATOからの2つの質問に回答することによって、リンクが可能となる。

図表 IV-6 オーストラリアにおける個人所得把握のフロー図



(注) 番号は、フローの順序を示す。  
 (資料) 各種情報を基に、MURC 作成

### 3. 給付（不還付型税額控除）の仕組み－TAX OFFSET－

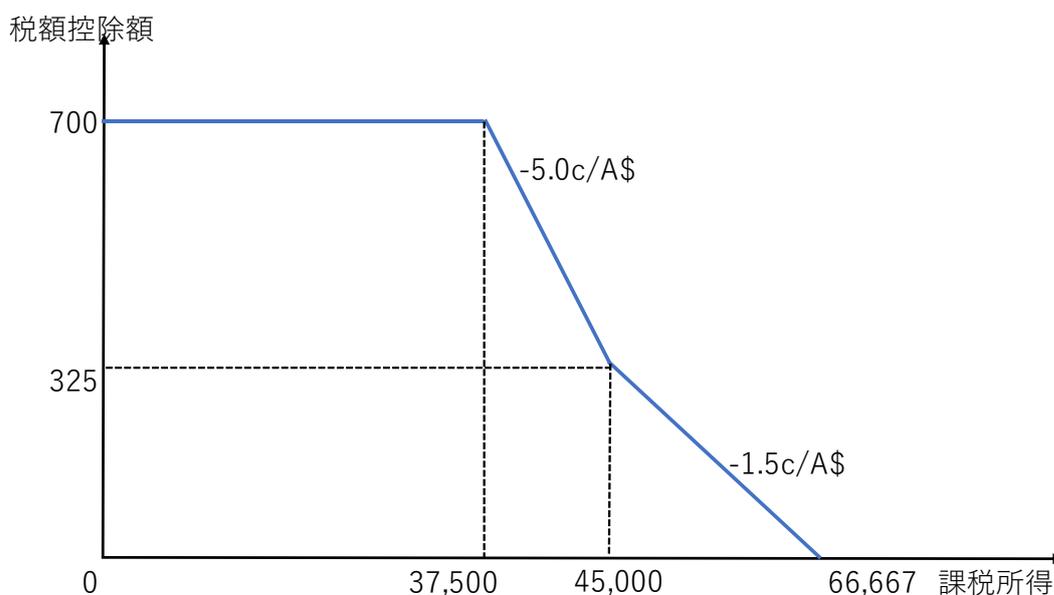
オーストラリアでは、雇用の促進・労働を通じた所得改善、および個人の税負担の軽減を目指し、勤労所得に対する税額控除制度（Tax Offset）が導入されている。ただし、オーストラリアの場合、アメリカや韓国での勤労税額控除制度（Earned Income Tax Credit: 以下”EITC”）とは異なり、税負担分を超えてタックスオフセット額が残った場合や、支払い税額がない場合には、還付（給付）は行われない。

#### (1) 低所得者税額控除（Low Income Tax Offset : LITO）

LITO のオフセット額上限は、2020 課税年度以降 700 ドルとなり、前年の 445 ドルから引き上げられることとなった。この結果、課税所得が 37,500 ドル以下の場合、700 ドルのオフセットを受けることができる。また、課税所得が 37,501 ドルから 45,000 ドルまでの間は課税所得が 1 ドル上がるごとに 5 セントずつ控除額が減額される。さらに、課税所得が 45,001 ドルから 66,667 ドルまでの間は、所得が 1 ドル上がるごとに 1.5 セントずつ控除額が減額される。このため、課税所得が 66,667 ドルに達すると、控除額はゼロになる。

なお、オフセットでは、メディケア税<sup>104</sup>を減額することはできない。また、課税年度の 6 月 30 日時点で 18 歳未満であり不労所得がある場合、不労所得にはこのオフセットは適用されない。

図表 IV-7 LITO（低所得者税額控除）の仕組み



(資料) オーストラリア国税庁 Web サイトより MURC 作成

<sup>104</sup> 本章 2. (2) のとおり、メディケア税は課税所得額の 2.0%である。

## 【オーストラリア】

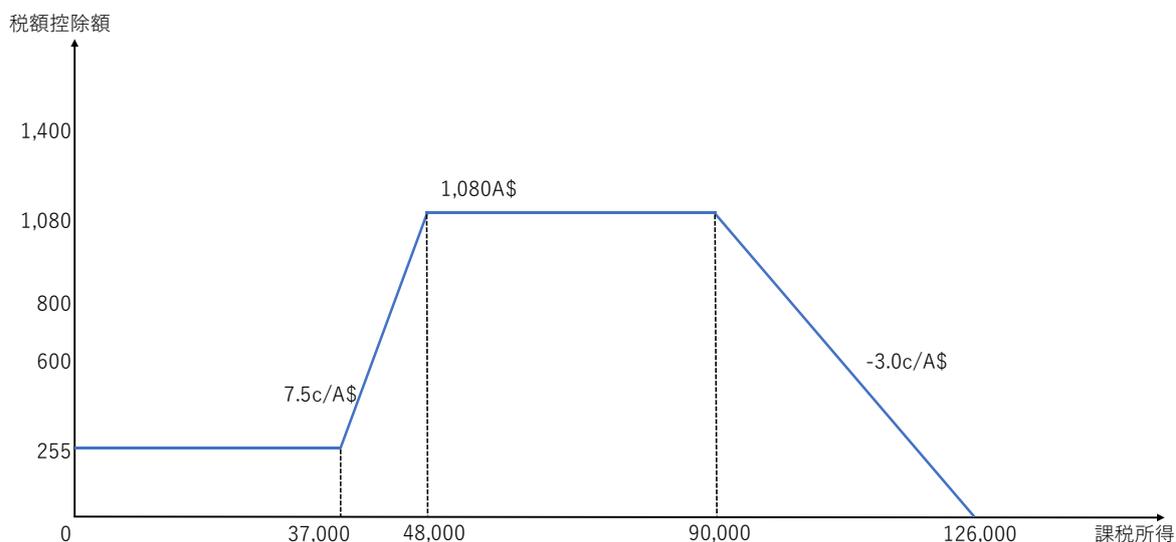
### (2) 低中所得者税額控除 (Low and Middle Income Tax Offset : LMITO)

2018 課税年度からは、LITO に追加して、勤労インセンティブを強めた低中所得者税額控除 (Low and Middle Income Tax Offset : LMITO) も導入された。

LMITO では、2021 課税年度の場合、37,000 ドル以上 48,000 ドル未満の課税所得に対して、最大控除額を 1,080 ドルとして、1 ドルごとに 7.5 セントの控除が追加され、主に中間所得層の所得税が減額されている。所得が 90,000 ドルに達するまでは控除額は 1,080 ドルで一定であり、90,000 ドルを超えると 1 ドルごとに 3 セントずつ控除額が減額され、所得が 126,000 ドルに達すると、控除額はゼロになる。

なお、低中所得者は、LITO と LMITO を併用することができる<sup>105</sup>。

図表 IV-8 LMITO (低中所得者税額控除) の仕組

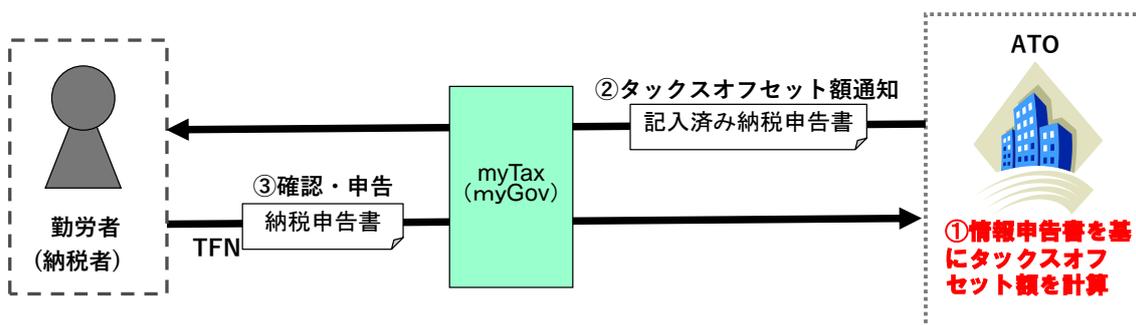


(資料) オーストラリア国税庁 Web サイトより MURC 作成

これらの額控除プロセスには、雇用主も従業員側も関与しない。情報申告書や納税申告書によって収集したデータを基に、ATO が控除額を計算し、控除を行う。

<sup>105</sup> 本章 2. (1) に示されるとおり、課税所得が 18,200 ドルまでは非課税のため、税額控除額はゼロである。課税所得が 18,200 ドルを超え 37,000 ドルまでは、LITO と LMITO を併用すると、955 ドルの税額控除を受けることができるので、所得税額が 955 ドルとなる課税所得 23,226 ドルまでは、実質的には所得税額負担はゼロということになる。なお、課税所得が 23,226 ドルを超え 48,000 ドルまでは、タックスオフセットによる税額控除額も増加し続けるが、所得税額 > タックスオフセットによる税額控除額、となるので、所得税額の負担が発生する (以上の分析は、LITO と LMITO のみに着目した税額計算である。オーストラリアでは家族税額控除等も存在するので、実際の所得税負担は、それらの要素も考慮に入れる必要がある。)

図表 IV-9 タックスオフセットの手続きのフロー図



(資料) 各種情報を基に、MURC 作成

## 第V章 スウェーデン

### 【概要】<sup>106</sup>

#### 【納税者番号として用いる番号】

1947年より個人識別番号（Personal Identification Number : PIN）が導入されている。PINは、納税者番号として活用される以外にも、社会保障給付や銀行口座の開設などさまざまな用途に活用されている。銀行口座の開設においてはPINを紐づけることが義務化されている。

#### 【個人所得把握のための情報申告書の例】

給与所得等の情報が、雇用主から税務署・税務庁に提供される（電子・紙とも可）。PINや給与所得、社会保険料、現物給付、職域年金保険料等の情報が税務署・税務庁に提供される。根拠法は、「租税手続法（Skatteförfarandelagen (SOU 2009:58)）である。金融機関からは、利子等に関する情報が、PINや利子額、税額控除額等の情報が税務庁に提供される。

#### 【情報申告書と納税申告書の突合、確認】

スウェーデンでは、情報申告制度を基に、税務当局が作成した記入済納税申告書を納税者に送付し、納税者は内容を確認し、間違いが無ければ承認・返送し、必要に応じて修正し還付金を受け取る仕組みを導入している。

事前登録を行っていれば電子メールにより記入済納税申告書が送付され、事前登録を行っていない場合には書面にて送付される。納税者は必要に応じて修正を行い、納税申告する必要がある。オンライン申告をした場合、書面による申告よりも早く還付を受けることができる。

税務庁が提供するマイページ（Mina Sidor）において税に係る各種情報を確認することができる。雇用主から情報申告が行われる給与所得だけでなく、銀行から情報申告が行われる利子・配当収入等の資本所得、株式売買額、不動産の登記情報、社会保険料や給付額についても確認することが可能である。

#### 【国と地方の税務当局同士の情報連携】

税務庁からの所得情報は該当機関および地方公共団体に伝達される。毎月源泉徴収されるコミューン税は個人のPINコードを付与してコミューンに送金される。不動産の売買によって所有者が変更される場合、PINコードが付与された形でその情報を不動産登

<sup>106</sup> 個人所得税の課税年度は、暦年ベース。

為替レート：1 スウェーデンクローナ=12.44 円（2022年2月14日時点）

## 【スウェーデン】

録庁が受け取り、認可され、その後に税務庁に回付される。

### 【所得税制度】

個人の所得に対して、国税としての個人所得税（高額所得者のみ）、市町村税としての個人所得税（コミューン税）がある。いずれも現年課税である。国税およびコミューン税は一元徴収される。

### 【不還付型税額控除の仕組み】

コミューン税に対する不還付型税額控除として、勤労所得税額控除（Jobbskatteavdraget）が存在する。国税からは控除されない。適用対象となるのは、所得税の課税対象となる社会保障給付を除く、被雇用者所得とアクティブな事業活動からの所得がある個人である。

控除額は勤労インセンティブを働かせるよう、勤労所得が増加するにつれ、税額控除額も増大するように設計されている（控除額上限あり）。

## 1. 所得情報の把握の仕組み

### (1) 納税者番号制度の概要<sup>107</sup>

#### ① 導入の経緯

スウェーデンでは、同姓同名を持つ個人が非常に多いこともあり、氏名だけを用いて効率的な個人の識別を行うことが難しい。個人識別番号（Personal Identification Number: 以下“PIN”）は名前以外の統一的な識別システムの確立を目的として 1947 年に導入されたものである。PIN は同国税務当局が納税者を識別するための税務番号としても活用されている。

#### ② 納税者番号の概要

PIN は住民登録（Population registration）されている全ての個人に発行され、生年月日の 6 桁（YY/MM/DD）および出生番号（Birth Number）の 3 桁、そして統制桁（control digit）と呼ばれるコンピュータ用の識別番号を加えた合計 10 桁の番号から構成される。例えば、901204-403X のように表される。ハイフンまでの 6 桁は個人の生年月日に該当し、この例の場合は 1990 年 12 月 04 日生まれであることを意味している。また、ハイフンに続く 3 桁は出生番号であり、001～999 までのランダムな番号が割り当てられる。男性には奇数、女性には偶数が割り当てられる。年齢が 100 歳以上の個人については、ハイフンではなくプラス（+）記号が用いられる。

最後の 1 桁はコンピュータ上での自動処理を行う際、当該番号が正しいかどうかを判別するために用いられる。統制桁は以下の計算により算出される。①出生番号までの 9 桁をそれぞれ 2,1,2,1,... で乗じる。②乗算の結果を足し合わせる。その際、2 桁の数字はそれぞれを独立した 1 桁の数として取り扱う。③合計値の 1 の位を 10 差し引く。この結果算出された番号が統制桁となる。出生番号と統制桁を合わせた 4 桁の番号は照会桁（chek digits）と呼ばれる。

#### ③ 納税者番号の取得義務

スウェーデンに 1 年以上の期間滞在する予定のある個人、または滞在する意思のある個人は、自身が居住する地域を管轄している地方税務署（local tax office）に必要書類を持参し、住民登録の手続きを行って PIN を取得しなければならない。申請作業にあたり通訳が必要となる場合には、事前に申請することで融通される。

<sup>107</sup> 本小節は、UFJ 総合研究所（2005）「諸外国における納税者番号制度の実態調査」をもとにしている。

## 【スウェーデン】

### ④ 納税者番号制度の適用範囲

#### a) 外国人

スウェーデンに 1 年以上の期間滞在する予定のある個人、または滞在する意思のある個人には、自身が居住する地域を管轄している地方税務署 (local tax office) に必要書類を持参し、住民登録の手続きを行って PIN を取得する義務が課せられる。

#### b) 非居住者

課税年度内に所得が発生するにもかかわらず、上記例にも該当しない個人は「非居住者」に分類される。例えば、国外に居住しスウェーデンに 6 か月以上 1 年未満の期間滞在する個人が非居住者に該当する。非居住者に対しては、税務庁を含む各行政機関の求めに応じて調整番号 (Samordningsnummer) と呼ばれる番号が付与される。

調整番号は誕生年月日と個人番号、そして照会桁の 10 桁からなる点や、女性に対して偶数が、男性に対して奇数が割り振られる点について PIN と同じであるが、照会桁の算出において出生日の 2 桁に 60 を加えたうえで計算を行うという点において異なる。

税務上の取り扱いについては PIN の場合と同じである。

### (2) 情報申告制度

スウェーデンにおける情報申告体系は、給与関連および金融取引関連に大別される。情報申告書は Kontrolluppgifter と呼ばれ、略称である「KU」という共通コードで管理されている。政府税制調査会 (2017) の資料によれば、2014 年時点で 26 種類の情報申告書が存在する。代表的な情報申告書を整理したものが図表 V-1 である。

また、不動産については情報申告体系が存在しないものの、土地登記データの参照が常時可能となっている。

図表 V-1 代表的な情報申告書

提出者	項目	コード
雇用主	給与所得	KU10
利息・配当の支払者	銀行口座利子	KU20
利息・配当の支払者	債券利子	KU21
利息・配当の支払者	配当支払い	KU31
株式発行法人	証券売却	KU32
銀行・保険・証券会社等	投資信託	KU40
保険会社等	年金	KU18
銀行等	銀行ローン	KU25
銀行等	海外への送金	KU80
銀行等	国内への送金	KU81

(資料) スウェーデン税務庁

## 【スウェーデン】

### ① 給与所得

雇用主は従業員に対して支払う給与所得に関する申告書は、図表 V-1 の KU10 がある。申告書は、以前は雇用主等が 1 月末までに給与や利子等に関する情報申告書を年 1 回提出していたが、2019 年より毎月提出することが義務付けられている。申告書は基本的に電子ベースであり、負担の少ない仕組みとなっている。期限は対象月の翌月 12 日までである<sup>108</sup>。被用者の年間所得情報について報告する必要があるが、それは月単位で報告する所得情報の合算値である<sup>109</sup>。

それをもとに税務庁が 3 月中旬から 4 月下旬にかけて記入済納税申告書を各納税者に送付する。記入済納税申告書は税務庁から納税者に直接送付されるが、記入済納税申告書を受け取った納税者は 5 月 2 日までに申告する必要がある。

#### a) 制度名（書類名）

給与所得の申告書の書類は、前述の「KU10」である。

#### b) 導入の経緯・目的

1947 年に全国民に PIN を付番し、1975 年に法人番号制度が導入された。PIN は、納税者番号として活用される以外にも、社会保障給付や銀行口座の開設などさまざまな用途に活用されている。銀行口座の開設においては PIN を紐づけることが義務化されている。

銀行口座を初めて開設する際には Bank ID が発行される。Bank ID はモバイル端末から所得税の電子申告を行う際の本人確認に利用されるほか、他の行政サービス・民間サービスにおいても認証や署名の手段として広く利用されている。Bank ID は 1 人につき 1 つであり、複数の銀行口座を保有している場合でも Bank ID は 1 つのみである。

記入済納税申告書の原型は 1980 年代に導入された仕組みであり、雇用主が社会保険料の雇用者負担を税務署に報告し、労働者がそれを確認しサインするという制度だった。その後、納税者の利便性向上等のために、1995 年に利子収入や年金保険掛金等の情報を記入する形になり、これが現在の記入済納税申告書となった。その後、2002 年に所得税の電子申告が導入され、現在では記入済納税申告書と納税申告についても電子化されている。

#### c) 主体となる行政機関

税務庁および税務署が主体となる行政機関である。

<sup>108</sup> なお、休暇シーズンに該当することから、8 月分と 12 月分については特例として提出期限に 5 日程度の猶予が設けられている。（現地ヒアリングより）

<sup>109</sup> 現地ヒアリングより。

d) 対象者

全雇用主が対象であり、情報申告が義務付けられている<sup>110</sup>。自営業者は自己申告を行う。

e) 提供される情報

KU10 に記載された給与所得等の情報が、雇用主から税務署・税務庁に提供される。2021 年版の KU10 の英語版は図表 V-2 の通りである。個人番号や給与所得、社会保険料、現物給付、職域年金保険料等の情報が税務署・税務庁に提供される。

図表 V-2 2021年版 KU10 (英語版)

Swedish Tax Agency		Income statement from employers etc.		KU10 Income year 2021	
Amounts should be stated as whole numbers.					
Specification number 570 This income statement shall <input type="checkbox"/> 210 correct a previously submitted income statement <input type="checkbox"/> 205 remove a previously submitted income statement			<b>Payee/Employee</b> Personal/corporate identity number 215 Name Street address Postal number Postal address Foreign Tax Identification number (TIN) 252 Country code 076 <input type="checkbox"/> Partner etc. in a close company 061 Work site number allocated by the Central Bureau of Statistics (SCB) 060		
<b>Payer/Employer</b> Personal/corporate identity number 201 Name			<b>Salary and other cash payments</b> Gross salary etc. 011 Remunerations for which the employee pays individual social security contributions 025 Remunerations for which social security contributions are not paid 031 <input type="checkbox"/> Social security agreement exists 093		
<b>Benefits in kind etc.</b> Taxable benefits exclusive of employer-provided car and free fuel in connection with employer-provided car 012 <input type="checkbox"/> 041 Free housing 1- or 2-family house <input type="checkbox"/> 043 Free housing, other than code 041 <input type="checkbox"/> 048 Benefit has been adjusted <input type="checkbox"/> 049 Benefit as pension Taxable benefit of employer-provided car exclusive of fuel 013 Free fuel in connection with employer-provided car 018			<b>Compensation for expenses</b> According to fixed standard rates 050 Car allowance 051 Per diem Compensation for expenses not ticked in boxes by codes 050-051 020		
<b>Utilization of certain employee stock options</b> <input type="checkbox"/> 059 Employee stock options that are not subject to benefit taxation have been utilized for acquisition of shares			<b>Occupational pension, other remunerations, certain deductions</b> Occupational pension 030 Remunerations for which social security contributions are not paid and which are not entitled to special job deduction 032 Certain deductions 037 Not taxable remunerations to foreign key persons according to a decision from the Swedish Forskarskattenämnden 035		
			<b>Capital</b> Rent 039		
			<b>Tax reduction for "rut-rot-work"</b> Basis for tax reduction for "rut-work" 021 Basis for tax reduction for "rot-work" 022		

SKV-2300-1-29-en-KU10-2021

Send the income statement to the payer's tax office. The address is found at [www.skatteverket.se](http://www.skatteverket.se).

(資料) スウェーデン税務庁ホームページ

<sup>110</sup> Skatteförordningen (SOU 2009:58) Del 3, Avd VI, 15Kap s.947 (税手続法、2009年58号、第3部、VI節、15章 947ページ)より。

#### f) 所得情報を取得するための流れ

以下の図は、政府税制調査会（2017）「海外調査報告」をベースに、スウェーデン税務庁のホームページから最新の情報にアップデートした個人所得情報把握のフロー図である。

スウェーデンでは、情報申告制度を基に、税務当局が作成した記入済納税申告書を納税者に送付し、納税者は内容を確認し、間違いが無ければ承認・返送し、必要に応じて修正し還付金を受け取る仕組みを導入している。事業所得、国外所得、キャピタルゲイン等はあらかじめ記入されていないため、納税者の記入が必要となる。記入済納税申告書は原則として紙により送付されるが、2016年より事前登録を行うことでメールでの受け取りも可能となっている。

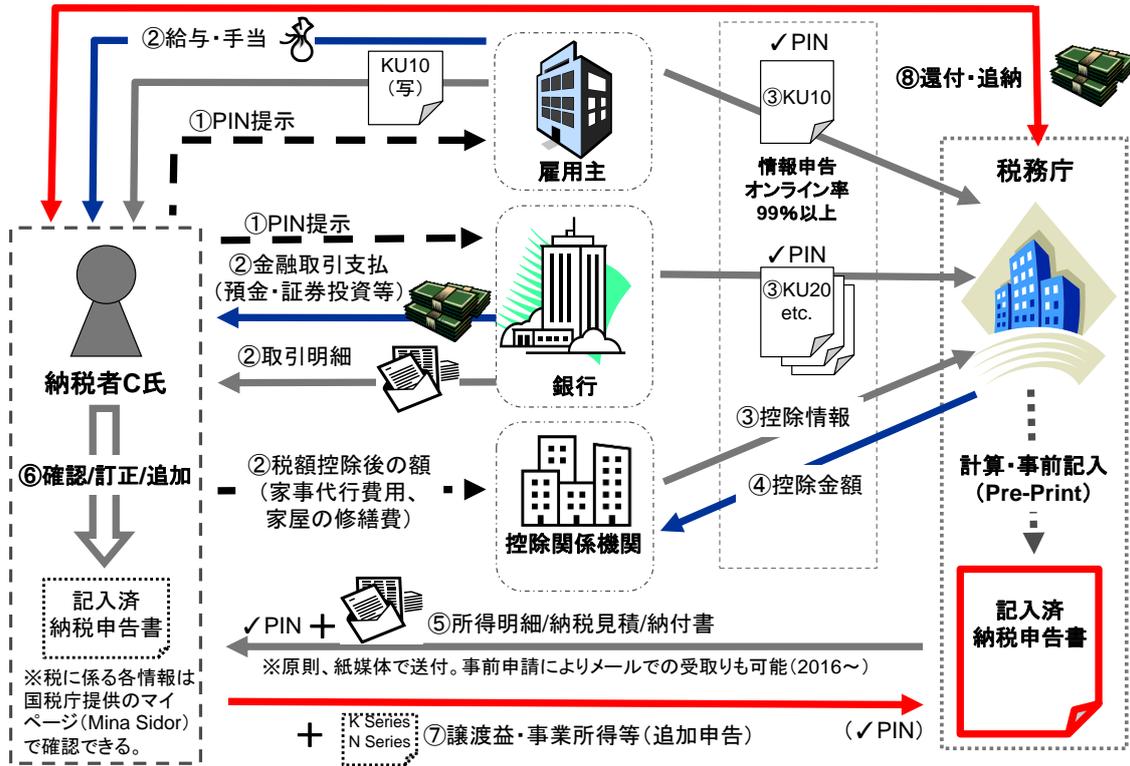
なおスウェーデンでは、家事代行費用や家屋の修繕費は税額控除の対象となる。利用者は税額控除後の費用を控除関係機関（家事代行サービスや家屋の修繕サービス等を提供する事業者等）に支払う。控除関係機関は控除情報を税務庁に報告し、控除金額を受け取ることになる<sup>111</sup>。

2020 所得年度に関しては、事前登録を行っていれば 2021 年 3 月 3 日～3 月 9 日の間に電子メールにより記入済納税申告書が送付され、事前登録を行っていない場合には書面にて 2021 年 3 月 15 日から 4 月 14 日の間に送付される。納税者は必要に応じて修正を行い、2021 年 5 月 3 日までに申告する必要がある。期日までに提出を行った場合には、2021 年 6 月 8 日～6 月 11 日の間に還付が行われ、2021 年 5 月 3 日を超えて提出を行った場合、2021 年 8 月 3 日～8 月 6 日の間に還付が行われる。オンライン申告をした場合、書面による申告よりも早く還付を受けることができる。追納の必要性が認められた場合には 2021 年 8 月 1 日～2 日の間に電子メールによる通知が、2021 年 8 月 20 日までに書面による通知がなされ、2021 年 11 月 12 日までに追納を行わなければならない。

---

<sup>111</sup> 現地インタビューより。

図表 V-3スウェーデンにおける個人所得把握の流れ



(注) 番号は、フローの順序を示す。

控除関係機関には、家事代行業者や家屋修繕業者など、税額控除が適用されるサービスを提供している事業者が該当する。

(資料) 政府税制調査会 (2017)「海外調査報告—エストニア・スウェーデン—」およびスウェーデン税務庁ホームページ、および現地インタビューより MURC 作成

## g) システム面の対応

現地ヒアリングを行った企業については、税務庁ではなく民間企業が開発したプログラムを用いて所得情報を提出していた。また現地ヒアリングによる、給与明細の作成にあたって入力したデータがそのまま転記される形になっており、コンプライアンスコストは企業規模によらず大きくないとのことである (時間にして 30 分程度)。

また税務庁が提供するマイページ<sup>112</sup>において税に係る各種情報を確認することができる。雇用主から情報申告が行われる給与所得だけでなく、銀行から情報申告が行われる利子・配当収入等の資本所得、株式売買額、不動産の登記情報、社会保険料や給付額についても確認することが可能である。

## ② 金融取引等 (利子支払、配当金支払等)

金融機関等は、利息や配当等の支払いに関して、図表 V-1 に示した申告書を年 1 回提出

<sup>112</sup> Mina Sidor (「ミナシードル」英語表記は、My Pages)

<https://www.skatteverket.se/privat/etjansterochblanketter/minasidor.4.3810a01c150939e893f7622.html>

## 【スウェーデン】

する必要がある。具体的には、銀行口座利子は KU20、債券利子は KU21、配当支払いは KU31、証券売却は KU32、投資信託は KU40 である。所得情報提供および申告の流れは勤労所得と同様である。

### a) 制度名（書類名）

金融取引関連の申告書には銀行口座利子に対する申告書(KU20)や債券利子に対する申告書(KU21)などが存在する（図表 V-1）。

### b) 導入の経緯・目的<sup>113</sup>

導入の経緯・目的については、前述の勤労所得を参照されたい。

### c) 主体となる行政機関

主体となる行政機関については、前述の勤労所得を参照されたい。

### d) 対象者

全ての金融機関が対象となる。

### e) 提供される情報

金融取引に関する申告書はおおよそ同内容が記載されているため、一例として債券利子に関する申告書（KU21）が図表 V-4 の通りである。申告書には、個人番号や税額控除、受取利子等の情報が税務署・税務庁に提供される。

図表 V-4 2021年版 KU21 (スウェーデン語版)

 <b>Skatteverket</b> Upplysningar finns på <a href="http://www.skatteverket.se">www.skatteverket.se</a> . Ange belopp i hela kronor.		<b>Kontrolluppgift</b> <b>Obligationer</b>		<b>KU21</b> Inkomstår 2021	
Specifikationsnummer 570		<b>Inkomsttagare</b>			
Denna kontrolluppgift ska <input type="checkbox"/> rätta tidigare inlämnad kontrolluppgift <input type="checkbox"/> ta bort tidigare inlämnad kontrolluppgift		Personnummer 215		Namn	
<b>Uppgiftslämnare</b>		Gatuadress			
Organisationsnummer 201		Postnummer		Postort	
Namn		Utländskt skatteregistreringsnummer (TIN) 252		Landskod 076	
<b>Skatt</b>		Födelsedatum (om person- eller samordningsnummer saknas) 222			
Avdragen skatt 001		Födelseort (om person- eller samordningsnummer saknas) 077		Landskod 076	
<b>Ränta m.m.</b>		Sammanlagd ränta, fordringsrätter 520			
Annan inkomst 504		Erhållen räntekompensation 522			
Utbetalt belopp i vissa fall 573		Avyttrad till investeringsparkonto 599			
Okänt värde		<b>Värdepapper</b>			
ISIN 572		Namn på fordringsrätten 571			
<b>Depå</b>		Depånummer 523			
Andel av depån 524		Andel av depån			

(資料) スウェーデン税務庁ホームページより

#### f) 所得情報を取得するための流れ

所得情報を取得するための流れについては、前述の勤労所得を参照されたい。

#### g) システム面の対応

システム面の対応については、前述の勤労所得を参照されたい。

### (3) 政府機関の情報連携

税務庁から所得情報は該当機関および地方公共団体に伝達される。毎月源泉徴収されるコミューン税は個人の PIN コードを付与してコミューンに送金される。不動産の売買によって所有者が変更される場合、PIN コードが付与された形でその情報を不動産登録庁が受け取り、認可され、その後に税務庁に回付される。

## 2. 個人所得税の仕組み

スウェーデンでは、個人の所得に対して、国税としての個人所得税、市町村税としての個人所得税（コミューン税）がある。スウェーデンにおいては、国税およびコミューン税は一元徴収される。

以下では、国税およびコミューン税の個人所得税制度をそれぞれ説明する。

### (1) 個人所得税（国税・コミューン税）

#### ① 所得税の基本的な仕組み<sup>114</sup>

##### a) 課税年度

暦年(1月1日から12月31日まで)を課税年度としている。

##### b) 納税義務者（申告義務者）

国所得税は労働所得が 540,700kr を超える個人に対して課税され、労働所得が 540,700kr を下回る場合にはコミューン税のみが課税される。

#### ② 税額の算定方法

税額は個人単位で課税される。給与所得、年金収入、事業所得等の勤労所得については、国税分は2段階の累進税率となっており、コミューン税分は比例税率となっている。コミューン税の税率は地方自治体ごとに異なっているが、直近の平均は 32% である<sup>115</sup>。資本所得（利子、配当、キャピタルゲイン等）については比例税率（30%）の分離課税が適用される。また、スウェーデン国内で働く非居住者や、恒久的施設（permanent establishment）を持つ外国人労働者に対しては一律 25% の個人所得税が課せられる。

##### a) 所得調整額（adjustments to income）

前述の通り、資本所得は分離課税が適用されるが、資本所得内で損益通算をして損失が残る場合、その一定割合を勤労所得税税額や不動産税額から控除できる。

##### b) 基礎控除

所得税の計算においては、所得金額に応じて変化する基礎控除（grundavdrag）が認められている。2022 課税年度における基礎控除額は、年間 48,100kr までの課税所得につき 20,500kr から始まり、131,200 から 151,100kr の区分において最大の 37,200kr、その後次第に減少し 380,200kr においては 14,200kr の基礎控除が認められる。

<sup>114</sup> 以下は 2022 年の個人所得税について記載する。

<sup>115</sup> pwc “Sweden Individual- Taxation on personal income”

<https://taxsummaries.pwc.com/sweden/individual/taxes-on-personal-income>

【スウェーデン】

図表 V-5 基礎控除表（2022年、年額）

課税所得（単位：スウェーデンクローナ）	基礎控除額
20,500-48,100	20,500
48,200-48,600	20,600
...	...
130,700-131,100	37,100
131,200-151,100	37,200
151,200-152,100	37,100
...	...
379,200-380,100	14,300
380,200 超	14,200

(資料) スウェーデン税務庁ホームページより MURC 作成

c) 適用税率

所得税額は、課税所得の金額に税率を適用することで算定される。

図表 V-6 勤労所得税率表（2022年）

課税所得（単位：スウェーデンクローナ）	国所得税	コミューン税
0 - 540,700	0%	32%
540,700 超	20%	32%

※コミューン税率は平均値を用いている。

(資料) pwc ホームページより MURC 作成

d) 税額控除

所得税額の算定の後、税額控除額を差し引くことで、支払税額又は還付税額が算定される。税額控除は地方税の軽減として実施される。調整総所得前控除や項目別控除等は税率を適用する前の所得から控除するのに対し、税額控除は税率を適用した後の税額からの控除である点でその性格は大きく異なり、実質的に政府による納税者への補助金としての機能を果たす。

税額控除は、納税者の税額を負の値にし、還付を受けることができるかどうかにより、還付可能税額控除（refundable credits）と不還付型税額控除（nonrefundable credits）に大別される。

多くの税額控除は、納税者の税額の範囲で利用することができるものであり、負の値にすることはできない。これを不還付型税額控除という。スウェーデンにおける主な不還付型税

【スウェーデン】

額控除としては勤労所得税額控除が挙げられる。

勤労所得税額控除については次節にて解説する。

③ 納税手続

a) 確定の方式

所得については、前述の勤労所得を参照されたい。勤労所得税額控除の金額については、雇用主から情報申告された情報等をもとに税務庁自身が算定し、記入済納税申告書に記載する。個人は、記入済納税申告書の金額を確認し提出する形となる。

b) 申告の流れ

前述の勤労所得および上述の確定の方式を参照されたい。

c) 申告書

所得税の申告書は図表 V-7、記入済納税申告書は図表 V-8 である。また所得税申告のフローを示したものが図表 V-9 である。

図表 V-7 2017年所得税申告書（2016課税年度）

The form is a standard Swedish tax declaration. It includes the following sections and annotations:

- ① 所得 - 勤務 (Income - Employment):** Section 1, 'Inkomster - Tjänst', showing income from employment (30,065 SEK).
- ② 控除 - 勤務 (Deductions - Employment):** Section 2, 'Avdrag - Tjänst', for deductions related to employment.
- ③ 一般控除 (General Deduction):** Section 3, 'Allmänna avdrag', for general deductions.
- ④ 税額控除 (Tax Amount Deduction):** Section 4, 'Skattereduktioner', for tax amount reductions.
- ⑤ 不動産料金 (決定)の下資料 (Real estate fees (decision) supporting documents):** Section 5, 'Underlag för fastighetsavgift', for supporting documents for property tax.
- ⑥ 不動産課税の下資料 (Real estate tax supporting documents):** Section 6, 'Underlag för fastighetskatt', for supporting documents for property tax.
- ⑦ 収入 - 資本 (Income - Capital):** Section 7, 'Inkomster - Kapital', showing income from capital (510 SEK).
- ⑧ 控除 - 資本 (Deductions - Capital):** Section 8, 'Avdrag - Kapital', for deductions related to capital.
- ⑨ 海外保険 - 掛金に対する収入税 (Income tax on foreign insurance premiums):** Section 9, 'Utländsk försäkring - Avkastningskatt', for foreign insurance income tax.

(資料) スウェーデン税務庁「Så här deklarerar du dina inkomster」に和訳を付与

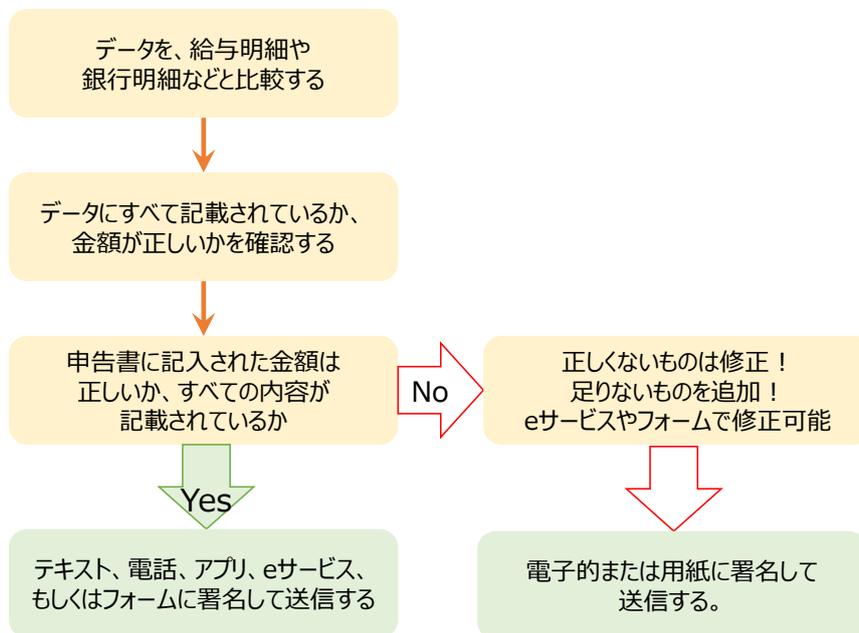
図表 V-8 2016年度の所得税申告書に関する税額の予備的計算（記入済納税申告書）

2016課税年度の所得税申告書1  
に関する税額の予備的計算

Preliminär skatteuträkning till Inkomstdeklaration 1 för inkomstår 2016			Sid 4
Namn Svensson, Johan		Person-organisationsnummer 980601-2396	
Du har inte anmält konto Årsmåtkonto i e-tjänsten Skattkonto. Annars betalas belopp under 2 000 kr inre ut automatiskt och eventuell skatteåterbäring kommer följast i augusti.		Hemortskommun 1 november 2015 SMÅSTAD	Län/Kom/Förs 020304
		Kyrkoavgift Svenska kyrkan % 1,09	Avgift annat trossamfund % 0,15
		Kommunal skatt % 32,20	
		Begravningsavgift % 0,15	
Skatteuträkningen stämmer inte om du ändrar eller lägger till något belopp i deklARATIONEN.			
稼いだ所得の概要	<b>Sammanställning förvärvsinkomst</b> Inkomst av tjänst + 30 085 Fastställd förvärvsinkomst = 30 000 Grundavdrag - 18 800 Beskattningsbar förvärvsinkomst = 11 200		<b>Sammanställning kapitalinkomst</b> Ränteinkomster, utbetalningar m.m. + 510 Överskott av kapital = 510
課税所得	<b>Skatteuträkningen ska du behålla!</b> Preliminär skatteuträkning Kommunal inkomstskatt, 32,20 % + 3 608 Statlig inkomstskatt på kapitalinkomst + 153 Kyrkoavgift till Svenska kyrkan 1,09 % + 122 Begravningsavgift 0,15 % + 16 Skattereduktion för arbetsinkomst (jobbskatteavdrag) - 1 659 Summa = 2 238 Avdragen skatt enligt kontrolluppgifter - 4 302 Beräknat belopp att få tillbaka (exklusive ränta) = 2 064		
予備的税額			
額			
還付額の見積もり	Här finns information till din skatteuträkning Egen skatteinbetalning är inte med i skatteuträkningen. Din allmänna pensionsavgift är 2 100 kr. Du har fått skattereduktion med hela beloppet. Underlag för skattereduktion för arbetsinkomst (jobbskatteavdrag) är 30 000 kr. Läs mer på skatteverket.se/jobbskatteavdrag.		

(資料) スウェーデン税務庁「Så här deklarerar du dina inkomster」に和訳を付与

図表 V-9 所得税申告のフロー



(資料) スウェーデン税務庁「Så här deklarerar du dina inkomster」を和訳

## 【スウェーデン】

### d) 租税の納付・徴収

6月から12月にかけて賦課決定がなされる。電子申告の場合は、6月に賦課決定通知書を受け取り還付等の調整が行われる。

### e) 滞納処分

5月2日までに申告しない場合、6月中旬までに警告がある。無申告者には過料が課される。9月になっても未申告の人については、税務庁から加算税が課される。

### 3. 勤労所得税額控除

スウェーデンでは、コミューン税額に対する不還付型税額控除として勤労所得税額控除（Jobbskatteavdraget）が存在する。勤労所得税額控除は地方自治体の所得税に対してのみ適用され、国税からは控除されない。

以下では、勤労所得税額控除について説明する。

#### ① 導入の経緯・目的

スウェーデンでは1980年代末まで失業率が低い水準で推移していたものの、1990年代半ばに急騰し、2000年以降も6～8%と高止まりしていた。当時、スウェーデンでは所得税の限界税率が特に低所得者に対して高くなっており、これが労働市場への参入を抑制する原因の1つであると考えられた。

こうした課題を解決することを目的として勤労所得税額控除は2007年に導入された。

#### ② 適用対象

適用対象となるのは、所得税の課税対象となる社会保障給付を除く、被雇用者所得とアクティブな事業活動からの所得がある個人である。勤労所得税額控除は雇用主が給与の支払いにおいて使用する税額表に含まれており、被雇用者が自分で控除を申請する必要はない。

所得税の課税対象となる社会保障給付には年金等が該当し、例えば年金受給者には勤労所得税額控除が適用されない。

#### ③ 控除額

控除額は65歳以上と65歳未満で異なる。税額控除は年金受給者には適用されないため、65歳以上の減税額を大きくすることで労働市場に留まることを意図した仕組みとなっている。

65歳以上と65歳未満における勤労所得額別の控除額を示したものが下表である。

図表 V-10 勤労所得税額控除額（2022年）

	勤労所得額	控除額
65歳以上	10万krまで	0.2×勤労所得
	10万～30万krまで	1.5万kr+0.05×勤労所得
	30万～60万krまで	3万kr
	60万kr～	3万kr+0.03×（勤労所得-60万kr）
65歳未満	0.91PBB <sup>注1</sup> まで	0.2×勤労所得
	0.91PBB～3.24PBB	(0.91PBB+0.3874×(勤労所得-0.91PBB)-基礎控除)×コミューン所得税率
	3.24PBB～8.08PBB	(1.812PBB+0.128×(勤労所得-3.24PBB)-基礎控除)×コミューン所得税率
	8.08PBB～13.54PBB	(2.432PBB-基礎控除)×コミューン所得税率
	13.54PBB～	(2.432PBB-基礎控除)×コミューン所得税率-0.03×（勤労所得-13.54PBB）

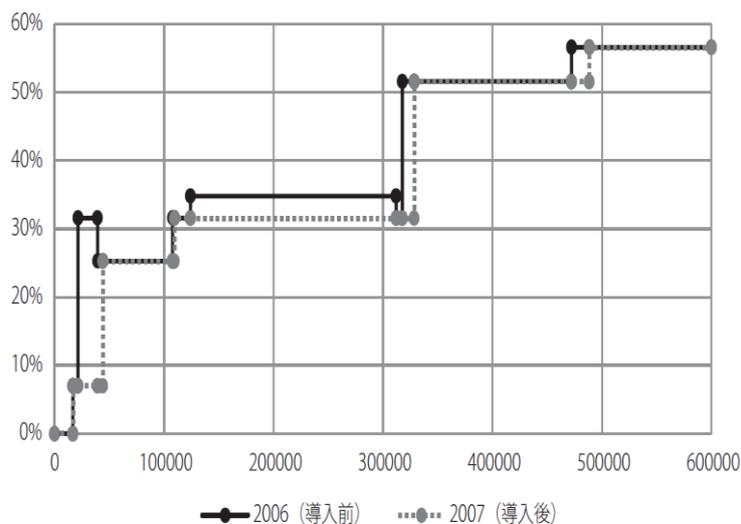
(注1) PBBはPrisbasbeloppの略記で、毎年度の物価変動を調整した、基礎控除の算定にも使用される概念である。2022年においては、1PBB=48,300krとなっている。

(資料) スウェーデン税務庁ホームページよりMURC作成

#### ④ 導入による影響

勤労所得税額控除の導入前後における限界税率を示したものが下図である。先に述べたように、導入以前においては低所得者部分でイレギュラーな限界上昇が発生していたことが見て取れる。しかし、勤労所得税額控除導入後にはそれがなくなり、所得の増加に伴って限界税率がなだらかに上昇する様子がうかがえる。また、中低所得層に対する限界税率が低下している。

図表 V-11 勤労所得税額控除導入前後の限界税率



(資料) 松田有加(2018)「スウェーデンにおける勤労所得税額控除のワーキングプア対策としての可能性」、『彦根論叢』No.415

## 第VI章 韓国

### 【概要】 116

#### 【納税者番号として用いる番号】

住民登録番号が用いられている。住民登録法を根拠に1968年に導入され、番号管理機関は行政自治部である。現在では税務をはじめ徴兵、教育、福祉、選挙、旅券等の行政業務のほか、取引契約時の本人確認等、一般の社会生活においても広く利用されている。住民登録番号は、銀行口座とも紐づけられている。

#### 【個人所得把握のための情報申告書の例】

給与の支払者、利子・配当等の支払者等は、国税庁に対して、年1回情報申告書を提出する。根拠法は、「所得税法」、「法人税法」、「相続・贈与税法」等である。給与・報酬はHome Tax という国税庁が提供する電算システムを通じて報告を行う。このほか、インボイス計算書やクレジットカード利用情報・現金領収証情報、「課税資料提出法」等に基づく行政機関の保有情報が国税庁へ集まる仕組みとなっている。

#### 【情報申告書と納税申告書の突合、確認】

国税庁に提出される情報申告書と、納税者が提出する納税申告書は国税庁において住民登録番号によって突合され、申告漏れ等を把握する。韓国では、国税庁による記入済み納税申告書は提供されていないが、納税者は、Home Tax を通じて総合所得税申告に関する給与、利子、配当所得等を確認することができる。

2006年以降、病院等の控除関係機関が、各種控除対象データを国税庁へ提出する仕組みとなっており、納税者は、控除対象データをHome Tax 上でチェックし、問題がなければそのデータに基づいて控除申告書を作成し、Home Tax を通じて雇用主に提出することができる。なお、納税者がHome Tax にログインするためには、住民登録番号を入力することが必要である。

#### 【国と地方の税務当局同士の情報連携】

国税庁へ提出された情報申告書データは、地方税務当局へ回報することとなっている。また、2000年「課税資料提出法」により、地方自治体が所管する納税者の不動産や自動車の保有状況の情報などは、国税庁へ集約される。

116 個人所得税の課税年度は、暦年ベース。  
為替レート：1ウォン=0.097円（2022年2月14日時点）

## 【韓国】

### 【所得税制度】

国税としての所得税、地方税としての所得税が存在する。いずれも現年課税である。地方所得税は、国の所得税の付加税（税率は、国の所得税率×10%）として、課税所得は国と同一であり、国税と一括して徴収される。

申告は、電子・紙のいずれでも可。納税申告については、国税・地方税を別々に行うが、国税申告後に地方税申告に遷移できるインターフェースとなっている。

また、雇用主は、従業員が上述の Home Tax を通じて提出する控除申告書をダウンロードし、支払った給与情報を基に、税額計算を行い、2月の給与で年末調整を実施する（年末調整簡素化サービス<sup>117</sup>）。

年末調整簡素化サービスは、従業員が直接全ての控除証明書類を収集する不便さを解消するために導入したものであるとともに、雇用主（源泉徴収義務者）における資料保管等のコストを削減する側面も有すると考えられている。また、国税と地方税の課税所得が同一であることから、企業にとっては、年末調整の二度手間は無い。

### 【給付付き税額控除の仕組み】

前年度給与所得をベースに、世帯構成や資産を審査した上で、勤労所得額が増加するにつれ、給付される勤労奨励金も増加するように設計されている。最大給付額に達した後は一定額の給付額が続き、さらに所得が増大すると給付額は遡減する仕組みとなっている。

給付金額は国税庁が計算し、勤労者に通知している。なお、資産情報については、自動的に国税庁に集まる仕組みとはなっていないため、国税庁は、世帯構成員の不動産、自動車、預金などの財産の内訳については対象者本人の同意を得て金融機関等へ照会をかけている。

<sup>117</sup> 2006年以降、病院等の控除関係機関が、各種控除対象データを国税庁へ提出する仕組みが導入され、納税者は、Home Tax を通じて控除申告書を作成し、Home Tax を通じて雇用主に提出することができるようになった。雇用主は、この情報と支払給与をもとに税額計算を行い、2月末に年末調整を行う。

## 【韓国】

### 1. 所得情報の把握の仕組み

---

#### (1) 住民登録番号の活用

##### ① 導入年・根拠法

韓国では、住民登録番号が納税者番号として用いられている。住民登録番号は、1961年に導入された住民登録制度を母体として1968年に導入され、1970年には取得が義務化された。根拠法は住民登録法であり、番号管理機関は行政自治部である。

住民登録制度は、当初は行政の効率化を意図して設けられたが、その後治安維持目的に活用されるようになった過程で、政府が住民情報を確実に掌握するための制度として整備が進んだ。

##### ② 住民登録番号以外の識別番号

住民登録番号以外の識別番号は用いられていない。ただし、住民登録番号は、韓国内の居住者を対象とした番号制度であり、外国人や非居住者には適用されない。外国人には、住民登録番号の代わりに外国人登録番号が適用される。

##### ③ 社会保障・税以外での利用

現在では個人に関する情報を一元管理するためのツールとして、税務をはじめ徴兵、教育、福祉、選挙、旅券等の行政業務で用いられている他、取引契約時の本人確認等、一般の社会生活においても広く利用されている。

#### (2) 情報申告制度

韓国には多くの取引を対象とした多種多様な情報申告制度が存在しており、給与、報酬、預貯金/株式/公社債の利子・配当、株式/公社債の信託取引契約・収益・価額変更、株式の売却・取得、株式の保有、転換社債の保有、保険金・年金、不動産賃貸、特定施設物の利用権の売却・取得、一般の売買取引（事業者のみ）、その他（賞金・宝くじ・ギャンブル・著作権の譲渡・貸与等による所得など）が情報申告の対象取引となっている。「所得税法」、「法人税法」、「相続・贈与税法」の各法の定めにより、住民登録番号を用いて国税庁に定期的に申告されている。

①支払調書のほか、②インボイス・計算書、③合計表、④クレジットカード利用情報・現金領収証情報、⑤「課税資料提出法<sup>118</sup>」等に基づく関係機関の情報、が法令に基づき国税庁へ集まる仕組みとなっている。国税庁は情報申告を地方税当局へ回報することとなっている。

---

<sup>118</sup> 公共機関から国税庁への報告義務対象取引を定めた法。対象となる課税資料として、中央官庁が所管する、不動産登記、補助金、許認可、特許・登録、輸出入、出入国審査等に関する情報や、地方自治体が所管する、不動産や自動車の保有状況に関する情報などが挙げられる。

## 【韓国】

代表的な情報申告書には、以下のものがある。

図表 VI-1 韓国における主な情報申告書

提出者	フォームタイトル
雇用主	勤労所得支払調書
雇用主	退職所得支払調書
雇用主	退職給与などの支払調書
報酬支払者	居住者の事業所得支払調書
報酬支払者	居住者のその他所得支払調書(講演料等受取時)
報酬支払者	非居住者の事業所得・その他所得などの支払調書
利息・配当の支払者	利息・配当所得の支払調書又は利息・配当所得支払明細書
株式発行人	株券(出資証券、公債、私債、収益証券、銀行預金、その他預金、特定施設物の利用権)名義の書換または変更調書
証券会社等	株式取引明細書
源泉徴収義務者(金融機関)	有価証券譲渡所得支払調書又は有価証券譲渡所得支払明細
銀行・保険・証券会社等	他益信託財産受託明細書
保険会社等	保険金支払調書
保険会社等	年金所得支払調書

(資料)各種情報より MURC 作成

### ① 申告対象取引と申告内容

住民登録番号ないし事業者登録番号を用いて国税庁に申告される取引には、以下のものがある。

- a) 給与
- b) 報酬
- c) 預貯金／株式／公社債の利子・配当
- d) 株式／公社債の信託取引契約・収益・価額変更
- e) 株式の売却・取得
- f) 株式の保有
- g) 転換社債の保有
- h) 保険金・年金
- i) 不動産賃貸
- j) 特定施設物の利用権の売却・取得
- k) 一般の売買取引（事業者のみ）
- l) その他：賞金・宝くじ・ギャンブル・著作権の譲渡・貸与等による所得

上記の対象取引のうち、所得税法に規定された情報申告については、「所得税源泉徴収の対象となる取引」が報告の対象となっている。

給与・報酬等の支払について、雇用主は、年1回、課税対象年の翌年の3月10日までに

## 【韓国】

国税庁に対して情報申告を行う。

### a) 給与

- 勤労所得支払調書
- 退職所得支払調書
- 退職給与などの支払調書

「勤労所得支払調書」及び「退職所得支払調書」は「所得税法」に定められた調書で、給与支払に際して源泉徴収義務を負う雇用主が提出することになっている。全ての給与所得が源泉徴収の対象となっているが、調書の提出に関しては、日雇労働者と短期アルバイトへの支払いについてのみ免除されている<sup>119</sup>。

#### 勤労所得支払調書

- 徴収義務者の個人情報：法人名（商号）、代表者（氏名）、事業者登録番号、住民（法人）登録番号、所在地または住所 …①
- 所得者の個人情報：氏名、住民（事業者）登録番号、住所 …②
- 勤務先別所得明細：勤務先名、事業者登録番号、給与、賞与、認定賞与
- 非課税所得、税額精算明細、納付税額明細

#### 退職所得支払調書

- 徴収義務者及び所得者の個人情報：①及び②と同様の事項
- 帰属年度、支払先別所得明細、勤続年数、税額精算明細、納付税額明細

一方の「退職給与などの支払調書」は、「相続・贈与税法」の定めにより、給与所得者の死亡等により、退職給与等が相続・贈与された場合に、支払原因記載の上で税務当局に提出される。

#### 退職給与などの支払調書

- 給与の種類、支払金額、支払原因、支払利息
- 支払を受けるべき者の個人情報（氏名、住民登録番号、住所）
- 実際支払を受けた者の個人情報（氏名、住民登録番号、住所、関係）

### b) 報酬

<sup>119</sup> 「所得税法施行令」第213条の②。

## 【韓国】

- 居住者の事業所得支払調書
- 居住者のその他所得支払調書（講演料等の受取時）
- 非居住者の事業所得・その他所得などの支払調書

「所得税法」の区分による「事業所得」と「その他所得」のうち、源泉徴収の対象となる所得に当たる報酬の支払者は、報酬額を源泉徴収の上、各調書を提出する。「その他所得」に分類される報酬には、雇用関係のない者が多人数に講演をして受ける講演料や謝礼金等がある。調書の提出義務を負うのは源泉徴収支払者であるため、源泉徴収の義務を負わない個人によって支払われる医師や弁護士等への報酬は適用範囲外となる。

### 居住者の事業所得支払調書

- 源泉徴収義務者の個人情報及び支払内容の合計事項：法人名（商号、氏名）、事業者（住民）登録番号、所在地（住所）、年間所得人員、年間総支払件数、年間総支払額、税額集計現況
- 所得者の個人情報及び年間所得内容：業種区分コード、所得者の氏名（商号）、住民（事業者）登録番号、内・外国人区分、支払年度、支払件数、年間支払額、税率、所得税・住民税計

### c) 預貯金/株式/公社債の利子・配当

- 利息・配当所得の支払調書または利息・配当所得支払明細書

「利息・配当所得の支払調書」は、「所得税法」により該当する利息・配当の支払者が提出することを義務付けられている調書である。支払調書に代えて源泉徴収領収書の写しである「利息・配当所得支払明細書」を提出することもできる。ただし、利息・配当所得が非課税ないし分離課税となる場合、及び残高が3万ウォン未満で1年間取引のない口座にて発生する利息・配当所得、口座別に1年間発生した利息・配当所得が3万ウォン未満である場合の当該所得、税金優待総合貯蓄に変わった債権などの保有期間利息相当額については調書提出義務の適用除外となる。

もっとも、利息・配当に関する支払調書と明細書は、「金融実名取引及び秘密保証に関する法律」が、それらの情報申告書としての利用を「滞納者の財産照会に使用する等正当な事由がある場合」に限定しているため、定期的な突合には用いられていない。

なお、預貯金残高については情報申告の対象外となっている。

### 利息・配当所得の支払調書／利息・配当所得支払明細書

## 【韓国】

- 徴収義務者：①と同様の事項
- 所得者：②と同様の事項、居住区分、所得者区分コード、口座番号、実名区分、支払年月日、所得帰属年月、所得区分、金融商品種類、金融商品コード、債券利息区分、有価証券標準コード、課税区分、支払額、利息支払対象期間、税率、源泉徴収税額、税額減免及び制限税率の根拠、英文法人名（商号）、発行年月日、徴収（報告）義務者

### d) 株式/公社債の信託契約・収益・価額変更

#### ➤ 他益信託財産受託明細書

信託業務を扱う銀行、保険、証券会社等は、「相続・贈与税法」の規定により、受託者と収益者が異なる信託口座について、初回契約時、収益支払い時、価額変更時に「他益信託財産受託明細書」を提出することになっている。

#### 他益信託財産受託明細書

- 信託財産内訳：信託財産の基本事項（商品種類、契約日、口座番号、元本価額）、変更（解約）事項（変更日、類型、変更口座）、収益配当事項（収益区分、支払方法、配当方法、最終支払日、支払金額）
- 委託・収益者の個人情報（氏名、住民登録番号、住所）

### e) 株式の売却・取得

#### ➤ 株式等の変動状況明細書

#### ➤ 株式取引明細書

#### ➤ 有価証券譲渡所得支払調書または有価証券譲渡所得支払明細

#### ➤ 株券（出資証券、公債、私債、収益証券、銀行預金、その他預金、特定施設物の利用権） 名義の書換または変更調書

「株式等の変動状況明細書」は、「法人税法」の定めにより、株式発行人が一定条件以上の株主、出資者とその保有株式、出資持分の変動について報告するものである。報告対象となるのは株券上場法人及び協会登録法人の株主のうち保有株式の額面金額の合計が 3 億ウォン以上で、その株式の時価の合計が 100 億ウォン以上満である株主と、株式ではない法人の出資者で出資総額 500 万ウォンを超える者であり、これは譲渡所得税の課税対象者と一致している。同明細書は、法人の納税申告書である「法人税法上の法人税課税標準及び税額申告書」に添付されて提出される。

## 【韓国】

### 株式等の変動状況明細書

- 株式発行法人に関する事項：事業者登録番号、法人登録番号、設立年月日、業種、法人名、輸入金額、上場（協会登録、合併、分割）日、法人区分（内国/外国/外国投資）、法人種別区分（上場/協会登録/非上場「大」/中小企業/「一般」）、代表者、事業年度、電話番号、管理区分（1口座の金額）、資本金（出資金）
- 系列法人に関する事項：グループ名、事業者登録番号、法人登録番号、総数氏名及び住民登録番号
- 株主・出資者別の株式保有及び変動事項の要約：株主・出資者（区分、氏名または法人名、住民登録番号または法人の事業者登録番号、期首における株式数、金額（時価）、持分率、変動状況（譲渡、有償増資、無償増資、相続、贈与、減資、その他の事由による減少株式数）、期末における金額（時価）、持分率、大株主との関係コード
- 株主・出資者別の株式・出資持分の譲渡状況：譲渡内容（譲渡日付、株式数または出資持分、基準時価、譲渡価額、実際取引価額、評価基準日）、譲渡者の取得内容（取得日付、株式数または出資持分、基準時価、実際取引価額、評価基準日）

「株式取引明細書」は、個人が譲渡所得の課税対象となる株式譲渡を行う際に提出する「譲渡所得課税標準申告書」に添付される書式である。「株式取引明細書」によって、国税庁は株式の譲渡額や当該株式取得者の取得原価を把握することが可能になっている。通常、同明細書は、取引を仲介する証券会社等が作成し、取引者に交付している。

### 株式取引明細書

- 株式譲渡者の個人情報：氏名、住民登録番号、住所
- 株式の内容：法人名、企業形態
- 譲受者の情報：氏名、住民（事業者）登録番号、住所
- 譲渡価額：株数、単価、譲渡価額、手数料、証券取引税額
- 取得価額：株数、単価、譲渡価額、手数料
- 譲渡差益

「有価証券譲渡所得支払調書」は、非居住者が有価証券の売却譲渡によって得る譲渡所得について、源泉徴収義務者を負う金融機関等が発行する支払調書である。譲渡所得税が非課税となる場合には提出には及ばない。利息・配当と同様、支払調書に代えて源泉徴収領収書の写しである「有価証券譲渡所得支払明細」を提出することができる。

## 【韓国】

### 有価証券譲渡所得支払調書／有価証券譲渡所得支払明細

- 徴収義務者及び所得者の個人情報：①と同様の事項
- 有価証券の種類区分、所得者区分コード、口座番号、実名区分
- 株式（債券）発行法人の個人情報
- 譲渡内訳（譲渡年月日、用途数量、譲渡価額、取得価額、譲渡差益、税率、源泉徴収税額）

「株券（出資証券、公債、私債、収益証券、銀行預金、その他預金、特定施設物の利用権）名義の書換または変更調書」は、「相続・贈与税法」上の調書で、売却・取得等の名義変更時に当該変更を取り扱う者から提出されるものである。

### 株券（出資証券、公債、私債、収益証券、銀行預金、その他預金、特定施設物の利用権）名義の書換または変更調書

- 株券などの内訳：種類、発行会社または預金機関、発行会社または預金機関の事業者登録番号、数量、金額
- 書換または変更日、変更事由
- 旧（従来）名義者の人的事項（氏名、住民登録番号、住所）、新（現況）名義者の人的事項（氏名、住民登録番号、住所）

#### f) 株式の保有

- 株式等の変動状況明細書

株式の保有状況については、上記の「株式等の変動状況明細書」で報告される。

#### g) 転換社債の保有

- 転換社債等の発行及び引受者内訳明細書

「相続・贈与税法」による「転換社債等の発行及び引受者内訳明細書」では、転換社債の発行者から引受者の内訳が報告される。

### 転換社債等の発行及び引受者内訳明細書

- 社債発行内訳：社債種類、発行日（納入日）、償還日（満期日）、発行数量、表面金利、額面価額、発行価額、転換価額、転換期間
- 社債引受者：氏名（法人名）、住民登録番号（事業者登録番号）、住所、引受日、

## 【韓国】

### 社債券面総額、関係

- h) 保険金・年金
- 保険金支払調書
- 年金所得支払調書

保険金の受取に関しては「相続・贈与税法」による「保険金支払調書」が、年金の受給に関しては「所得税法」による「年金所得支払調書」が提出される。保険金に関しては、納付者と受取人が同一で保険金支払額が 1 千万ウォン未満である場合には申告の適用除外となる。

#### 保険金支払調書

- 保険の種類、支払保険金額、保険事故発生日、保険金受取人の個人情報（住所、氏名、住民登録番号）

#### 年金所得支払調書

- 徴収義務者及び所得者の個人情報：①と同様の事項
- 年金支払内訳、税額計算明細、納付税額明細

## ② Home Tax システムの導入による年末調整

韓国では、2006 年より病院等の控除関係機関<sup>120</sup>が、各種控除対象データを国税庁へ提出する仕組みとした上で、従業員に提供する年末調整簡素化サービスが導入された。

年末調整簡素化サービスでは、まず、病院等の控除関係機関が控除対象額に係るデータを対象者の住民登録番号とともに、1 月上旬までに国税庁に電子的に登録する。

従業員は、控除関係機関から登録された控除対象データを Home Tax（国税庁による税務手続き支援システム）上でチェックし、問題がなければそのデータに基づいて控除申告書を自動的に作成し、Home Tax を通じて雇用主に提出する<sup>121</sup>。なお、従業員は、雇用主の支払調書に基づく所得情報（給与や報酬等）も、Home Tax システム上で閲覧・利用することも可能となっている。納税者（従業員）が Home Tax にログインするためには、住民登録番号を入力することが必要である。

なお、Home Tax で納税者が確認できるものは、総合所得税申告のために必要な情報に限

<sup>120</sup> 控除関係機関とは、個人所得税における所得控除対象となる医療費や保険料を納める病院や保険会社等のことである。

<sup>121</sup> 他に、従業員が控除申告書を紙で印刷して雇用主に提出する方式、従業員が Home Tax からダウンロードした控除申告書（PDF 形式）を雇用主の給与計算システムにアップロードする方式などが存在する。

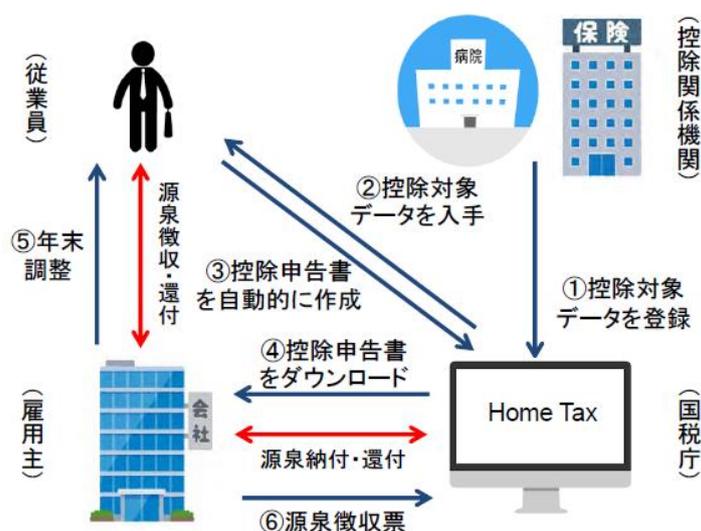
## 【韓国】

られる。給与、年金、利子、配当等は確認できるが、不動産譲渡所得については総合所得税の対象でないため、情報を得ることはできない。

一方、雇用主は、提出された控除申告書を Home Tax からダウンロードし、支払った給与情報を基に、税額計算を行い、2月の給与で年末調整を実施する（過去からの慣行上、「年末調整」と呼ばれているが、実際は年明けに調整を行う）。

年末調整簡素化サービスは、従業員が直接全ての控除証明書類を収集する不便さを解消するために導入したものであるとともに、雇用主（源泉徴収義務者）における資料保管等のコストを削減する側面も有すると考えられている。

図表 VI-2 韓国におけるHome Taxシステムを用いた年末調整の仕組み



(注) 番号は、フローの順序を示す。

(資料) 政府税制調査会 (2017) 「海外調査報告－韓国－」

なお、地方税の課税所得と国税の課税所得は同一であることから、企業にとっては、年末調整の負担は重くない。国税・地方税についての二度手間は無く、国税庁に申告したデータは、行政安全部を経由して地方自治体に共有される。

【韓国】

図表 VI-3 韓国と日本における年末調整スケジュールの比較

【日本】			【韓国】			
従業員	雇用主 (or控除関係機関)	国税庁 (or市町村)	月	従業員	雇用主 (or控除関係機関)	国税庁
	← 金融機関等が控除証明書を郵送 (~11月下旬頃)		11			
	→ 控除申告書・証明書(~12月上旬頃)		12			
	← 年末調整(12月の給与・賞与)					
			1	→ 控除関係機関が控除対象データを国税庁へ提出 (~1月7日)		
				← ..... Home Tax上で控除対象データを入手(1月15日~)		
	← 源泉徴収票(~1月末)			→ 控除申告書・証明書(~1月末)		
			2	← 年末調整(2月の給与)		
	→ 必要に応じ確定申告 (~3月15日)		3	→ 源泉徴収票 (対従業員:~2月末、対国税庁:~3月10日)		
			4			
	← ..... 個人住民税賦課決定通知(~5月末)		5	→ 必要に応じ確定申告(~5月末)		

(資料) 政府税制調査会 (2017) 「海外調査報告—韓国—」

③ 所得把握のための各種の制度が存在

韓国では、必要な各種情報申告書が幅広く国税庁に集まる仕組みが構築されており、各種情報申告書のマッチングにより、申告等の内容の適正性を確認している。

年末調整手続に必要な各種控除のためのデータが控除関係機関から Home Tax に集まる仕組みを構築するとともに、給与・利子・配当の支払調書はすべて国税庁へ提出される。また、納税者利便の向上等の観点から、支払調書等に基づく所得情報等を、Home Tax システムを通じて納税者に提供することが可能となっている。ただし、Home Tax で納税者が確認できるものは、総合所得税申告のために必要な情報に限られる。給与、年金、利子、配当は照会できる。不動産譲渡所得については総合所得税の対象でないため、情報を得ることはできない。

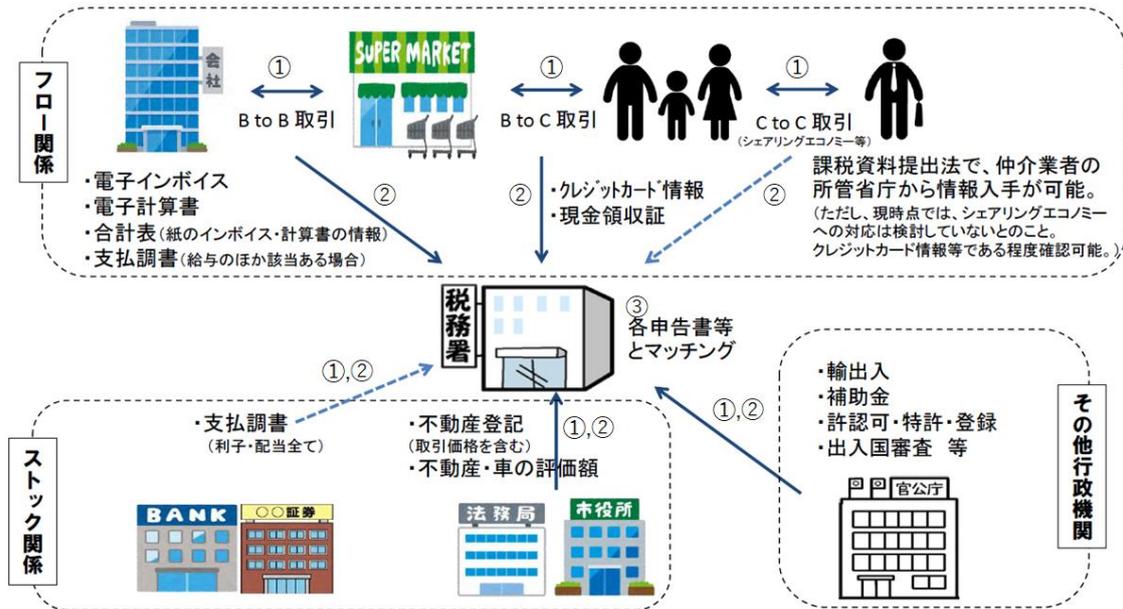
また、B to C 取引として、クレジットカード利用情報が与信専門金融業協会から国税庁へすべて提出される。現金取引については、小売店の専用端末を通じてオンラインで「現金領収書」が国税庁に提出される。なお、消費者からの要求がない場合には現金領収証の発行は不要のため、その発行を促すために、所得税において現金領収証の受領額に応じた控除も導

【韓国】

入している<sup>122</sup>。

さらに、中央官庁が所管する不動産登記、輸出入、補助金等の情報や、地方自治体が所管する、納税者の不動産や自動車の保有状況の情報など、行政機関等の保有情報を税務行政に活用するため、2000年から「課税資料提出法」が施行されている。法施行前までは、必要に応じ個別に資料提出を要請するが多かったが、包括的な根拠法が必要という問題意識から法律が制定された。

図表 VI-4 韓国における個人所得把握のフロー図



(注) 番号は、フローの順序を示す。

(資料) 政府税制調査会 (2017) 「海外調査報告－韓国－」を基に MURC が加筆

④ 資産所得の把握について<sup>123</sup>

不動産登記を行う際には登記申請書に住民登録番号も記載する仕組みであり、また、不動産取引の透明性を確保する観点から、不動産登記法において、売買の場合には2006年から取引価格を登記簿に記載する制度となっている。

法令に基づき、登記所から国税庁へ提供される取引価格を含んだ不動産登記情報を基に、

<sup>122</sup> これらの仕組みが相まって、BtoC取引を行う小売業者の適正な申告に大きく貢献したと考えられている。他方で、クレジットカードの利用額や現金領収証の受領額に応じた控除（所得控除）については、①高所得者に有利な仕組みとなっていること、②給与所得者1,700万人中900万人が適用し、課税ベースが20.6兆ウォン（1.9兆円（2015年実績））剥落するとともに、給与所得者のうちの非納税者（2014年48%）が多いことの一因となっていること、③取引内容に制限を設けておらず、例えば、医療費控除等の他の控除との重複適用や、控除の付替え（非納税者である親の買い物を納税者である子の名義で行う等）も起きている。（政府税制調査会（2017）「海外調査報告－韓国－」より。）

<sup>123</sup> 本項は、政府税制調査会（2017）「海外調査報告－韓国－」および韓国国税庁OBへのインタビューに負っている。

## 【韓国】

2016年には譲渡所得税の申告手続等を納税者に通知する「譲渡所得税総合案内」ポータルが構築された。

不動産譲渡・取得に関して、不動産取得者は、地方自治体に対して資金の出所も含めて申告しなければならない。一方、不動産譲渡者は税務当局に対して譲渡所得を得たことを申告しなければならない。不動産情報は、地方自治体から国土交通部に情報連携され、国税庁は国土交通部から定期的に情報提供を受けている。国税庁は、譲渡者の金融取引の内訳もチェックして異常がないかを確認する。地方自治体は取得者から取得時申告を受けるため、取得者の情報をチェックする一方、国税庁は譲渡者の申告内容をチェックする。

不動産登記や不動産・自動車の保有情報は、所得課税（個人・法人）や資産課税（相続税・贈与税）の適正執行だけでなく、ストック要件が課されている低所得者を対象とする勤労奨励税制（EITC: Earned Income Tax Credit）に係る国税当局の審査でも活用されている。EITCの審査では金融資産も審査されているが、金融資産の残高情報が自動的に国税庁に集まる仕組みとはなっていないため、EITCの申請の都度、国税庁は金融機関から情報を取っている。

### ⑤ 国税庁におけるマッチング

韓国国税庁では、2014年より運営方針を、事後的な税務調査による罰則から、事前案内による正確な納税奨励の強化に転換しており、収集した各種情報をNTIS(Neo Tax Integrated System:次世代国税行政システム)でマッチングを行い、5,000万ウォン以上の滞納者の財産・所得・消費内訳を毎月分析し、滞納管理を行う「財産隠匿嫌疑分析システム」を導入した。出入国管理法上、5,000万ウォン以上の滞納がある者に対して出国を禁止できる制度が存在しているため、租税債権の回収困難化を防ぐ効果があると考えられている。

### ⑥ 国と地方と協力・役割分担

国税庁に申告したデータは、直ちに地方税を統括する行政安全部に引き渡される。行政安全部に引き渡された情報は、地方自治体に対して共有されている。地方自治体は、地方所得税徴収のための情報照会が可能だが、所得情報のローデータは入手できない。国税の電算システムに入ることができる機関は、国税庁のみである。

なお、申告についても、国税・地方税は別々に申告しなくてはならないものの、地方税についてはwe taxという共通システムを構築しており、国税申告書提出のボタンを押した後、続いて地方税申告書提出ボタンを押すことができるインターフェースとなっている。

## 【韓国】

### 2. 個人所得税の仕組み

#### (1) 個人所得税（国税）

韓国の課税年度は、1月1日から12月31日までの暦年である。個人所得税は、総合所得に対する累進課税となっており、居住者の場合、個人所得税は、全世界所得が課税対象であり、非居住者の場合、韓国国内における源泉所得に課税される。

課税所得は、勤労所得、事業所得、利子、配当、年金給付であり、キャピタルゲインなど、譲渡所得や退職所得は分離課税となっている。

なお、個人所得に対しては地方税が存在し、税率は個人所得税の10分の1である（国の所得税に対する付加税方式。地方所得税率＝国税の所得税率×10%）。各種所得控除後の課税所得金額は、国税も地方税も同一である。また、韓国の場合、前年所得ではなく個人所得税と同時に現年課税され、居住者、非居住者に関わらず、個人所得税の課税対象に対して課税される。また、日本のように従業員の居住地ではなく、韓国では事業所所在地の地方自治体に対して納付する<sup>124</sup>。なお、課税自主権の拡充等の観点から、地方自治体ごとに課税標準・税率を決定できることが予定されているが、2021年度現在、実現していない。

2021年度における個人所得税率は、以下のとおりである。ただし、居住者であっても、外国人の場合、最初に労働を提供した日から5年以内に終了する課税期間であれば、勤労所得に対する税率は19%を選択することができる。

図表 VI-5 韓国における個人所得税率

課税所得（ウォン）	税額・税率
1,200 万以下	6%
1,200 万～4,600 万以下	72 万ウォン+1,200 万ウォン超過額の 15%
4,600 万～8,800 万以下	582 万ウォン+4,600 万ウォン超過額の 24%
8,800 万～1 億 5,000 万以下	1,590 万ウォン+8,800 万ウォン超過額の 35%
1 億 5,000 万～3 億以下	3,760 万ウォン+1 億 5,000 万ウォン超過額の 38%
3 億～5 億以下	9,460 万ウォン+3 億ウォン超過額の 40%
5 億～10 億以下	1 億 7,460 万ウォン+5 億ウォン超過額の 42%
10 億超	3 億 8,460 万ウォン+10 億ウォン超過額の 45%

（資料）JETRO「韓国 税制 その他の税制 詳細」2020年11月30日

#### ① 所得控除項目

韓国では所得控除が広く認められており、大きく所得控除と総合所得控除の2つが存在す

<sup>124</sup> 付加税方式のため、源泉徴収票を別途地方税務当局へ提出する必要はない。国税庁から地方税務当局へ回報される仕組みとなっている。

## 【韓国】

る。前者の所得別控除には勤労所得控除、年金所得控除、退職所得控除があり、後者の総合所得控除には人的控除、年金保険料控除、特別控除などがある。

### a) 所得別控除

分離課税を採用している退職所得控除を除いた勤労所得控除と年金所得控除については、以下とおりである。

## 7. 勤労所得控除

居住者の勤労所得に対しては総合総額に応じて以下の控除率で控除ができる。日払の場合は、1日当たり15万ウォンが控除でき、複数の勤労所得が存在する場合はこれを合算した額から控除を実施する。なお、控除額の上限は2,000万ウォンである。

図表 VI-6 勤労所得控除の控除率

総合所得（ウォン）	控除率
500万以下	総合所得の70%
500万～1,500万以下	350万+500万を超える金額の40%
1,500万～4,500万以下	750万+1,500万を超える金額の15%
4,500万～1億以下	1,200万+4,500万を超える金額の5%
1億超	1,475万+1億を超える金額の2%

（資料）韓国所得税法第47条

## イ. 年金所得控除

年金所得に対しては、居住者を対象に所得額に応じて以下の額を控除できる。

図表 VI-7 年金所得に対する控除

年金所得（ウォン）	控除額・控除率
350万以下	年金所得額
350万～700万以下	350万+350万を超える金額の40%
700万～1,400万以下	490万+700万を超える金額の20%
1,400万超	630万+1,400万を超える金額の10%

（資料）韓国所得税法第47条の2

## 【韓国】

### b) 総合所得控除

#### ア. 人的控除

人的控除には基礎控除と追加控除があり、それぞれ所得税法第 50 条、51 条で規定されている。

基礎控除は所得がある居住者本人と、以下の条件を満たした人数に対して、1 人当たり 150 万ウォンが控除できる。

- ・居住者の配偶者で、年間所得が 100 万ウォン以下の者
- ・居住者またはその配偶者の 60 歳以上扶養家族で年間所得金額が 100 万ウォン以下の者
  - ・居住者またはその配偶者の同居している、20 歳以下の養子 で年間所得金額が 100 万ウォン以下の者（養子に障害を持つ配偶者がいる場合、その配偶者も含む）
- ・居住者の兄弟、姉妹で、20 歳以下、60 歳以上で年間所得金額が 100 万ウォン以下の者
- ・国民生活保障法に基づく支援対象で、大統領令で定められた者
- ・児童福祉法の対象で、大統領令で定められた者

追加控除には、次の 4 つがある。

- ・敬老優待控除：本人または基礎控除対象者のうち 70 歳以上の者がいる場合、1 人当たり 100 万ウォンが控除できる。
- ・障害者控除：本人または基礎控除対象者のうち障害者がいる場合、1 人当たり 200 万ウォンが控除できる。
- ・婦女子控除：配偶者がいない女性で扶養家族のいる女性世帯主または配偶者のいる女性勤労者に対しては 1 人当たり 50 万ウォンが控除できる（総合所得金額が 3 千万ウォン以下である場合に限る）。
- ・一人親家庭控除：配偶者がいない居住者で、基本控除対象者である扶養家族または養子がいる場合、年に 100 万ウォンが控除できる。

#### イ. 年金保険料控除

所得税法 51 条の 3 により、一定の要件を満たす国民年金等の年金保険料は 100%が勤労所得から控除できる。控除対象となる保険は以下のとおりである。

- ・国民年金法による年金保険料（使用者負担分を除く）
- ・公務員年金法、軍人年金法、私立学校教職員年金法、特定郵便局法による勤労者負担金
- ・勤労者退職給与保障法または科学技術人共済会法による勤労者負担金（ただし、年金貯蓄振込額との合計が年 400 万ウォンを超過する場合、その超過する金額はないものとする）

## 【韓国】

### ウ. 住宅担保老後年金（リバースモーゲージ）支払利息控除

所得税法第 51 条の 4 により、年金所得のある居住者が住宅担保老後年金を受けた場合は、その年金に対して該当課税期間に発生した支払利息相当額を年金所得金額から控除する。控除する利息相当額が 200 万ウォンを超過する場合は 200 万ウォンを控除し、年金所得金額を超過する場合はその超過金額はないものとする。

### エ. 特別控除

所得税法第 52 条には政策的な控除として特別控除が規定されており、具体的な内容は以下のとおりである。

#### 1) 保険料控除

保険料控除の種類は、国民健康保険料、雇用保険料、長期介護保険料の 3 つに区分されており、それぞれの控除限度額は、それぞれ次のとおりである。

- ・ 国民健康保険料：支出額全額控除
- ・ 雇用保険料：支出額全額控除
- ・ 長期介護保険料：支出額全額控除

#### 2) 住宅資金控除

住宅資金控除は、世帯主あるいは世帯主に資格がない場合は世帯人 1 人に適用される。

住宅を所有していない世帯が、大統領令が定める基準以下の住宅を借りる際、保証金<sup>125</sup>を融資によって調達している場合、融資に対する返済額の 40% を、300 万ウォンを限度に所得から控除できる。

住宅を所有していないあるいは 1 戸だけ所有している世帯で、取得時の住宅査定価格が 5 億ウォン以下の住宅については大統領令が定める住宅ローンの元利償還金を、年間 500 万ウォンを上限に所得から控除することができる。

### オ. クレジットカードなどの使用金額に対する所得控除

年間のクレジットカードなどを使用して財貨または役務の供給を受けた金額が総給与・報酬額の 25% を超過する場合、クレジットカードなどの使用金額の 15%<sup>126</sup> を控除できる。

---

<sup>125</sup> チョンセと呼ばれる韓国独特の住宅賃貸制度で、日本の敷金に該当する保証金を支払い、住宅を借りる仕組みである。貸主はこの保証金を運用して賃貸料に充てるため、借主に家賃は発生しない。周藤 (2012)によると、通常 2 年契約で、契約後保証金は借主に返済される。1995 年には全世界帯の 29.7% がこの仕組みで住宅を借りており、保証金は住宅価格の 40~70% となっている。このため、保証金を融資によって調達する場合もあり、この返済額に対して所得控除が実施される。(周藤利一 (2012)「韓国の不動産取引制度に関する研究 (その 2)」)

<sup>126</sup> 購入財貨が書籍、公演、展覧会チケットなどの場合は 30%、公共交通料金等の場合は 40% が控除できる。

## 【韓国】

図表 VI-8 クレジットカード等の使用金額に対する控除上限額

総給与・報酬（ウォン）	控除上限額
7,000 万以下	総合所得の 20%と 330 万ウォンの小さい額
7,000 万～1.2 億以下	総合所得の 20%と 280 万ウォンの小さい額
1 億超	総合所得の 20%と 230 万ウォンの小さい額

（資料）韓国国税庁”Foreign Language Manual for 2020 Year-End Tax Settlement”

### カ. 従業員持株組合拠出所得控除

勤労者福祉基本法による従業員持株組合に拠出した金額（当該年度の拠出金と 400 万ウォンのうち小さい金額）が控除される。

### ② 税額控除項目

2013 年の税制改正において、所得再分配機能の向上等を目的として、基本控除は所得控除を維持したものの、医療費や教育費等に係る控除については所得控除を税額控除化した。税制改正が適用された 2014 年所得の年末調整時に、一部の勤労者の税負担が増加することが判明し、混乱が生じたため、税額控除額を拡大させるなどの補完対策を実施した。これらの結果、高所得者の負担は増えたものの、勤労所得者のうち所得税を納めない非納税者の割合が大きく増加し、足元では約半分が所得税を納めない状況になっており、課税ベースを拡大して中低所得者にも所得税を納めてもらうべき、との意見も出始めている。

主な税額控除は以下のとおり。

- ・ 勤労所得税税額控除（勤労所得税による税額増加に伴い遡増）
- ・ 児童税額控除（児童の数・年齢によって控除額を加算）
- ・ 標準税額控除（定額）または実額控除<sup>127</sup>
- ・ 勤労奨励税制（次項にて詳述）
- ・ 児童奨励税制（総給与額の増加に伴い遡減・消失。控除しきれない場合は還付）

### (2) 個人所得税の納税申告の方法

納税申告については、国税・地方税は別々に申告しなくてはならないものの、地方税については **we tax** という共通システムを構築しており、**Home Tax** 上で国税申告書提出のボタンを押した後、続いて地方税申告書提出ボタンを押すことができるインターフェースとなっている。

<sup>127</sup> 実額控除には、医療保険料控除・住宅ローン控除（所得控除）、医療費控除・生命保険料控除・教育費控除・寄付金控除（税額控除）

## 【韓国】

申告経路は、国税の所得税申告として、①Home Tax へログイン→申告納付→税申告→総合所得税の申告を終えた後、ステップ2として、we tax へ遷移し、②申告内訳→地方所得税申告という流れとなる。

なお、前節 2.(2)②Home Tax システムの導入による年末調整も参照されたい。

【韓国】

3. 給付（付き税額控除）の仕組み－勤労奨励税制－

韓国における給付・控除には、勤労奨励税制（Earned Income Tax Credit）と児童奨励税制の二種類が存在する。

うち、勤労奨励税制は、勤労所得額が増加するにつれ、給付される勤労奨励金も増加するように設計されており、最大給付額に達した後は一定の所得水準まで最大給付額が維持され、さらに所得が増加すると給付額は逡減しはじめ、ゼロになる所得水準まで税額控除額は減少する。

給付額は、前年度の所得をベースに計算される。申請可能な者は、配偶者もしくは18歳以下の1人以上の扶養子女を有している者、単身者であり、申請は世帯単位で行う。

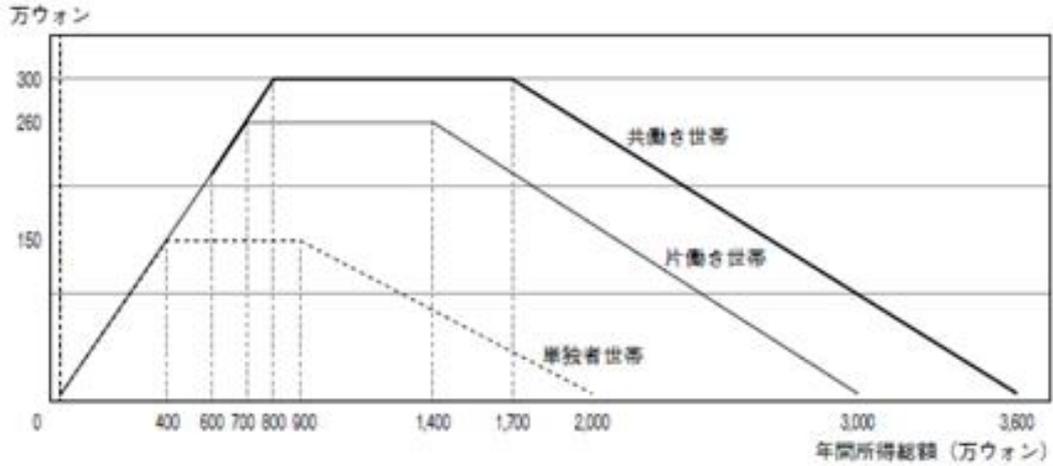
図表 VI-9 韓国の勤労奨励税制の概要

	概要
導入目的	○国民基礎生活保障の対象となるが、所得保障給付が受けられない世帯とその次の低所得階層の世帯をターゲットに、勤労を通じた貧困脱出を図る第二のセーフティーネットとすること。
対象	○配偶者もしくは18歳以下の1人以上の扶養子女を有している者 ○単身者
給付の仕組み	○税額から控除（控除しきれない額を給付）
給付額 (控除税額)	<p>&lt;2019年度の場合&gt;</p> <p>夫婦子2人の場合、税額控除額は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得800万ウォンまで控除率37.5%で逡増(上限額300万ウォン)</li> <li>・所得1,700万ウォンまで定額</li> <li>・所得1,700万ウォン超で控除率約15.79%で逡減</li> <li>・所得3,600万ウォンで控除額消失</li> </ul>

(資料) 韓国国税庁ホームページ

【韓国】

図表 VI-10 韓国の勤労奨励税制の仕組み



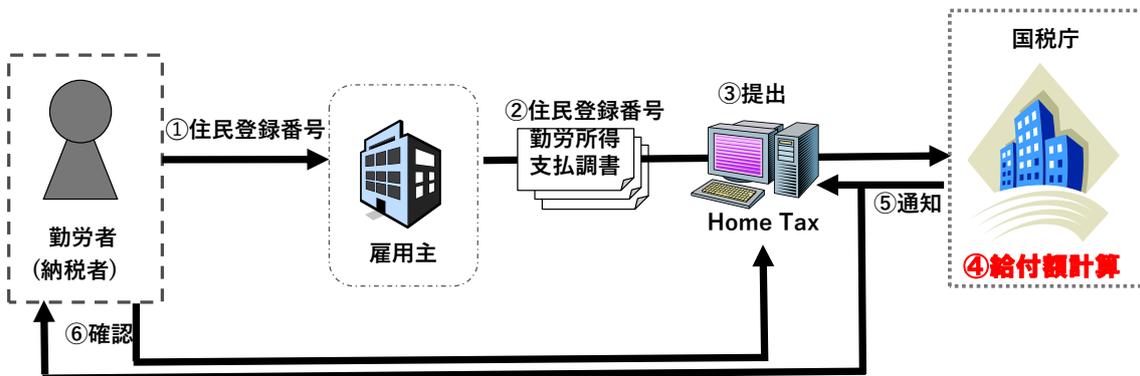
出所：韓国国税庁 HP 参考資料室『勤労奨励金・子女奨励金案内（韓国語）』15 頁

（資料）田近栄治・花井清人(2020)「韓国勤労奨励税制（EITC 制度）の運営と残された課題」『成城大学経済研究所年報』第 33 号（2020 年）

勤労所得の内訳は雇用主が国税庁に情報申告を行い、国税庁は、勤労所得・扶養家族の情報に基づき、勤労奨励税制の対象者を選別している。所得資料は雇用主が提出するが、勤労奨励税制の給付金額は国税庁が計算し、勤労者に通知している。

なお、勤労奨励税制では、金融資産等の残高も審査されるが、資産情報については、自動的に国税庁に集まる仕組みとはなっていない。そのため、国税庁は、世帯構成員の不動産、家賃保証金（敷金）、自動車、預金などの財産の内訳については対象者本人の同意を得て金融機関等へ照会をかけている。

図表 VI-11 韓国の勤労奨励税制の手続きフロー図



(資料)各種情報より MURC 作成

## 第 VII 章 諸外国からの示唆と考察

### 1. まとめ

---

前章までの諸外国における納税者番号（またはそれに類する番号）を用いた個人所得の把握状況、国と地方の税務当局間での情報共有、雇用主の情報申告用サイトの整備状況や年末調整の有無、納税者用の税務ポータルサイトの整備状況をまとめると、次の図表のとおりとなる。

図表 VII-1 諸外国における個人所得情報把握の状況

国名		日本			アメリカ			カナダ			
納税者番号	納税者番号	マイナンバー			社会保障番号 (SSN)			社会保険番号(SIN)			
	導入年	2016年			1936年(納税時利用は1961年以降)			1964年			
	管轄機関	総務省・地方公共団体情報システム機構			社会保障庁 (SSA)			カナダ人的資源・能力開発省 (Employment and Social Development Canada)			
	番号取得義務の有無	○			○			○			
	適用業務	税務、各種給付、年金等			税務、社会保険、年金等			税務、失業保険、年金等			
	金融口座等との紐づけ	△(要請段階)			○			○			
	税務利用上の他の識別番号	なし			なし			なし			
情報申告制度	提供者	給与・報酬支払者	利息・配当等の支払者(金融機関等)	その他	給与・報酬支払者	利息・配当等の支払者(金融機関等)	その他	給与・報酬支払者	利息・配当等の支払者(金融機関等)	その他	
	受取機関	国税庁	国税庁	国税庁	社会保障庁 SSA(内国歳入庁 IRSへ提供)	内国歳入庁 IRS	内国歳入庁 IRS	カナダ歳入庁 CRA	カナダ歳入庁 CRA	カナダ歳入庁 CRA	
	具体的な情報	給与・報酬(フロー)	○	—	—	○	(社会保障庁 SSAから入手)	—	○	—	—
		利息・配当(フロー)	—	○	—	—	○	—	—	○	—
		不動産譲渡(フロー)	—	—	○	—	—	○	—	—	× <sup>*1</sup>
		ストック	—	×(注1) ○(注2)	—	—	×(注1)	—	—	×(注1)	—
その他	—	—	—	—	—	○(クレジット カード利用情報: 20,000ドル 超かつ取引200 回以上)	—	—	—	—	
情報の整合性の確認	・国税庁が情報申告書と納税申告書のデータをマイナンバーをキーにして突合			・IRSが情報申告書と納税申告書のデータをSSNをキーにして突合			CRAが情報申告書と納税申告書のデータをSINをキーにして突合				
国と地方の情報連携	○ <sup>*3</sup> 国税庁から、前年度の所得を市町村へ報告 市町村は、氏名・住所・生年月日等により突合			○			○				
利便性向上の仕組み	雇用主等向け	e-Tax (2021年以降)			× 情報申告書の提出は年1回			・電子提出サイト(名称無し) ・情報申告書の提出は年1回			
	納税者個人向け	マイナポータル(e-Taxとも連携)			Your Online Account			・My Account ・記入済納税申告書(電子申告のみ2015年から)			
	その他										
所得税制度	国	現年課税			現年課税			現年課税			
	地方	翌年度課税			現年課税(導入州)			現年課税			
	年末調整	○			×			×			
給付付き税額控除	×			還付可能税額控除(勤労所得税額控除、児童税額控除)			還付可能税額控除(カナダ 勤労給付、GST/HST クレジット)				
<p>(注1)ストックの金融資産については、マネーロンダリング対策のための法律に基づき、口座開設時に本人確認及び同記録保存義務が金融機関に課されており、その情報を税務当局も利用することができる。ただし、各国とも、口座残高情報については情報申告書の対象外。</p> <p>(注2)提出基準(「所得 2,000 万円超」かつ「総資産3億円以上または有価証券等1億円以上」)に該当する者は、保有する財産・債務の明細を時価で記載した「財産債務調書」を提出する必要がある。</p> <p>*1: CRAが作成する記入済申告書には、不動産譲渡の情報が記載されていないことから、CRAは不動産譲渡に関する情報を情報申告制度を通して把握していない、と類推できる(報告書図表II-4を参照)</p> <p>*2: 不動産業者や借主等が、フォームROPL-01により、HMRCに報告していると考えられる(報告書図表III-2を参照)。</p> <p>*3: 総務省(2020)「個人住民税の現年課税化」のp.5における記述より。</p>											

(資料) 各種資料より MURC 作成

【諸外国からの示唆と考察】

イギリス			オーストラリア			スウェーデン			韓国		
国民保険番号(NINO) ※税務利用は一部			納税者番号(TFN)			個人識別番号(PIN)			住民登録番号		
1948年			1989年			1947年			1968年		
労働・年金省(DWP)、関税歳入庁(HMRC)			国税庁(ATO)、財務省、法務省、プライバシー委員会			税務庁(STA)			行政自治部		
○			× (事実上は必須)			○			○		
保険料納付・給付金請求 一部の税務目的利用			税務、公的給付受給			税務、社会保険、統計、教育等			税務、社会保険、旅券発行		
○			○(事実上は必須)			○			○		
Unique Taxpayer Reference(UTR)			なし			銀行ID			なし		
給与・報酬支払者	利息・配当等の支払者(金融機関等)	その他	給与・報酬支払者	利息・配当等の支払者(金融機関等)	その他	給与・報酬支払者	利息・配当等の支払者(金融機関等)	その他	給与・報酬支払者	利息・配当等の支払者(金融機関等)	その他
歳入関税庁HMRC	歳入関税庁HMRC	歳入関税庁HMRC	国税庁ATO	国税庁ATO	国税庁ATO	税務庁STA	税務庁STA	Lantmäteriet(財務省傘下の地図・地籍・土地登記庁)	国税庁	国税庁	国税庁 地方自治体
○(給与等支払いの都度)	—	—	○(給与等支払いの都度)	—	—	○	—	—	○	—	—
—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—
—	—	○*2	—	—	× 州からATOへ不動産情報を提供	—	—	× 税務庁は土地登記情報を常時参照可能	—	—	・取得者は、自治体に資金出所も含め申告 ・譲渡者は国税庁に対して譲渡所得を申告 ・不動産情報は自治体⇒国土交通部⇒国税庁 ・国税庁は譲渡者の金融取引をチェック
—	×(注1)	—	—	×(注1)	—	—	×(注1)	—	—	×(注1)	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
・一部の名寄せにNINOを利用 ・Information Notice制度により納税者や第三者へ情報提供要請			ATOが情報申告書と納税申告書のデータをTFNをキーにして突合			税務庁が情報申告書と納税申告書のデータをPINをキーにして突合			国税庁が情報申告書と納税申告書のデータを住民登録番号をキーにして突合		
—			地方所得税は存在しないため、情報連携は無い。ただし、TFNを介さない不動産譲渡のような情報での連携はあり。			税務庁が一括把握			国税庁が、情報申告制度により収集した情報(データ)は、地方税当局へ回報		
・Real Time Information(RTI)によるリアルタイム情報申告			・Single Touch Payroll(STP)によるリアルタイム情報申告			電子提出サイト(名称無し)提出は年1回			・Home Tax(国税庁の税務手続き支援システム)により国税庁へ提供		
・Personal Tax Account ・所得税簡易申告制度(2017年～。源泉徴収不完全者のみ) ※記入済納税申告書に類似した制度			・myGov(myTax) ・記入済納税申告書 ・高等教育融資プログラム(HECS-HELP)			・Mina Sidor ・記入済納税申告書			・Home Taxにより、総合所得税申告に関する給与、利子、配当所得等を確認 ・Home Taxにより、まず国税庁、引き続きwe tax(地方税共通の税務手続き支援システム)に遷移して地方税の納税申告を実施 * Home Tax画面からwe tax画面にそのまま遷移するインターフェイスとなっている。		
									・Home Taxにより「年末調整簡素化サービス」を実施 * 病院等の控除関係機関が控除対象額に係るデータを対象者の住民登録番号とともに、国税庁に電子的に提供。 * 従業員は、登録された控除対象データをHome Tax上でチェックした上で、控除申告書を自動的に作成し、Home Taxを通じて雇用主に提出		
現年課税			現年課税			現年課税(高額所得者のみ)			現年課税		
—			—			現年課税			現年課税(国税の付加税)		
×			×			×			○		
ユニバーサルクレジット(従来の勤労税額控除や児童税額控除等を置き換え)			不還付型税額控除(低所得者税額控除LMITO、および低所得者税額控除LITO)			不還付型税額控除(勤労所得税額控除)			還付可能税額控除(勤労奨励税制、児童奨励税制)		

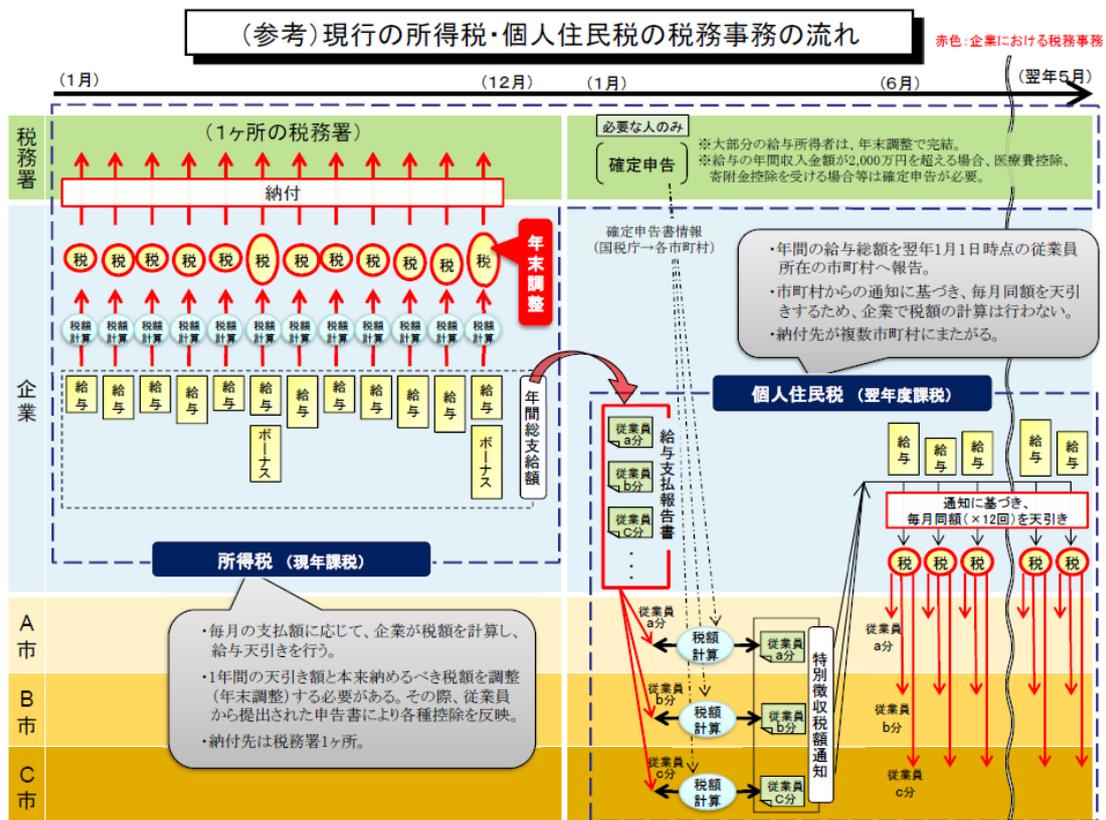
## 2. 示唆と考察

我が国においても、マイナンバーを利用して国・地方自治体の間で、個人所得に関する税務情報の連携をさらに推進し、地方所得税の現年課税化を行うことは、制度上は可能であると考えられる。

現状では、市町村の税務部局は様々な情報申告書、その他独自調査等による情報を、納税者の氏名・住所・生年月日等により名寄せ・突合している状況がある。

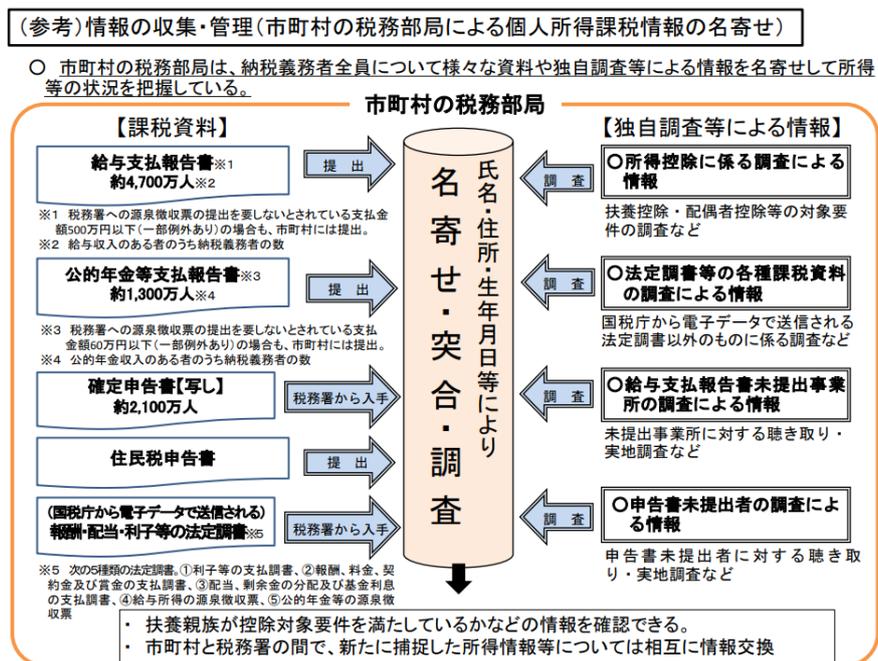
ここでは、実務上の課題（システムの不備、情報連携の手続きが煩雑である等）や対応策について検討を行う。

図表 VII-2 現行の所得税・個人住民税の税務事務の流れ



(資料) 総務省 (2020) 「個人住民税の現年課税化」

図表 VII-3 市町村の税務部局における個人所得課税情報の名寄せ



(資料) 総務省 (2020) 「個人住民税の現年課税化」

### (1) リアルタイムでの情報の把握

イギリスの Real Time Information システム (RTI) やオーストラリア Single Touch Payroll システム (STP) に見られるような、給与・報酬、源泉徴収税額等をリアルタイムで情報把握することに関しては、雇用主から税務当局への情報申告が年一回である以上は、不可能である。

情報取得の頻度を上げることにより対応は可能となるが、情報取得の頻度を上げるためには、雇用主側において事務負担が増加するおそれがある。雇用主の事務負担を減らす観点からは、税務当局側からのシステム提供により、雇用主側の対応力を強化すること（給与情報・取引情報の情報申告書への自動転記等）が考えられる。

### (2) 雇用主による年末調整業務の負担軽減

我が国において、個人住民税の現年度課税に関して、大きなハードルになっていることは、特別徴収義務者の事務負担の問題（源泉徴収及び年末調整における税額計算）である。

税額計算の基礎となる扶養親族や生命保険料などの情報は所得税と個人住民税で概ね同じであり、特別徴収義務者において、税額計算のシステムを導入していれば、事務負担の増加を軽減することが可能である。

諸外国でのヒアリングにおいても、システム対応によって、情報申告の制度変更の手間は軽減することが指摘されていた。ただし、我が国において、特に中小企業では給与計算ソフト

## 【諸外国からの示唆と考察】

トの利用しない企業が存在しているため、例えば、以下の2点の措置等が考えられる。

①中小企業等における給与計算システム導入の促進・補助

②年末調整の対象範囲の縮小＋納税申告の拡大

うち、特に、②については、本来は税務当局が行うべき税額の確定を、年末調整を実施する雇用主・企業（特別徴収義務者）に負わせている、とも言える。また、企業負担を押さえ、納税申告に切り替えるとするならば、納税者における納税申告の事務負担軽減が必要である。このための対応策としては、(a)税務当局による記入済納税申告書導入、(b)納税申告事務のコスト削減等が挙げられる。

### (3) マイナンバーのさらなる活用

マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）では、銀行に対して預貯金口座とマイナンバーの紐付けを義務化しているのに対し、個人に対してはマイナンバーの届出を義務付けていない<sup>128</sup>。銀行では、預貯金口座開設時や預貯金口座保有者に対して、マイナンバーの届出を要請しているが、実際にマイナンバーの届出を行うか否かは個人の任意となっている。

マイナンバーを用いた個人所得に関する情報把握を推進する上では、銀行での個人の預貯金口座とマイナンバーとの紐づけの推進は大きな課題である。

---

<sup>128</sup> 2022年2月末現在、マイナンバーの届け出が法令で義務つけられている銀行取引としては「投資信託・債券（公共債）」「外国送金（国外向け・国外から共）」「マル優・マル特」「財形預金（住宅・年金）」「金融商品仲介」等である。

【参考】

**参考 現地機関インタビューの概要**

本調査では、情報申告制度を通じた個人所得把握や給付制度の運用状況、現行制度上の課題等については、現地の関係機関とのオンライン会議を通じて聞き取り調査を行った。なお、一部の機関については、オンライン会議に代え、メールによる文書回答を頂いた。

<現地インタビュー調査実施日（日付は日本時間）>

国名	年月日	聴取方法	対象機関
アメリカ	2021年12月2日	オンライン会議	民間事業会社
	2022年2月25日	オンライン会議	アメリカ財務省・内国歳入庁 IRS
カナダ	2021年12月10日	オンライン会議	民間事業会社
イギリス	2021年11月29日	オンライン会議	民間事業会社
	2022年2月28日	文書回答	イギリス歳入関税庁（HMRC）
オーストラリア	2021年11月11日	オンライン会議	民間事業会社
	2022年2月18日	オンライン会議	オーストラリア国税庁（ATO）
スウェーデン	2021年12月23日	文書回答	スウェーデン国税庁 Skatteverket（Swedish Tax Agency）
	2022年1月11日	オンライン会議	民間事業会社
	2022年3月9日	オンライン会議	民間事業会社
韓国	2021年11月1日	文書回答	民間事業会社
	2022年1月25日	オンライン会議	元・韓国国税庁調査課長（税理士）
	2022年1月25日	オンライン会議	民間銀行



令和3年度東京都主税局委託調査

「個人所得課税の所得再配分機能強化に向けた所得情報の活用状況等に関する各国調査委託」報告書